

平成26年第4回定例会

(12月4日招集)

山都町議会会議録

平成26年12月第4回山都町議会定例会会議録目次

○12月4日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
・議長の報告（配付のみ）	
・陳情等付託について	
日程第4 行政報告	2
日程第5 提案理由説明	5
日程第6 議案第55号 専決処分事項（平成26年度山都町一般会計補正予算（第4号））の報告並びにその承認を求めることについて	9
散会	10

○12月9日（第2号）

出席議員	11
欠席議員	11
説明のため出席した者の職氏名	11
職務のため出席した事務局職員	12
開議	12
日程第1 一般質問	12
11番 田上 聖議員	12
7番 江藤 強議員	25
3番 飯星幹治議員	39
1番 吉川美加議員	52
散会	66

○12月10日（第3号）

出席議員	67
欠席議員	67
説明のため出席した者の職氏名	67

職務のため出席した事務局職員	68
開議	68
日程第1 一般質問	68
12番 中村益行議員	68
4番 後藤壽廣議員	80
5番 藤澤和生議員	94
散会	109

○12月11日（第4号）

出席議員	110
欠席議員	110
説明のため出席した者の職氏名	111
職務のため出席した事務局職員	111
開議	111
日程第1 発委第1号 山都町議会委員会条例の一部改正について	111
日程第2 議案第56号 山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	112
日程第3 議案第57号 山都町国民健康保険条例の一部改正について	114
日程第4 議案第58号 山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	115
日程第5 議案第59号 山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	122
日程第6 議案第60号 山都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	123
日程第7 議案第61号 山都町営住宅条例の一部改正について	127
日程第8 議案第62号 平成26年度山都町一般会計補正予算（第5号）について	128
日程第9 議案第63号 平成26年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	140
日程第10 議案第64号 平成26年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	142
日程第11 議案第65号 平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	143
日程第12 議案第66号 平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について	144
日程第13 議案第67号 上益城広域連合規約の一部変更について	146
日程第14 議案第68号 字の区域の変更について（山都町白小野）	146
日程第15 議案第69号 字の区域の変更について（山都町野尻）	148

日程第16	委員会報告	請願及び陳情等付託報告について……………	149
日程第17	議長報告	各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について……………	151
閉会		……………	151

12 月 4 日 (木 曜 日)

平成26年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 平成26年12月4日午前10時0分招集
2. 平成26年12月4日午前10時0分開会
3. 平成26年12月4日午前10時37分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場（清和総合支所）議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 行政報告
 - 日程第5 提案理由説明
 - 日程第6 議案第55号 専決処分事項（平成26年度山都町一般会計補正予算（第4号））の報告並びにその承認を求めることについて

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	監査委員	森田京子
教育長	山下明美	総務課長	坂口広範
清和総合支所長	佐藤珠一	蘇陽総合支所長	有働章三
会計課長	田上博之	企画振興課長	本田潤一
税務課長	甲斐重昭	商工観光課長	檜林力也
農林振興課長	藤島精吾	建設課長	江藤宗利
水道課長	甲斐良士	農業委員会事務局長	山本祐一
住民環境課長	江藤建司	健康福祉課長	門川次子
そよう病院事務長	宮川憲和	老人ホーム施設長	小屋迫厚文

隣 保 館 長 西 田 武 俊 学 校 教 育 課 長 田 中 耕 治
生 涯 学 習 課 長 藤 川 多 美 地 籍 調 査 課 長 藤 原 栄 二

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議 会 事 務 局 長 緒 方 功 外 2 名

開会・開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

ただいまから、平成26年第4回山都町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中村一喜男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番、後藤壽廣君、5番、藤澤和生君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（中村一喜男君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から12月12日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月12日までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（中村一喜男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおります。

本日まで受理した請願は、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。次に、本日まで受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。その他は、お手元に配付しています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（中村一喜男君） 日程第4、行政報告の申し出がっております。この際、これを許します。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。

それでは、山都町情報通信基盤整備計画につきまして、行政報告をさせていただきます。

本計画につきましては、情報化の進展に伴い、行政効率化とともに住民生活の利便性の向上や産業活動の活性化に結びつくような情報通信基盤の整備が必要であるとした山都町総合計画に基づきまして、その策定を現在進めているところでございます。

現在、本町における高速インターネット環境と申しますのは、ADSLサービスのみということで、今日のインターネット利用環境としては不十分な状態であるということが言えます。超高速ブロードバンドが整備された他地域との情報格差は、住民や町内業者にとって大きな不利益となっております。この格差解消が本町にとりましても喫緊の課題となっております。

こうした状況を踏まえまして、昨年度から総務省の地域情報化アドバイザー制度、この事業を活用しながら、各関係部署を構成員とした情報通信整備検討会を重ねてまいりました。さきの議会においても、本年度中に整備の方針を決定したいというお答えをしておりましたとおり、今般、その方針を決定いたしましたので、その内容について報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、お手元の資料をごらんいただきたいと思っております。まず、めくっていただきまして、1ページをごらんください。

まず、情報通信基盤の現状ですけれども、光回線での整備状況と申しますのは、そこに書いておりますように、世帯カバー率では全国では実に98.7%という状況になっております。県内の自治体でも、そこに図示をしておりますように、赤の地域は全域、またはほぼ全域でサービスが提供中ということでございます。少し薄いピンクにつきましては、市街地と一部地域でサービスを提供中ということでございます。緑の山都町を含めた4町村につきましては、まだ現在の時点ではサービスがないということになっております。ただし、南小国町はケーブルテレビにて、全世帯ケーブルインターネットサービスがあります。また、津奈木町は、27年度から2年計画で整備方針計画を立てるということになっておるような状況でございます。

続く2ページから3ページにつきましては、この事業の必要性、それから具体的な利活用事例を掲載をしているところでございます。

4ページの4の整備運営手法ということで、通信基盤整備の方式のまず検討をいたしましたところでございます。表の上、中ほどに書いておりますように、それぞれの評価項目につきまして、各手法の中で最もよいものを◎で5点、課題が多いものを△、1点、課題はあるが△よりはよいものを○、3点、実用性のないものを×、0点として点数化することを行いました。

今回、回線速度や初期費用、それから更新費用等々、こういったこと7つの視点から評価を行ったところでございます。各方式につきましては、その表1にありますように、左からFTTH、これはいわゆる光回線でございます。それから、次の行が光と無線を合わせたもの、それから衛星回線、それから携帯ということになっております。これらを、ただいま申し上げました回線速度や初期、維持、それから更新費用等の7つの視点から比較検討を行ったところでございます。特に回線速度や維持費用、それから6ページにかけまして更新費用、それから月額料金、将来性

と課題等々で、かなりそれぞれの方式によって差が出ているところでございます。評点の結果、5ページの表にありますように、光方式が24点ということで一番高い評点をつけておるところでございます。

6ページの表2に、この整備方式の検討結果を記載をいたしております。本町の場合は、光によります方式が最も最良と思われるという結果を導いたところでございます。

その下の(2)の整備運営手法でございます。これも、まず公設公営、公設民営、民設民営、この3つの方式についてそれぞれ検討をいたしたところでございます。今申し上げました公設公営、公設民営、民設民営につきましては、この整備手法のところに書いておるとおりでございます。この中身につきましては、6ページから7ページにかけまして、その長所や短所、それから課題等々を含めまして考察をしたところでございます。

この考察を踏まえまして、8ページ、(3)の整備運営手法の検討ということに入ったところでございます。これも町の財政負担ですとか住民サービス、それから将来性など4つの視点から比較検討を行ったところでございます。表は第4表でございまして、左から公設公営、公設民営、民設民営となっております。これも先ほど申し上げましたように、◎、○、△ということで点数化をしたところでございます。

この結果、9ページになりますけれども、民設民営を16点ということで、最も最良というような結果を導いたところでございます。表5に整備運営手法の検討結果ということで、それぞれ三つの手法の検討結果を掲載をいたしております。民設民営によります方式が、手法が財政負担と将来性を考えた場合に、3つ中で最も最良と思われるというようなことで結果を導いているところでございます。

10ページには、参考までに県内自治体の光通信基盤整備の運営状況ということで、今年11月末現在の整備状況をそれぞれ公設公営方式、それから公設民営方式、民設民営方式でどれだけの自治体が運営をされているかということ掲載をいたしているところでございます。

これらの検討結果を踏まえまして、本町におきましては、整備の方式は光方式、その運営手法は民設民営が本町にとって最も望ましい整備の方針というふうに判断をいたしたところでございます。

10ページから11ページにかけまして、その運営の手法、それから11ページには基本仕様ということで書いておるところでございます。整備範囲は町内全域を対象とするということで考えておるところでございます。提供サービスの基本仕様もそこに書いておりますように、基本仕様というものがインターネットの回線接続サービスのみではなくて、電話やテレビ、それから行政情報配信等、多様な方式に対応したサービスとしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから12ページでございます。ここに整備のスケジュールをお示しをしておるところでございます。事業規模、補助額が相当な額となる見込みのために、複数年での整備パターンが必要だというふうに考えております。基本的には、そこに書いておりますように、計画の期間を平成27年度から30年度の4年間での整備というふうに考えているところでございます。この27年度から

30年までの4年間で施設の構築をただいま計画しているというふうに申しあげましたけれども、この事業者のまず公募というものがなくなってまいります。この事業者の公募までの間に、インターネットを活用した行政サービスや各種分野での利活用推進と、それから住民の具体的な利用促進について、今後とも可能な限り検証をしていく必要があるというふうに考えておることでございます。

また、予算につきましては、係る手続きを経まして事業者が決定次第、直近の補正予算にて関係予算の計上を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

足早で申しあげましたけれども、以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） これで行政報告が終わりました。

日程第5 提案理由説明

○議長（中村一喜男君） 日程第5、提案理由の説明を求めます。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） おはようございます。

提案理由の説明を行います。

師走を迎え、日ごとに寒さが増してまいりました。ことしを振り返ってみますと、全国各地で自然災害が多発した1年でした。2月の豪雪や8月の広島市の土砂災害、御嶽山の噴火、近いところでは長野県北部の震度6弱の地震による家屋倒壊被害など、自然の恐ろしさを改めて思い知らされました。

本町におきましても、7月の台風8号、10月の台風19号と2つの規模の大きい台風の接近により、さまざまな対応を迫られることになりました。避難スケジュールの確認から始まり、避難準備情報発令による注意喚起、避難所開設と、結果的には大きな災害にはならなかったものの、明るいうちからの予防的避難の呼びかけの重要性が再認識される台風でした。空振りを恐れない早期避難を中心に、十分な対策を今後も行ってまいります。

ここには記載しておりませんが、阿蘇山の噴火について触れさせていただきたいと思います。11月25日に発生しました阿蘇山の噴火であります。葉物野菜、シイタケ、ビニールハウス等に降灰による被害が出ております。いまだに火山活動が沈静化してないようでありますので、対応が難しいところでありますが、国、県への被害報告を密にしながら、適切な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

新庁舎の建設につきましては、御案内のとおり12月24日に落成の運びとなりました。これに至るまでのさまざまな経緯を振り返りますとき、感慨深いものがあります。

さきの9月定例会並びに10月27日の臨時議会におきましては、新庁舎建設に伴う機構改革及び今後の方向性について御承認をいただき、改めて感謝申し上げたいと思います。新庁舎での業務開始につきましては、年を明けて1月5日を予定しており、スムーズな移転を指示しているところであります。これまで分散した事務所で、町民の皆様には不便をかけてまいりましたが、新庁舎建設を契機として、さらに住民サービスの向上に職員一同努力してまいりたいと思います。

平成26年第4回定例会を招集しましたところ、御参集賜りありがとうございました。9月定例会以降の報告を踏まえつつ、私の所信を述べ、さらに議案について説明申し上げたいと思います。

安倍総理は衆議院を解散し、投開票は12月14日となりました。国会解散に前後して消費税増税は先送りとなりましたが、女性閣僚のダブル辞任や、その後も続く閣僚の政治と金の疑惑での国会審議が行き詰まった状態を打開するものではないかとの報道もありますが、どのような情勢にあらうとも国民目線の政治を望むものであります。地方行政が厳しい状況にさらされ、特に過疎地域の現状に対する国の対策、支援に停滞は許されません。

地方創生につきましては、人口急減、超高齢化への対応を図るとして、まち・ひと・しごと創生本部が設置され、今国会でまち・ひと・しごと創生法案など、地方創生関連2法案が与党の賛成多数で可決されました。

政府は、まち・ひと・しごと創生本部の有識者会議を開き、人口減少問題解決や地方経済への再生へ向けた5カ年の総合戦略と、人口の長期ビジョンを策定することを提示しました。また、人口問題に関しては、目指すべき目標として出生率1.8が明記されました。国は、やる気のある自治体においては、今後取り組むべき将来に向けた施策を支援するものとしています。現在、第2次山都町総合計画を策定中ではありますが、さらに地方創生に特化した計画を絞り込み、対応していくこととします。

岩波新書から「里の時間」という本が出版されました。この中に矢部地区白石集落の里山の風景やその中で暮らす人々が紹介されています。豊かな自然の中に身を託して暮らす生活が、いかに幸せなものか訴えかけています。自然とともに慎ましやかに暮らす人々の日々の営みは、身近にある幸せを感じさせます。山都町の定住施策もここに視点を置くべきと感じた次第です。

カーテンリース事業で国内大手のキングラン株式会社が、山都町と大津町で新たに農業に参入することになり、先月、県庁において協定書を締結いたしました。両町で1.2ヘクタールの農地を借り、リーフレタスやサツマイモなど年間20トンの生産を目指し、グループの従業員向け以外にも、将来的には病院や福祉施設に販路を広げる計画のようです。本町としましては、同社が地域振興や環境保全にも協力するというので、集落を維持するための企業参入のモデルになってほしいと思っております。

矢部高校支援につきましては、現在、多良木高校の統廃合の問題がクローズアップされていますが、統合と廃校の違いはあれど、まさに4年前の2010年の我が町の姿であります。残念ながら、統合したにもかかわらず、矢部高校入学生の減少が続いています。山都町に高校がなくなること、その影響ははかり知れないものがあります。児童生徒を持つ保護者だけの問題ではありません。町民を挙げての支援を喚起しながら、なし得る対応、支援を図っていく所存です。

先般の矢部高校文化祭には、健康フェスタのコラボレーションが行われました。八朔祭に続く地域との協働であると思います。また、台湾高雄への山都町のPRと米の販売にも矢部高校生が参加しました。子供たちが国際性と郷土愛を持って社会へ出て行く機会が得られ、このことが子供たちの成長につながればと思います。

11月は、山都町の観光シーズンでありました。五老ヶ滝での熊本市内の小学生がハチに襲われ

た事故につきましては、大事に至らず胸をなでおろしたところでありますが、保護者、学校関係者の皆様にはお見舞いを申し上げたいと思います。町内には、遊歩道を初めさまざまな観光施設がありますが、その安全対策については見回りの強化や点検等、さらに万全を期したいと考えております。

その五老ヶ滝と聖り滝が、肥後領内名勝地の一つとして国名勝に指定されるといううれしいニュースがありました。我が山都町においても全国に誇るべき宝の一つとして、これらを将来に伝えていくとともに、さまざまな面で活用を進めていくこととします。

観光イベントにつきましては、天候に左右されたものもありましたが、各地で紅葉祭りが開催され盛況でありました。昨年から再開されたそよ風パーク周辺での蘇ジョレ・ヌーボーとあか牛祭や、道の駅通潤橋でのうまかもん祭りも盛況でした。清和の大川阿蘇神社で行われた薪文楽は、町外各地からも多くの参加者がありました。また、各地区文化祭や芸能大会については、町民の文化活動の表現、発表の場として開催されました。

このような行事に参加してみて、改めて山都町の文化が継承されていくことに非常な喜びを感じました。山都町民の誇りの醸成は、私の重要施策の一つであります。これらの活動にあわせ、山都町の歴史、文化の掘り起こしを図り、深みのある山都町文化を創造していきたいと思っております。

日米共同訓練につきましては、今週初め、12月1日から訓練が始まっています。9月議会中、9月11日に日米共同訓練の大要が発表され、11月6日に概要が発表されました。これまでの日米共同訓練と異なるのは、今回、九州で初めてMV-22（オスプレイ）の参加が決定されたことです。

先に、県を初め関係自治体（山都、大津、菊陽、益城）による要望書を提出し、その回答も受けているところではありますが、特にオスプレイの安全性については、多くの住民の不安材料であります。安全性の根拠や情報提供の申し出、民家上空飛行の制限に加え、今後、オスプレイの分散訓練候補地となるのかなど、確認を要請してきたところですが、町といたしましては関係機関と十分連携を図りながら、無事に訓練が終了するように対応しており、訓練が適正かつ事故がなく終了することを祈るところです。

郷土の先達であります高橋守雄翁の胸像が完成し、11月21日に完成式典、除幕式がとり行われました。高橋翁は、浜町の出身ですが、濟々鬘を経て、東京帝国大学を卒業、内務省勤務後、警察官僚の後、熊本市長や各県知事を歴任、第34代警視總監にも就任されました。熊本市長在任中は、市電の敷設、上水道の開設、23連隊郊外移転の3大事業をなし遂げられ、熊本市近代化の祖と言われる方です。建立に際しましては、関係者の熱い熱意のもと設置に至ったわけですが、高橋翁については、山都町の偉人として長く語り継いでいきたいと思っております。

合併から、来年2月で10年を迎えます。これまで、さきに述べた矢部高校文化祭と健康フェスタのコラボや、原付ナンバー制作など合併10周年を冠した事業を幾つか行いましたが、来る2月を挟み、来年度に向けても合併を記念する事業を呼びかけていきたいと考えています。

以下、議案について説明いたします。

今回の定例会に提出する議案は、専決処分報告1件、条例6件、補正予算5件、その他3件です。

議案第55号、平成26年度山都町一般会計補正予算（第4号）です。今月14日に投開票が行われます第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査に係る経費について、専決処分を行いましたので、その報告並びにその承認を求めるものです。

議案第56号、山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告に伴い一般職の給料及び勤労手当等の改正を行うため、山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を行うものです。

議案第57号、山都町国民健康保険条例の一部改正については、出産に要する経済的負担を軽減するため、健康保険法において出産一時金の見直しが行われたことに伴い、国民健康保険条例の一部改正を行うものです。

議案第58号、山都町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育保育施設及び小規模保育、家庭的保育等の特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要があるため、新たに条例を定めるものです。

議案第59号の山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、子ども・子育て支援法に基づき、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、新たに条例を定めるものです。

議案第60号の山都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についても、子ども・子育て支援法に基づき、放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める必要があるため、新たに条例を定めるものです。

議案第61号、山都町営住宅条例の一部改正については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部が改正され、これにあわせて法の題名が改められたことに伴い、条例において引用していた法律名及び従前の例によることとされた支援給付が含まれる旨の規定を加える改正を行うものです。

次に補正予算ですが、議案第62号、平成26年度山都町一般会計補正予算（第5号）については、7,100万円を増額補正し、補正後の額を127億4,370万円としています。

歳出の主なものとして、2款総務費において来年予定されています熊本県議会議員選挙費として549万7,000円を計上しました。

3款民生費には、障害者自立支援給付費等サービスの利用増に伴い、障害者福祉費に3,489万5,000円、園児の途中入所や障害児入所対応に係る嘱託保育士報酬957万6,000円を計上しています。

5款農林水産業費では、農業費の鳥獣処理加工施設建設の事業見直しによる減額1,550万円、また申請者の事業取り下げ等によるくまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金の4,002万6,000円の減額も行いました。

7款土木費では、道路新設改良事業費に町道牧野上司尾線改良に係る土地購入費や建物移転補

償費等を含む4,641万6,000円を計上したところです。

議案第63号、平成26年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、診療費負担金及び療養費負担金等の増により、6,474万8,000円を増額補正し、補正後の予算29億551万4,000円としています。

議案第64号、平成26年度山都町後期高齢者特別会計補正予算（第1号）については、前年度繰越金の精算に伴い、319万6,000円を増額補正し、補正後予算2億3,421万3,000円としています。

議案第65号、平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、介護保険制度改正に伴うシステム改修費97万8,000円を補正し、補正後予算28億1,216万9,000円としています。

議案第66号、平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）については、主に簡易水道施設の整備に伴う工事費等によるもので1,000万円を増額補正し、補正後予算4億8,400万2,000円としています。

議案第67号、上益城広域連合の規約の一部変更については、熊本中央広域市町村圏協議会の開催に伴い、上益城広域連合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、構成市町村議会の議決を得る必要があるため提案するものです。

議案第68号及び議案第69号の字の区域の変更については、県営土地改良事業の実施により整備後の圃場が複数の字に分かれるため、圃場の一体的管理を行えるよう、整備後の圃場水路界をもって新たな字界とする区域の変更を行うもので、地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域の変更については議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

以上、提案理由について説明いたしました。

詳細については、担当課長から説明させますので、適切な決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第6 議案第55号 専決処分事項（平成26年度山都町一般会計補正予算（第4号））の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 日程第6、議案第55号「専決処分事項（平成26年度山都町一般会計補正予算（第4号））の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは説明をさせていただきます。

専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、専決した次の事件について別紙のとおり報告し、その承認を求めます。専決第6号、平成26年度一般会計補正予算（第4号）について。平成26年12月4日提出、山都町長です。

これは、今の提案理由にございましたように、今年14日に投開票が行われます第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査に係る経費につきまして、専決処分を行いました

のでその報告並びにその承認を求めるものでございます。

まず予算書をごらんください。歳入から説明をいたします。3ページをお開きください。

歳入につきましては1件でございます。15款国庫支出金、3項国庫委託金、1目総務費国庫委託金、衆議院議員総選挙執行経費委託金でございます。1,870万円でございます。

続きまして、歳出は4ページでございます。2款総務費、4項選挙費、5目衆議院議員選挙費でございます。補正額は1,870万円、これは先に説明しました国庫委託金と同額でございます。よって一般財源の持ち出しはございません。

主な内容ですけれども、1節の報酬から職員手当、それから18の備品購入費まで必要経費を計上いたしておるところでございますけれども、特に備品購入費につきましては、投票箱が非常に老朽化しましたものですから、投票箱7箱を今回新たに購入する予定にしておるところでございます。

さらに、今回、報酬額が変更となりますので、続く6ページ以降、人件費に係ります明細書もあわせて補正をするものでございます。

続きまして、表紙の次のページをお開きください。

平成26年度山都町一般会計補正予算。平成26年度山都町の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,870万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億7,270万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成26年11月20日専決、山都町長でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 議案第55号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号専決処分事項（平成26年度山都町一般会計補正予算第4号の報告並びにその承認を求めることについては、承認することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

一般質問の通告の届出は、本日午後2時までにお願います。

本日は、これで散会します。

散会 午前10時37分

12 月 9 日 (火 曜 日)

平成26年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 平成26年12月4日午前10時0分招集
2. 平成26年12月9日午前10時0分開議
3. 平成26年12月9日午後3時19分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場（清和総合支所）議場
6. 議事日程（第6日）（第2号）

日程第1 一般質問

- 11番 田上 聖議員
- 7番 江藤 強議員
- 3番 飯星幹治議員
- 1番 吉川美加議員

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1番 吉川美加 | 2番 藤原秀幸 | 3番 飯星幹治 |
| 4番 後藤壽廣 | 5番 藤澤和生 | 6番 赤星喜十郎 |
| 7番 江藤強 | 8番 工藤文範 | 9番 藤川憲治 |
| 10番 稲葉富人 | 11番 田上聖 | 12番 中村益行 |
| 13番 佐藤一夫 | 14番 中村一喜男 | |

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|-----------|-------|----------|------|
| 町長 | 工藤秀一 | 教育長 | 山下明美 |
| 総務課長 | 坂口広範 | 清和総合支所長 | 佐藤珠一 |
| 蘇陽総合支所長 | 有働章三 | 会計課長 | 田上博之 |
| 企画振興課長 | 本田潤一 | 税務課長 | 甲斐重昭 |
| 商工観光課長 | 檜林力也 | 農林振興課長 | 藤島精吾 |
| 建設課長 | 江藤宗利 | 水道課長 | 甲斐良士 |
| 農業委員会事務局長 | 山本祐一 | 住民環境課長 | 江藤建司 |
| 健康福祉課長 | 門川次子 | そよう病院事務長 | 宮川憲和 |
| 老人ホーム施設長 | 小屋迫厚文 | 隣保館長 | 西田武俊 |
| 学校教育課長 | 田中耕治 | 生涯学習課長 | 藤川多美 |
| 地籍調査課長 | 藤原栄二 | | |

10. 出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 緒 方 功 外 2 名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中村一喜男君） 日程第1、一般質問を行います。

7人の方から質問の通告がっておりますので、本日4人、明日3人としたいと思います。順番に発言を許します。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） おはようございます。

清和の議場で議会が行われるのが最後ではないかと思って、記念にと思って、一般質問を通告しました。広報の方、記念ですから、いい男に撮っておいてください。

実は、7月の中旬ごろからでございましたが、電話とか集会とかのとき、町民の方、数名の方から議会で、あるいは議員の中で、何か起きているのではないかというような問い合わせがございました。聞かれました。私は知らないから、「いや、そういうことはないよ、順調に流れているようよ。何もなし」と言っておりますと、数名の方から、「あんたたちは、議員で、同じ議員だからということで、議員同士で丸くということで、包み隠してしまうのではないか」というような発言がございました。そういう発言までありました。しかし、私のほうは全然知りませんので、知らないということでもございました。

ところが、9月定例の冒頭に、ある議員から陳謝といいますが、そういう発言がございまして、ああ、これだったかなと思って、私のほうも手を挙げて、何かということを知りたかったわけですが、議長のほうから発言が許されませんでしたので、そのままになっておりました。

しかし、一体何だったのか。議長のほうからも、注意とも激励ともつかないような発言があって、その場は終わったわけでもございますが、私たちも議員でございまして。聞かれた人たちに、町民の方々に、明確に答弁をしなければなりません。何があったのか、どういうことであったのかということをごさね。だから、議長のほうにもお願いです。議会運営委員会あたりで調査をされて、町民に立派にわかるように、文書で私たちにも知らせていただきたい。議運の委員長、このことはよろしくお願ひしたいと思ひます。議長だけでは大変だろうと思ひますし、偏った調査では、一般に示しがつきませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。議長のほうも、そういうことで、町民に知らせるような答弁ができるような書類をつくって、皆さん方に配布をしていただきたいと思ひます。知らないのは私一人かどうかもわかりませんが、恐らく多くの方が知らないと思ひますので、お願ひしたいと思ひます。

それから、6月の定例で、議員の方々から職員に対して、叱咤激励の言葉がございました。私のほうからも、同様のことでございます。5月の中旬ぐらいだったと思います。私は自分の趣味で、玉名の先の長洲町というところに電話を入れました。皆さん方、長洲町が造船の町だけでなく、ほかのことを御存じだろうと思いますが、私はニシキゴイのことで電話を入れました。電話を入れて、実は、ニシキゴイのことで電話を入れましたと。係のほうに、ぜひ回していただけないかということ、受け付けられた女性の人に話をしました。

ところが、その女性の方が、ニシキゴイのことでしたら、ここに電話を入れて聞いてくださいということで、さらさらっと電話を入れられました。漁業組合の組合長のお宅でございました。そのことで、私の趣味が務まったわけでございます。

それから、6月のいつですか、ちょっと見らんとわかりませんが、200万本のアジサイということで、宮崎県の門川町に電話を入れました。実は同じように、観光課をお願いしたい、こういうことでということで、受け付けの人に電話を入れましたところ、そこでも即座に、ああ、それならば、ここに電話を入れてください。この人の携帯に電話を入れると、すぐわかって案内ができますからということでございました。我が町と比べて、その違いが大きいことにびっくりしました。皆さん方、ここにおいでになる皆さん方は課長でございます。よそからの問い合わせ、電話を受けられたとき、即座に山都町のことを、ああだ、こうだということで答弁ができますか。これは通告外でございますので、答弁をしろとは言いません。

それで、この前の全員協議会のときでも、総務課長に服務規程がありはしないか、それを出せというような話をしたわけでございます。

よその町では、そういうふうなことが徹底しているというか、町内のことは全て把握していると思われるようなことでございます。町長も、職員にそういうことで、全職員が町内のことは即座にわかるように、指導していただきたいと思います。

それでは、席に帰って、質問をします。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 通告書にいろいろ詳しく書いてありますので、余り、私のほうからしゃべる必要はないのではないかと思います。阿蘇のヨナが、20年ぶりに、21年といいましたか、大変なヨナが降っております。私のほうも、20年前、そのころは、マルナのトマトということで、もう終わり方に近かったと思いますが、名連川のトマトが、露地のトマトが、九州でその名をはせておりました。そのころ、私たちの名連川、御所の地域の人たちと、久木野の生産者とが、露地野菜と一緒に、よくお互いに見学し、研修しておりましたところ、ヨナで、向こうのほうは、ヨナ害ということで、ハウス栽培に変わっていき、ヨナ害対策ということで、大変有利なハウスが補助されました。反面、矢部のほうは、それができませんでした。だから、その違いがございます。大変苦勞したと、その当時、苦勞したということをお出ししながらおるわけでございます。

野菜のほうは、キャベツあたりは、もう終末期に入ったといっても、私たちの地域でも、まだ、それなりに残っております。相当残っておると思います。私も、11月27日に畑を回ってみました。そのときの写真がこういう写真です。配っていいですか、後ろに。写真だけで。そんならよかね。

そういうふうなことで、かなり残っていると思いますが、その調査をされたと思いますが、いかがですか。調査をされましたか。された状況あたりを答弁をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） おはようございます。

ただいまの御質問、阿蘇山の活動によるヨナの被害ということですので、御報告させていただきたいと思います。

現在、皆様の窓際を見ていただきますと、おわかりかと思いますが、西の風に乗って、今、火山灰が降っております。けさ、南阿蘇をちょっと電話で確認しましたところ、職員の車も物すごい降灰の状況でございまして、もう霧がかかっているように、物すごく降っているという状況でございました。

そういうものを含めまして、11月25日、午前10時11分に噴火いたしました。その後、御承知の方もいらっしゃるかと思いますが、26日から27日にかけて、山都町の北部に降灰が確認されたところ です。

11月27日と12月4日に、町長、それから、経済常任委員長、お見えでございましたが、参議院の馬場参議と、それから、県会議員の農林水産委員会の正副委員長等を含め、県の執行部と一緒に、特に被害と申しますか、影響が出ておったところを調査いたしました。特に被害と申しますか、影響が大きかった山都町の北部を回ったところでございます。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 回ってみて、残量とか、どれくらい残っているのか、どれくらいの被害金額になるのか調査をされたと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 地域振興局を初め、県の方々、それから、JAの第3営農センター長を含め、一緒に被害と申しますか、影響が出た部分を調査いたしました。JAの中で共販と、それから、個人の方ももちろんいらっしゃいますが、まず、キャベツについて申し上げますが、面積で12.5ヘクタール、これはあくまでも推計でございまして。キャベツについては、12.5ヘクタールの降灰の影響が出ておったということ把握しております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 私も、11月28日に回ったわけでございますが、そのときおっしゃったようなことが、調査が行われたということも把握しております。キャベツは上のほうの葉っぱにヨナがかかって、ヨナがかかれば、何と申しますか、すぐ色が変わって、焼けて、色が変わってしまいます。白菜においては、ヨナが根っこのつけ根のところ、1枚1枚ヨナがたまっていて、黒くなっております。

ハウレンソウあたりや、ほかの露地野菜にしても、ヨナがかかれば、色が変わって売れないということですが、そういう被害に対して、何らかの補償とか、次の手だてとかは、どういうふうになっておりますか。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） もう少し、被害の状況を御報告させていただきます。

キャベツは、今申し上げました面積でございました。それから、白菜につきましては、ほぼ個人出荷のものが残っているという推計でございます。また、大根、ニンジン等につきましては、この上益城農協の管内では、現状問題ないということと、あと、地域情報といたしまして、JA阿蘇管内のほうもお聞きいたしましたところ、既に出荷が終了しており、現状として、被害の報告はないということをお聞きいたしております。

一部におきましては、先ほど言いました面積、まだ作付は行われておりますので、これは県が定めております農作物の被害の定義というものがございまして、基準収量より減収が認められないもの、また、販売に供し得る企画に該当するものは、被害として取り扱わないと定めてあるらしいです。

今回、キャベツにおきまして、降灰の後、日曜日に雨が降りまして、降灰の被害といたしますか、影響は早朝に少し薄らいだようでございます。中には、水洗いをされまして出荷されているところもございまして、今回、品質には問題がないということで、ただ、出荷直前であったために、洗浄する手間が発生したということで、今回被害額ということでは、県のほうでは把握はされておられませんようです。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 防除機で、両方にいっぱい伸ばした防除機で、防除ではなく、水を流して、キャベツを洗うというようなことをされている農家の人にも出会いました。キャベツを一つ一つ出すならば、洗って出さなければならぬという、その手間も大変だということも聞いております。

ところが、情報をつかんでおられるかどうか、ちょっとわかりませんが、農協の理事の方から聞いた話ですが、大阪の市場が熊本のキャベツは要らない、もう出荷しないでくれということを書いてきたということをお聞いております。そういうふうなことになるならば、大変なショックだろうと思います、生産者にとっては。というのが、ヨナが長引くと見られ、報道されております。それならば、来年の作付をどうするか。来年はどうなるのかということでの不安もございまして。そういう面について、どう取り組んでいかれるか、指導されていくか、お願いしたいです。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 議員おっしゃいましたように、大阪のほうから、市場からの言葉があったというのは聞き及んでおります。

そういうものを受けまして、被害がありました直後から、県知事のほうからも皆さん御紹介があっているかと思いますが、農林産物の風評被害、こういうものを消すために、推進キャンペーンを行ったり、生産者の応援をしております。

また、生産者の方々の技術支援とか、経営支援、これは資金なども含めてですが、その窓口を県のほうに設けてあるということも御紹介しておきたいと思っております。

また、長期化ということを心配されます。きょうも、こんなふうに降灰しております。ハウス

等につきましては、まだ中に、小物野菜、それから、イチゴ、こういうものが入っておりますので、このまま降灰が続けば、日照時間が少なくなりますと、生産に非常に影響が出てくるということが懸念されます。

また、シイタケにおきましても、秋子が終わった後、2月以降、春子が出てまいりますが、そういうものに降灰対策として、やはり、被覆資材等の投入が必要かというふうに思います。

現在、南阿蘇、それから、高森を含めまして、隣接町村で、この降灰対策の連絡会議等をつくらうという動きが出ておりますので、県の関係機関等との情報を密にとりながら、今後の対応について考えてまいりたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） ビニールハウスが中心で、トマト栽培とか、花とかが、ビニール栽培、ハウス栽培に変わっております。そのハウスも、山都町全体で相当な面積だろうと思いますが、ハウスにかかった、それこそ、積んだヨナのことで、ビニールをどうされるか。洗われるのか、かえるのか。みんな耐用年数が何年ぐらい、何年ぐらい使われているのか、私のほうも把握しておりませんが、みんな、ヨナ害で光を通さないから、かえなければ、交換しなければならないということになれば、その費用も大変な額になるろうかと思えます。

そのことを調べられたか、どういうふうかお尋ねしたい。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） ビニールハウスにつきましては、26ヘクタール程度に降灰が見られたということで、確認をしております。このビニールハウスのビニールにつきましては、交換されている現状を見ますと、早い方で1年、それから、長い方で5年ぐらい使われているという状況があらうかと思えます。

今回の降灰につきましては、雨、そして積雪等もございましたが、洗い流したということで、農家の方々からお聞きしましたところは、現状はその被害はないということでお伺いしております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） シイタケがございます。山都町の特産物の一つだろうと思います。シイタケに対して、20年前、やはり降灰で、あぶっても、乾燥しても売れない、売るわけにはいかないということで、値段の暴落とか、破棄処分とかが行われたと記憶しております。私のところも栽培しております。もう既に秋子が始まっておりますが、私のところのも、わずかですが、とって、山に行って触ってみると、上のほうざらざらしております。シイタケは、今から本格的になっていきますが、このヨナ害を防ぐために、何らかの手だてが必要だろうと思いますが、どう考えられますか。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） シイタケは今、御紹介ございましたように、全県下の3分の1を上益城でつくっており、その9割をこの山都町で産出してしております。非常に主要な産物という捉え方をしております。このシイタケにつきましては、27日、28日については、自主的に出荷

規制をされたというふうにお伺いしております。特に、御所、郷野原、一の瀬方面の北東向きの斜面に降灰がひどかったということで、そういうところに、シイタケの被害が多かったようです。

集荷されました方にお尋ねしましたところ、動力噴霧器等を使い洗浄して、乾燥されたという農家もあるようでございます。ただ、これが長期化しますと、今申されましたように、品質等に影響が出てまいりますので、これにつきましては、国、県のそういう被害対策、被覆対策がございまして、農家の御意見等を今後拝聴しながら、政策的に進めてまいりたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） シイタケ、原木を据えてあるところも大変です。私のところも、いっぱいしておりますが、ヨナ害を防ぐためには、上から何かをかぶせなければだめではないかという感覚でおります。例えば、ビニールあたりをかぶせれば、山いっぱいビニールをずっと広げて、広げなければなりませんし、労働力も、ビニールの経費も相当なものになると思います。今のような状態ならば、むしろ捨ててしまったほうが安上がりになるかもしれないという気もありませんが、農業をしている人たちはなかなか、そういう気分になりません。

だから、熊椎あたりが、どういう指導してこられるか、ちょっと尋ねて調べてみなければなりません。ビニールなり、ほかのことで、何かヨナを防ぐためのかぶせもの、ボタギの列全体にかぶせていくというような対策をとらなければ、シイタケはとれないと思いますので、そういうことに対しての助成、補助あたりを真剣に考えていただければと思います。

それから来年度、キャベツ、そのほかの野菜でございしますが、来年度に向けて不安のないように、県あるいは国あたりと調整をとられて、やっていていただきたいと思います。米が1俵、1万円を割り込んでしまいました。御承知ですか。そういうときですので、農家の方々が米よりも野菜にかける比重が大事になってきた、大事になってくると考えております。

だから、特に、野菜栽培あたりについては、強力な指導と助成あたりをいち早く察知されて、こうしろ、そうしろというような指導を強力にお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 長期化しました場合の不安は、農家の方に多数おありになります。先ほど、ビニールハウスの中の施設につきましても、日照不足の影響が出るということを申し上げました。これにつきましては、降灰後、ブローア等を使って灰を落とすとか、そういう作業が出てこようかと思っております。

また、シイタケにつきますと、長引きますと、春子の影響が出てまいりますので、これは被覆資材が専門農協、それからJA等も含めて、例えば、幅2メートル50センチ、そして、長さ100メートルとかいう被覆資材がございまして、こういうものを国の事業を利用しながら、資材の補助ということにしてまいりたいと思います。

また、露地のキャベツ等を中心とした葉物野菜につきましては、降灰が長引きますと、土壌が酸性土壌になることもございます。

これにつきましては、土壌改良剤等の投入が、以前も行われた経緯がございまして、そういうものも考えていく必要があるかと思っております。

なお、降灰対策の区域が、現在、阿蘇地域だけを指定してあるようなところもございますので、今回、先ほど申しあげました阿蘇地域、南阿蘇村を含めて、広域の対策本部等をつくりながら、この地域指定区域を山都町まで広げていただくような、そういうことも今後進めてまいりたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 全部ハウスということにはいかないと思いますが、ハウスにしても、1メートル1万かかるということで、1反つくるのに300万の経費がかかるということを聞いております。それもお知らせして、そして、次に移ります。

イノシシ、鹿の被害あたりが、ずっと近年いろいろ言われておりますが、被害金額にして、大体どれくらいの金額になっているのか。年間、山都町で幾らぐらいの被害が出ているのか、お尋ねしたい。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 26年度の被害につきましては、まだ確定数値がございませんので、26年度につきましては、水稻のみを、共済の現在の推計でございますが、29ヘクタールで930万と推定されております。

そのほか、タケノコ、クリ、それから、林産物や杉等に及んで被害が出ておりますが、ちなみに、25年度の被害の総額が、推計でございますが1,614万8,000円というふうに、農林産物を中心に被害が報告されております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） それで、山都町でも、有害鳥獣駆除とか、そのほかで、かなりの量のイノシシがとれ、鹿がとれていると思いますが、大体どれくらいとれているのか。旧村単位で調べてくださいということでおきしましたが。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 26年10月末の捕獲頭数を申し上げたいと思います。

矢部地区でございますが、イノシシが691頭、鹿が80頭でございます。清和地区が319頭、鹿が196頭でございます。蘇陽地区でイノシシが256頭で、鹿が137頭となっております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 私も、駆除隊に加えていただいております。もともと、私は趣味のほうは、犬を連れて野原を歩くほうでございます。キジ、山鳥を狙ってさるくのが私の趣味でございます。しかし、どうして駆除隊に入ったかというのは、駆除の隊員の人たちは、一つでも二つでも減らしてやらなければ、農家の人たちが被害をこうむるからという、そういう話をされますので、そういうふうなことで、奉仕の気持ちがあつてのことならば、私もその一翼を、少しでもお手伝いをしたいということで、駆除隊に入りました。

そして、に入った当時は、私たちの地域と郷野原の地域、課長の地域と一緒にしながら、百四、五十頭ぐらいは、猟期の間にとっていた、多いときはとっていたと記憶しております。そういうふう聞いております。

ところが、駆除と同時に、わなのほうもはやってきて、始まっております。わなのほうでもとっていくわけですが、私もわなを相当しかけております。とった獲物をさばくのに大変でございます。

それで、上野課長のときから、この野生のイノシシ、鹿の肉の利用法は何かないか、どうにかならないかというようなことを盛んに言っていました、課長のところに。ところが、その当時、上野課長のほうにされても、動き出して、肉の料理、イノシシの肉の料理の研究あたりまではされていったと思います。それを引き継ぎがしてあるかどうかは知りませんが、そういうふうなことで、始まったと思っております。

イノシシの肉もいっぱいとれてくれば、なかなか思うように食べていただけない、野生の肉はというような感じになります。ただ、全国的に野生の肉ということで、いろいろ話が始まりまして、マスコミも騒ぎ出しまして、新聞とか、その他の資料をとって見れば、殺して、1時間以内ぐらいに内臓を全部取り出してしまえば、鹿の肉ににおいが残らないということのようでございます。私は、わなでとった肉を全てプロのような人に頼んで、はいで、内臓を出してしまって、肉を分類して、貯蔵にいいようにしてやっております。肉をいっぱい多くの人に配っております、あげております。町内だけでなく、町外も、市内も、食べ物屋さんあたりも含めて、そういうものを配っております。何かというと、やはり野生の肉をジビエといいますか、その見直しをお願いしたい。利用していただきたいという思いからでございます。

そういう中で、処理場の建設をということで盛んに言っておりましたが、9月予算が組まれました、補正予算が。それはどうなっているのか。処理場の建設はどうなっているのか、お答え願いたい。私のこの質問を聞いて、多くの人が、関心のある人たちが聞いておられると思いますので、私に答えるということだけでなく、関係のある人たち、町民の多くの方に答えるという気持ちで、答えていただきたい。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 有害獣の処理加工施設について、御答弁申し上げたいと思います。

経緯につきましては、9月の議会に、設計委託及び施設建設費の予算ということで計上させていただきました。法令に基づいた衛生管理ができるということと、町が持っております町有の遊休施設の有効利用を図る。それから、建設経費の削減、こういうものを基本に、閉校後間もない学校の給食室を、大幅な改修費を必要とせず適切であるということで、菅尾小学校のほうを予定したところでございます。

菅尾小学校につきましては、閉校後、2年しか経過しておりませんし、ここを利活用することで、地域の拠点施設の利活用となり、地域の活性化にもつながるような、そういう思いで、菅尾小学校を候補地といたしました。

建設予定地となります菅尾地区につきましては、概略の設計説明等は行っておりましたが、事業計画の詳細が固まり、設計に入る段階となりまして、具体的な事業計画について、役員会等に説明を行いました。説明会の中で、計画内容に対して、衛生面や運営面で不安がおりになると

ということで、全体説明会をしてほしいという御要望があり、9月に住民説明会を2回開催したところです。

しかし、処理加工施設の必要性については、皆さん十分御理解いただきましたが、衛生面と設置場所につきまして、地区全員の合意を得ることができず、検討を重ねた結果、計画の変更が必要であるという判断をいたしました。

菅尾地区の住民の方々には、小学校での整備計画の合意は得られませんでした。処理加工施設の必要性については、十分御理解いただいておりますので、また、地域内から、代替地でも設置希望をしていただきたいという、そういう御要望にお応えし、建設場所の変更を検討することといたしました。

説明会を行う中で、衛生管理それから排水管理につきまして、御質問や御意見が多かったため、職員の目が届き、随時監視できること、それから、即時に対応できる、そういうものを理由といたしまして、内部で検討いたしました結果、同じ菅尾地区の蘇陽総合支所裏の町有地を候補地とし、地元の合意を得て、設計を進めることといたしました。

こちらの候補地の設計を進めておりましたが、場所移転等に伴います施設が新築になるということで、雑木の伐採や、造成による地盤改良が必要となりました。

また、蘇陽総合支所からの電気の配線や、給排水工事が新たに経費となり、建築設計額が大幅に増額となり、当初予定しておりました予算額をはるかに超える事業費となりました。

場所変更後は、当初の予算内で建設できる施設の可能性を検討いたしましたが、補助事業等の要件の条件に合わなくなり、再度検討を重ね、県との協議を行うことといたしました。それまでの経緯を踏まえ、県と協議を重ねた結果、事業費の増額に伴う補助金の増額は不可能であるということと、当初計画から補助金の繰り越しが認められないという、このような理由から、本設計から建築までを考えると、年度内の完成が困難であるとの判断に至りました。

ただし、現在、町で被害防止対策として取り組んでおりますワイヤーメッシュ柵等の設置事業につきましては、同補助事業の中の補助金の枠内で組み替えが可能という回答を得ました。県の回答を受けまして、再度内部で検討を重ね、その結果、財政面を含め、年度内での建設の見通しが立たなくなったため、県からの内諾をいただき、本年度は被害防止対策として、ワイヤーメッシュ柵への事業組み替えで、事業を実施することといたしました。

なお、今回、9月の補正に計上いたしました部分を減額措置という事態になりましたが、このことにつきましては、事業実施する上で、事務引き継ぎが不十分であったことと、そして、地元の合意を得るまでの説明が不足していたことが、事業計画を変更せざるを得なくなった原因であります。

町の主産業であります農林業の振興を図る上で、今回の件につきましては十分に反省し、今後の事業計画に、事業推進に活かしてまいりたいと思います。今後は、関係機関との協議を重ねまして、施設設置場所を含め、運営母体の選定や、管理運営方法及び町の管理体制や、販路についての検討を再度行い、事業計画を精査してまいりたいと思います。

農林振興課の今回の本事業の取り組みに当たりましては、この不手際で、地区住民の方々を初

め、関係者の皆様に多大なる御迷惑をおかけいたしましたことにつきまして、心からお詫びを申し上げます。今後とも、議会の皆様を初め、関係各位のいろいろな御意見を賜り、本事業を精査してまいりたいと思いますので、よろしく御指導方、お願い申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） この数字、捕獲数から見てもわかりますように、蘇陽地区が一番少ないですね、旧村単位で見て。そこの蘇陽に、どうして、この処理場建設を持っていったのか。皆さん方が荷物を、イノシシ、鹿を持ち込みやすいところに、1時間以内で持って来られるような、そういう場所につくるのを最初から計画するのが当然でした。当然だろうと思います。菅尾に持っていたのは、何かがあったのではないかと勘ぐられます。何かがあったのではないかと思います。菅尾に持っていった理由は何なのか、お答え願いたい。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 先ほど申し上げましたが、町の町有財産であります施設の有効利用につながるということと、それから、それに伴います建設経費の削減、そういうものを含め、この小学校の給食室が、衛生管理も行き届いておった施設でございますので、改修も少なく、衛生的な、そういう施設ができるということでございます。

また、町内の主要な施設等を見ましたときに、学校施設に限って見ましたときに、ほかのところの利活用がございましたので、今回、モデル的に菅尾地区につくるということで、場所の決定をしたところでございます。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 私も、名連川の猟友会の会長として、猟友会の世話もしばらくさせていただきました。そういうときも、やっぱり早くつくってくれという要望が強うございました。

それで、荷が集まりやすいところにつくれということで、いろいろ意見を、私なりに意見を言っていたわけでございます。できないところにつくるということ。それから、もう一つは、関係者、狩猟をする人たちの班長さんたちの話し合いをいろいろ聞いてみますと、最初から菅尾は反対の声が出ていたから、あそこにしたって、だめだった、だめだもんということを聞いておりました。

それでも、なおかつ菅尾に持っていった。そして、蘇陽の支所の裏ということでの話もございました。これでは、何のために大体しているのか。どうして、やはり蘇陽に、菅尾に執着されていたのか。そのことが疑問に思いますので、再度お尋ねしたい。何もなかったのか。何かあったのか。政治的な圧力がありはしなかったかということでございます。答弁。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 設置場所の設定につきましては、先ほど三つの要件等を申し上げ、それに沿いまして、当初計画どおり進めたところでございます。その他については、聞き及んでおりません。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 次に計画されると思います。それはぜひ、それはしていただければな

りません。有害鳥獣駆除隊の班長さんあたり、あるいは、猟友会の役員さんたちも含めたところで意見を広く求めて、場所の選定をお願いしたい。このところで時間をとり過ぎて、あとが時間がないので、次に移らせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 山都町、三町が合併して、大変広いところでございます。広くなった町でございますが、旧村の中心といたしますか、馬見原、大川、浜町等でございます。まちづくり、一つずつでございますが、もう昭和でございませぬ。平成30年に高速自動車道、高速でなくて横断自動車道が矢部まで供用開始ということになっております。

供用開始に向けたまちづくりはどうなっているのか。もうすぐでございます。浜町をどうされるのか。自動車道が通ったとき、どうされるのか。お考えを尋ねたいと思います。西九州自動車道が田浦まで通りました。そして、その次に芦北まで開通しました。そのとき、田浦、芦北あたりのことも、私は自分の足で見回りながら調べておりますので、答弁次第で、次に移っていきたいと思います。町長、どう考えておられるのか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） おはようございます。今、高速道路の開通を見越したまちづくりについてはということで質問であります。

九州中央道は先ほど言われましたとおり、平成30年度に北中島インターまでできます。その数年後は、矢部インターまで来るとということが予想されます。高速道路は、中距離の交通手段としてはすぐれているというふうに言われておりますので、したがって、九州全体から山都町の距離というのは、ほぼ真ん中にありますので、九州全体から来訪者があると考えたほうが良いと考えております。

沖縄を除く九州の人口は1,300万、約1,300万ですが、そのうち500万は福岡であります。そのことを見ても、福岡のお客さんというのは非常に、今でもおいでしておりますけども、さらに増加していくということが考えられます。

まず、一番集客力のある通潤橋を見ますと、約20万ぐらいの観光入込客がございまして、そのうちの6割が県内、4割が県外であります。今でも多いんですけども、今、高速道路、先ほど言いましたとおり、高速道路を開通すれば、福岡県のお客さんを中心に、私はふえていくということで考えております。

こういう高速道路の効果を最大限に生かすということになりますと、まずは中心市街地、浜町の活性化をまずは申し上げたいと思いますが、20万の、今、観光客があるとして、それがふえるということを考えても、それは通潤橋に、今現在は、通潤橋でもうとまってしまう。そして、浜町のほうには入ってこないという現状があります。これをいかに浜町のほうに回遊をしてもらう仕組みがあるかということが重要であろうと考えておまして、浜町のほうには、中世、阿蘇家の歴史がありますし、それなりの遺構もあります。そして、八朔祭ということは、やはり全国にも余り例がない造り物でございます。こういう資源を生かして、誘客に活用したいと考えているわけでありませぬ。

それと、浜町のほうは、特徴のある御食事処が少ないということも一つ言われているところでありまして、この山都町の安全でおいしい野菜を中心とした、こだわりの食を提供する場所の提供に取り組むことが重要だと考えます。

それと、また、今手つかずのところは、九州脊梁山地のことです。湿性タイプのブナ林としては、日本で有数の面積があると言われておりますので、トレッキングとか、特に宿泊客を増大させると、増加させるという意味では、この九州脊梁山地を利用したトレッキング、山歩き、こういう観光を目指す必要があると考えております。

今、通潤山荘では、滞在型観光プランの開発に向けて、九州脊梁山地の魅力のある案内ができる登山ガイドの養成、それと、登山関連で実績のある旅行者、アウトドアメーカーなどに売り込みを盛んに行ってもらっています。

加えて、山都町の里山を体感できるということであれば、フットパスということに力を入れるということを考えておりまして、特に、この清和文楽邑を中心とした、いろんな寺や神社もありますし、そういうことをすれば、私はこの清和周辺のフットパスのコースというのは有効であると考えます。

そのほか、全国から集まって来られる幣立神宮、それと、先ほど申し上げた清和文楽、清和高原天文台、蘇陽峡、そして、蘇陽の各神楽、これあたりは誘客が可能な施設やイベントであると思いますので、この辺の施設やイベントを最大限に活用したまちづくりを進めていくということを考えております。

もう一つは、うちの町で必要なのは、人口減少対策でありますけども、この人口減少対策は、やはり若い人が定住してくれる、若い人が安心して、結婚、妊娠、そして出産、子育てができる環境づくりというのが大事であります。特に、この高速道路に絡めて言いますと、若い人が望む職業が少ない中で、熊本市や近郊に通勤が可能となります。そういうことで、子育て環境を整備するとともに、町営住宅の整備、それと、住宅用地、造成等を、民間活力を生かしながら取り組むことが重要だということでもありますので、その辺を今進めているところであります。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） いっぱい用意しておりましたが、時間の関係がございます。まちづくりで、30年に北中島ということでしたが、車がいっぱい来ることは間違いございません。大矢野原の演習場を利用した、防衛省あたりと協議しながら、大矢野原を一大観光施設として利用する方法は考えられませんか。例えば、年に1回、健軍で観閲式がございます。戦争さながらの実演をされます。私たちも何回か見に行きましたが、そういうことを大矢野原でやっていただき、広々としたところでやっていただいて、多くのお客さんを呼び寄せて、あそこに来ていただくとか、自衛隊の演習を遠くからでもいいから、自由に見られるようなことができないか。そうすれば、大矢野原の自衛隊も理解していただけますし、自衛隊も理解していただけますし、観光施設の一つとなりはしないかと思いますが、いかがですか。町長。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 貴重な御意見をいただきましたが、国のほうの考えもありますので、そういう観閲式、実際、相当な屋台なんかも出ておりますし、人出がにぎわうこともよく承知しております。国がやられることでありますので、その辺のイベント的なところも考え合わせて、それが可能であるということになれば、町のほうも積極的に、そのことについては協力しながら連携していきたいと考えます。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） まちづくりについても、いっぱい意見がございますが、次の機会としますが、一つ、山本前副町長が国に帰られ、自治省の重要なエリートのコースにおられると思っております。今、国のほうもふるさと創生ということで、いっぱい大臣までつくって、過疎地の解消といえますか、過疎地に活力をということで努力をされております。マスコミでいっぱいいろいろ言われております。国の方針に沿った計画をつくって、そして、まちづくりをすれば、その事業を進めれば、補助金、助成金、そのほかについても、有利ないい方法がありはしないかと思えます。

山本副町長にいろいろと指導を願って、そして、こういうふうなことをしなさい、こういうふうなことをしなさいというようなことで、まちづくりを進めていかれてはどうか。職員の一人ぐらひは、山本付きというようなことで、派遣されてもいいのではないかと思います。波に乗ってというか、国政に乗って行政を進められていくということも必要だろうと思えますが、いかがですか。町長。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 地方創生ということでもあります。まずは、その町が何をするかということを決定する必要があります。今、総合計画の中で考えております中で、この地方創生に合う町の特徴を生かして、人口減少対策、そして、仕事をつくるということを十分に考えた施策をまずはまとめ上げて、そして、関係ある、そういう御協力いただける方の知恵もおかりしながら進めたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 私は、逆を考えております。お金をいっぱいもらってきて、町をつくるという考えです。時間が残り少なくなりました。湯布院の小さな路地に、雑貨屋さんがいっぱい並んでいる。そして、人が、特に若い人たち、子供連れとかというような人たちで、わんざわんざと騒いでいる、いっぱい人が集まっている通りがございます。御承知だろうと思えます。

それから、阿蘇の南阿蘇に、そば街道というのがございます。このそば街道も、話をすれば長くなりますが、時間がありませんので、県外のナンバーがいっぱい集まっております、昼食時には。あそこの、本当、旧道でございますので、何でこういうふうなところにとるところがございます。

それから、南阿蘇の東海大学のちょっと高森寄りのところに、四、五件、五、六件ですか、道の両側で、10戸ぐらいのところ、それこそ車がいっぱい止まっております。若い人が集まっております。何なのか、そういうことも研究をされて、ぜひ、まちづくりに生かしていただくなら

ばと思います。私のほうも、いろいろと見て回っておりますので、ぜひお願いしたい。高速道路も218号線で、車がよそに逃れてしまわないような道路づくり。そして、浜町の町の中に車が流れていくようなことをお願いして終わります。

○議長（中村一喜男君） これをもって、11番、田上 聖君の一般質問を終わります。
ここで、10分間休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） おはようございます。7番議員の江藤であります。

ことしも残すところわずかとなりました。町民の皆様においても、それぞれにことしもたくさんいろんな出来事があったかと思っております。現代は本当に毎日が忙しくて、走馬灯のように過ぎていくんですけれども、少しはゆっくり考える時間、休める時間が欲しいのかなと、つくらなければならないのかなと思っております。

そんな中、衆議院選挙も重なりまして、本当に慌ただしい年末となっております。国政のことに関してちょっと言わせてもらいますと、個人的な意見ですけども、本当に安倍総理には私は期待するところ大でありまして、大いに頑張っていただきたいなと思っております。国を背負う中でいろんなプレッシャーの中で、日本の未来を考えている、将来を考えているという中で、その苦難を乗り越えていってほしいなと、個人的には思っているところでございます。

さて、そのような忙しい中であっても、きちんとまちづくりのほうは進めていかなければなりません。そこで、今回は大きく三つ質問を予定しておりましたけども、もう一つ追加させていただきました。質問順番が入れかわる中での質問となりますけども、あとは発言台のほうから質問してまいりたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） まず初めに、4番目につけ足しました、町長選挙における収支報告書についてという質問から入りたいと思っております。

この質問、きょう、選挙管理委員会の委員長においでいただくようお願いしておったんですけども、開会の冒頭にありましたように、体調不良ということでおられませんけれども、町長選挙における収支報告書の件につきまして説明を願いたいということで、聞いていきたいと思っております。

議会開会前に、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇陳情書という形で、町長選挙における収支報告書について、公職選挙法に抵触するという内容の資料が送られてまいりました。発信人〇〇〇〇〇〇〇〇に問い合わせたところ、議員全員に陳情書という形で、また、選挙管理委員会の全員4名の方

十分な委員長の御回復を待って、今後適切に進めていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 総務課長、これは委員長の体調不良もあるんでしょうけども、大変重要な案件であります。先延ばしするような案件ではないと思っていますので、私は個人的には、定例会の会期延期をしてでも待って、その間、休会という形をとってもすべきだと、私は個人的に思っているところなんですけども、それは議会がどのようにそれぞれ考えておられるかわかりませんが、我々議会にもそれぞれこういったものを送ってきている中で、やっぱり傍観しているわけにはいかないんじゃないかと思っています。我々議会も、やっぱりこういったものについては、きちんとした対応をしていかなければならないと思っているんです。それが先ほど、何回も繰り返しますけども、工藤さんが、本当にまちづくりを進めていきたいならば、そこんところに回帰していくわけです。

今定例会中に、我々議会がそれぞれもらっていますから、どのような判断をされるのか。また、考えていかなければならんかなと思っていますところでございます。

書記長、もう一回だけ、できれば、私はそのような会期を延期してもという思いを持っているんですけども、早急に、体調が回復する中で、委員会としての回答をお願いします。その辺は、委員会として約束はできるでしょう、委員会の開催等については。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 私、書記長という立場でございますので、書記長として、委員長に適切に御報告をいたします。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） わかりました。そのように取り扱ってください。議会としても、やはりこの点については、きちんと突き詰めていかならん問題であろうかと思っています。

続きまして、2番目の質問ですけども、これまでの一般質問の経過についてお尋ねしますということで、幾つか挙げておりますけども、まず最初に、総務課長、昨年の職員の酒気帯び運転の検挙を受けて、私、12月定例会で質問していたかと思うんですが、その際に、今後、町独自できちんとした、甲佐町を私は引き合いに出しましたけども、あれぐらいの要綱というか、条例というか、そういったものをつくらないかという中で、つくっていくというお話でしたけども、その点はどうなっていますか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ただいま、懲戒処分に関する関係規定の策定の件でお尋ねがございました。

昨年発生しました職員の道路交通法違反の事案に際しまして、10月の臨時議会において、町長より職員に対する啓発と自戒を促す意味からも、厳正なる懲戒処分の指針策定を行い、再発防止の徹底を図るという趣旨の発言がっております。また、今おっしゃいましたように、その後の12月定例会において、江藤議員より、甲佐町、他団体の事例を紹介されながら、懲戒処分指針の策定を早急に進めるようにという御提言をいただいたところでございます。

これまで本町では、職員の交通違反関係につきましては、山都町職員の交通事故防止対策要綱というもので対処しておったんですけども、交通違反以外の職員の不祥事に対する懲戒処分等の処分、裁量を決定するに当たりましては、人事院が策定しました懲戒処分の指針を踏まえまして、対処を行うというような状況でございました。

そこで、人事院の懲戒処分の指針を基本としながらも、議員から御提言ありました他団体の先進事例、これを比較考量しながら、慎重かつ厳正に本町の懲戒処分の指針の策定を行ったところでございます。その中身ですけども、まず、一般サービス関係ですね。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 策定しているんですね、要綱か何かという形で。中身については結構ですけど。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 懲戒処分指針を策定しております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） できれば、指針という形じゃなくて、規則ぐらいに、もしくは要綱ぐらいに格上げされたほうがいいんじゃないかと思っていますけども。指針とその要綱あたりの、指針の扱いがどのようなものか、ちょっとわからないんですが。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 議員の質問の中には、規程という文言が使われておったと思います。規程といいますのは、例えば、内部組織、それから、事務執行など、のっとるべき規則を定めるものということで、事例としましては、文書取扱規程ですとか、本町の場合は、先ほど、田上議員からもありましたように、サービス規程といったものがございます。一方、指針といいますのは、ある事柄の判断ですとか評価、それから、審査等を行う場合の尺度ですとか、方法、これを標準化するための具体的なガイドラインというものでございますので、人事院でも県でも指針ということで、策定をされておるということでございます。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） わかりました。一応、そういった指針ができる中で、今後、いろんな酒気帯び運転だけでなく、いろんな部分についての対応をしていくということでありましょうけども、それは例規集あたりも載せて……、指針だから載せてないか、ないわけですね。じゃあ、後で、それはペーパーにして、私にちょっと1枚ください。総務課長、そのままでいいです。

続いて、3月に質問した事業仕分けについてですけども、これは町長にもお尋ねしたいと思うんですが、総務課長、その取り組みについて、そのときの答弁では、町長もやっぱり数値目標あたり、それから、その必要性は言われていたかと思うんですけども、担当課として何か取り組んでおられますか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 事業仕分けにつきましても、ただいま議員がおっしゃいましたように、行財政計画の一環として取り入れるべきではないかという御質問、御提言をいただいてお

ります。

本件につきましては、終期の設定やチェックをしていく必要性について、前向きに検討するという、今、御指摘がありましたように、町長の答弁を受けまして、協議を行っているところでございます。

まず、この事業仕分けということで、若干説明させていただきたいんですけども、これは、平成21年に、当時の政府が、22年度予算編成のために導入をした制度でございます。外部評価者が公開の場で、事業の必要、不必要を判定しまして、行政評価やプロセスの見直し、行政機関内の役割分担の見直し、それから、予算編成への反映ということを目的に行ったと、その内容を認識いたしております。

現在、この仕分けの効果ですとか、問題点等を見直しまして、政府のほうでは行政レビューということで取り組んでおられるようでございます。これは、国の各府省に設置をされました予算監視、効果、効率化を検討するチームが、各府省の予算の執行状況について、外部の視点を入れながら、自己点検をして、公開の場で検証するといった制度でございます。これを市町村に置きかえますと、これは事務事業評価、または、行政評価と言いかえて差し支えないではないかと考えております。

いずれにしましても、議員が御指摘されましたことにつきましては、行政機関の活動を何らかの統一的な視点と手法によって、客観的に評価をして、その評価結果を行政運営に反映させる。そして、そのことによって、行政運営を効率的、効果的に行うことにつながるということであろうかと思っております。その効果的、効率的な政策の実現へ向けては、複雑多様化します住民ニーズへの満足度、それから、成果、そして費用対効果を常に認識をしまして、真に必要で重要性の高い施策を推進していくということが重要になってくると思っております。

よく、プラン・ドゥー・チェック・アクションの頭文字をとって、PDCAサイクルということが言われます。こういったシステムを十分に活用しながら、継続的な事務事業の改善につなげていくということが、議員御指摘のとおり、大変有効かつ大切であるということは、十分認識をしているところでございます。

この場合に最も重要な部分というのは、評価だろうと私は捉えております。事務事業の妥当性ですとか、成果、それから、住民ニーズとの整合、公民、公と民の役割分担、こういったことのみさまざまな視点から評価を行いまして、業務の改善、それから次年度以降の事業計画に反映をさせていくということが、事務事業評価の期待されている効果、目的であるということから、そういったことが言えると思っております。

現在、このことにつきましては、本町では、事務事業評価システムということを行政改革の中核的な手法として位置づけて、構築をしていきたいと結論づけているところでございます。事務事業評価システムにつきましては、企画振興課のほうで、これについては進めていくということで、現在、連携をとりながら、進めていくということで話を進めているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 詳しい説明をいただきましたけれども、今、企画振興課との中で、事

務事業評価という形で進めていくということですが、ただ、課長、この事務事業評価のシステム、その構築をしていくことですが、簡単でいいです。余り簡単といっても、なかなか難しいんでしょうけども、簡単でいいですけども、ちょっと説明していただいてもいいですか。

○議長（中村一喜男君） 企画振興課長、本田潤一君。

○企画振興課長（本田潤一君） お答えいたします。現在、総合計画もつくっておりますが、これにこのことをうたい込んでいくことは、今、総務課長が申したとおりです。今、事務事業評価システムを、新たに来月からの機構改革の中できちんと……、企画政策課となりますが、その中で位置づけていこうということでございまして、今、そのシステムについての具体的な設計を今やっているわけではございません。新しい体制になりました時点で、この事務事業評価システムをきちんと機能する形で、システムを構築していこうと。これを早速、27年度には取り組む必要があるということで、今、内部検討を進めております。

これについては、また御提示をしていく形になると思いますけども、総合計画、実施計画ございますが、このチェックがやっぱり今までできていなかったという思いでありまして、このチェック体制を明確にしていき、優先順位をきちんとして、行財政改革に役立つように目指していきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） おおむね回答いただきましたので、次の質問に入りたいと思います。とにかく、この事業仕分け、事務事業システム構築、27年から運用できるように、早急に対応できるようにしていただきたいなと思っております。

次に、質問に入りますけども、これは大分前に、私が3年ぐらい前に質問したと思うんですけども、これは知っておきたい、まちづくり計画ということで、これは御船町の予算説明書、それから、暮らしのガイドブックということで、その当時説明したんですけども、これを、できたら新庁舎ができると同時に、一つのきっかけにもなりますので、こういったものをお配りしていただきたいなど。全戸にお配りしていただきたいなど。というのが、これは本当に読みやすく、わかりやすいんです。往々にして、執行部、役場の方々は、町民の方々に、何でも尋ねてくれればとか、どこどこに聞けばわかるというような感じを持っておられかもしれませんが、なかなかどこどこに尋ねていったらいいとか、そういったこともわからない方々もたくさんおられます。

そういう中で、これは本当に、そういった、どこどこに行けば、この問題についてはこの係、課に行けばいいよというようなことも書いてありますし、事業計画についても、きちんといろんな形で載っています。それから、総合計画あたりも、字は小さいですけども載せてあります。そういった部分で、本当に町民サービスの原点とも言えるべきものを各家に配ってあります。

ぜひとも、これは予算的には、御船町のほうに聞いたら、山都町より戸数は多いんですけども、200万かかってないんじゃないかと思っております。百五、六十万でできたんじゃないかと聞いていますけども、こういったものを毎年度、毎年度でなくてもいいです、2年に1回でもいいですけども、お配りいただいて、町民サービスに寄与していただきたいなと思っておりますけども。どうですか。これについて、町長、こういったものは、企画課長でもいいですけど、町長に。じゃ

あ、企画課長。

○議長（中村一喜男君） 企画振興課長、本田潤一君。

○企画振興課長（本田潤一君） 現在、総合計画の中で、昨年行いました地域のビジョンについては全戸配布をしようと考えておりましたが、若干、その冊子につきましては、もっと幅広く町民の有効活用とお見受けしました。先般、日田市のほうを訪問したときに、エントランスにそういうものを設置して、住民が自由に見られるようにしてありましたので、参考にさせていただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） ぜひとも、そういった日田市とか、こういった御船町とか、先進事例を参考しながら、よりよいもの、見やすいものをつくっていただいて、町民に配布していただければなと思っております。

続きまして、浜町会館の利活用についてでありますけれども、以前から、これも私はたびたび質問してきておりますけれども、ことしに入ってから経過、それから、今後の予定で構いませんので、これも簡潔にお願いしたいと思っています。

○議長（中村一喜男君） 商工観光課長、檜林力也君。

○商工観光課長（檜林力也君） 浜町会館につきましては、これまでも商店街、それから、観光協会、いろんな方々に検討していただきまして、議会のほうでも、御意見、アドバイスもいただいております。本年、浜町会館の利活用につきまする基本設計の予算をいただきました。それを受けまして、商店街の方々と具体的に、じゃあ、この浜町会館をどう活用するかということの検討を重ねてまいりました。

その結果として、やはり有形、無形の文化財である、町の誇りである八朔の大造り物を中心として、その歴史や文化、それから、阿蘇家の文化、浜町の歴史、そういったものを展示するコーナー、あるいは、オープンスペースでいろんなイベントをしたり、そういったスペース、そして、トイレ休憩施設、それから、観光案内施設と、こういったことを満たせる施設にしてほしいということで結論が出ましたので、それにつきまして、今、商工観光課のほうで、基本設計の詰めをしております。

これにつきましては、現在の浜町会館の建物を利活用し、改修して、そういう機能を持たせる設計、それから、もう一つは、新しく建物をつくって、その機能を満たせる設計、その二つのパターンを今積算しております。12月中にはその積算もでき上がりますので、この二つのパターンのデメリット、メリット、そういったことをいろいろ検証いたしまして、最終的に、町長の判断を仰ぎたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） この質問については、3月にも質問していたかと思うんですけども、やっぱり担当課も一生懸命汗をかいているのはわかっておりますが、今度、その二つの出てくる設計を見ながら、工藤さんが判断されるということでありましょうけれども、工藤さん、浜町会館、もう購入して、公有財産等を購入して、1億8,000万で購入しまして、3年ちょっとですか、や

がて4年になろうかとするんでしょうけども、トップが後押しして進めていかないと、これまでも何回も言っていますけども、なかなか事業の推進というのは結びつかないんじゃないかと思っ
てますけども、この点についての、浜町会館についての現在の工藤さんの考え方をお聞かせくだ
さい。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 浜町会館の購入については、浜町の中心市街としての活性化を目指す
ということで、購入をされたと思いますので、そのことに関係する、その振興に係るように、や
はりしっかりと計画をするべきだと思います。

特に、先ほど、私が申し上げたとおり、通潤橋周辺に20万人観光客が来るわけですけど、それ
が浜町のほうには全然入ってこない。全然じゃないですけども、ほとんど入ってこないという
ことを解決するためということであります。

あそこに行けば、浜町の全体的な歴史だとか、遺構だとか、そういう案内ができるんだ。それ
と、例えば、飲食業があるとすれば、そこら辺の案内もできる。飲食業のほうも、自分たちがど
ういう努力をしなければいけないかということもわかるように、お互いが利用できるような、活
用できるような、そういう施設が要るんだと思います。

とにかく、浜町に回遊性を持たせるような、その仕組みを持つ会館ということ、会館というか、
そういう施設にしなければならないと考えております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） とにかく、購入してから大分期間もたちます。これを購入するに当た
って、いろいろあった経過もありますけども、商店街の核でもありますので、首長が音頭をとっ
て、事業が一步でも二歩でも、早急に前に進むように……。町長が後押ししてやらんと、事業は何
にも進まないんですから、ぜひとも頑張ってくださいなと思っています。

続きまして、定年退職した職員の再雇用についてということで、質問いたしておりますけども、
これについては、6月の定例議会で、藤澤議員が質問した中で、私、聞きながら感じたことなん
ですけども、そのときの答弁の中で、総務課長から、これは高齢者雇用の推進、公的年金の支給
開始時期の引き上げに伴う中での接続を図るために、つまり年金をもらうまでの間、希望する職
員に対して再任を行うという説明であったかと思えます。

それから、地方公共団体の実情に合わせて取り組んでくださいというような話ではなかったか
と思いますけども、いろいろ町民の方々から言わせれば、結構な話だなという話でもないのかな
と思っております。しかし、職員の方々にも、それぞれ事情があるわけでありまして、再任して、
再雇用していただいて、頑張ってくださいれば、また、町の発展に寄与していただければ、それ
に越したことはないわけでありまして、当然に、今現在雇用されていらっしゃる方も、一生
懸命されていていらっしゃるんでしょうが、私がちょっと思ったのが、どうせなら、それぞれの課に
おいてのスペシャリストということで、どうしても課に張りつかれる可能性が高いんじゃないか
と思いますが、私は行政マンとして、いろんな事務手続をされてきた中で、その経験を生かして
いただく。町民の方々が一番大変だなというか、よく耳にするのが、いろんな事業化あたりが特

にそんなんですけども、いろんな手続をする中で、どうしても、地元でせなん場合、あるいは、個人でせなん場合なんか、地元、例えば、中山間地とか、農地水とかもありますけども、いろんな事業化の手続をする中で、どうしてもする人が限られてしまう。役場の地域班あたりがしてくれば、一番それに越したことはないでしょうけども、地域班あたりにしても、私は手いっぱいの状態ではないかと思っております。

そういう中で、今度新しく新庁舎もできますから、下の窓口のロビーあたりに、お助けをするようなブースを、そういった係をつくっていただいて、そこに張りついていただいて、アドバイスなり、あるいは代行するなり、そういったものをしていただけるような再任用の仕方はどうなのか、していただけないのかなというようなことで聞いております。これはどうですかね、町長、総務課長、どっちでもいいですけども。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 再任用の制度システムについては、ただいま江藤議員おっしゃったとおりでございます。一つだけ、つけ加えさせていただきたいのは、御案内のとおりだと思いますけれども、民間企業のほうにおきましても、高齢者等の雇用の安定等に関する法律ということで、65歳までの雇用確保措置が義務づけになっているところでございます。また、あわせて国家公務員法も、定年を段階的に65歳まで引き上げようということも検討がなされているということもつけ加えさせていただきたいと思えます。

なお、御提案の件でございますけれども、議員がおっしゃったように、これまで培ってこられた幅広い職域で、そういった経験を最大限活用できるような、職員が培ってこられたさまざまな専門的な知識ですとか経験を生かした分野、業務を、今後とも考えていきたいと思っております。

具体的に、今、お話がございましたので、十分そこは検討させていただきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） ぜひ、そういった町民の本当に声が多いんですよ。ですから、その辺の係を、ブースを設けていただいて対応していただければ、再任用の方々も非常にいいんじゃないかなと思っております。

それから、続きまして、職員の一体感醸成のために、週1回の朝礼とラジオ体操の導入をということで質問をいたしておりますけども、これはどういうことかという、職員の方々には、今さら何をというようにお話をされる方もおられるかもしれませんが、先ほど来、ちょっとお話ししておりますけども、議会のほうから見て、ことし26年度入って、6月の件しかり、12月定例会の開会日の全員協議会しかり、どうも、そういったのを見ていく中で、何となく、議員でも話し合う中で、一体感というものを感じない。そういう話が出てきているんです。多分、町民の皆様方におかれても、そういった声が少なからずあると私は聞いておりますけども、そういう中で、新庁舎もできます。できる中で、せめて週1回、月曜日とは限りませんが、全体でラジオ体操をして、それから、各課で朝礼なりをするというぐらいのことをすれば、私は一体感も出てくるであろうし、早朝から体を動かすことによって、話も弾むであろうし、そういった中から、

町全体が活気の底上げにつながるのではないかなと思っています。

9月に、藤川議員のほうから、いろいろ苦言、提言、期待も込めての発言、質問もありましたけれども、そういうことであろうと思っているんです。

ですから、これまでは、庁舎が分散していたということで、なかなか一体感が築けなかった部分もあろうかと思えますけども、今度は新庁舎ができる中で、そういった理由は言えないわけがありますから、ぜひとも、雨の日はロビーが広いのがありますし、通路も大きくなっております。晴れた日は、庁舎前でラジオ体操から始めて、1週間を始めるというのもいいのではないかなと思っていますけども、いかがですか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） まず、議員御提言がありました朝礼、これにつきましては、意思統一ですとか、コミュニケーションの場として、非常に効果大きいものと思っています。現在、朝礼につきましては、隔週ですとか、月2回というふうに、おおむね課を単位として、大体、平均月2回程度ということで、朝礼等実施をされているような状況でございます。

最近では、簡便さも手伝いまして、つつい情報伝達ですとか、情報共有をメールのみに頼ってしまうというような傾向にあるということは否めないところだと思っています。口頭で直接語りかけるということは、相手の記憶にも残るということでございますし、一堂に会する場を設けることも、また必要なのかなと考えております。

現在、庁議、いわゆる課長会議を月2回実施しております。これを活用して、各部署や各課において、事情に合わせて、適宜ルールを決めていただくということも一つかと思っておりますので、また、次回、庁議のときに、課長さん方に提言をしていきたいなと思っています。

それと、ラジオ体操、これも本来、人間が持っている機能をもとに戻して、維持する効果があると聞いております。以前、かなり以前になりますけども、ラジオ体操の有線放送というものであっておりましたので、それにあわせて職員のほうでもやっていたということも見受けられましたけれども、最近ではそうした姿ということもなくなっているように思っております。

現在は、非常にパソコンを使う仕事も多く、腰痛ですとか、肩凝りで悩む職員も多いと聞いておりますので、手軽にできるラジオ体操、運動ということでございますので、これもなかなか一堂に会するというのは難しいかもしれませんが、さっきの朝礼とあわせまして、また、提言していきたいと思っています。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 課長、提言じゃいけないんですよ。よその町では、他団体に問い合わせたところ、結構やっているんですね、これ意外と、ラジオ体操から。私は少なからず、いろんな効果が期待できると思っています。私は、この質問をする中で、議会においても、開会当初日ぐらいは、20分、30分前に集合して、執行部、議会ともに、ラジオ体操をしてもいいのではないかなというようなこともちょっと考えながら、思っていたところでもありますけども、そういったコミュニケーションも含めて、ラジオ体操の効果というのは非常にあろうかと思えます。

というのが、本当に、またちょっと繰り返しになりますけども、今現在見ていると、私ばか

りじゃないと思いますよ。町民の方々からいろんな意見を聞く中で、早朝にいろんな手続をしていかれた中で、町民の方々が、まだ職員が来とらっさんばいとか、みんな走ってきよらすばいとかという話ばよく耳にします。

そういうのも含めて、せめて週1回ぐらいは8時ぐらいに集合して、気持ちよく、1日は朝から始まるんですから、その辺は本当に前向きに検討していただきたいと思っています。この質問については、これで終わります。

ちょっと時間が足りなくなってきましたけども、大矢野原演習場について、ちょっと時間が、ちょっとこれを本当はしっかりやりたかったんですけども、ちょっと時間が足りないようですけども、今現在、日米共同訓練が行われていますけども、訓練について、どのような認識を持っているのか。これは首長、町長のほうに、公的な立場でなくても構いません。個人的な意見でも構いません。私は「是か否か」ということで聞いておりますけども、事務的な答弁でなくて、よければ、お話しいただければと思っています。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 日米共同訓練のことに絡んで御質問でありますけども、やはり自分の国は自分で守るということは、やっぱり基本であるということでもあります。しかし、北朝鮮とか中国の軍備の増強や挑発、こういう現状があるということでもありますので、戦争をしないための抑止力として、やっぱり防衛力の強化という観点から、日米共同訓練、日米安全保障体制ということは、やむを得ないと私は考えているところです。

ただ、訓練の重要性については、やはり他の災害の避難訓練でも大事です。訓練というのは物すごく大事だというのは、よく御承知されているので、このことについては触れませんが、訓練に当たっては、やっぱり町民の安全、安心が担保されて、そして、住民の生活に支障が出ないように万全を期していただきたいということが一つでありますし、そういう事故や事件があった場合、国の責任おいて解決してもらおうということが前提として、私は是だと考えております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 結構、突っ込んだ意見も言っていただいて、町長の考えなりがわかりました。

あと、演習場については、先ほどちょっと田上議員も触れられましたけども、私は演習場の利活用というのを、本当に、今回突っ込んで質問したかったんですけども、イベント等の話も先ほど出ましたけども、これについては、次回に質問してまいりたいと思います。

それで、最後に、新庁舎について、もう時間がございませんので、総務課長、これまでの新庁舎に関する総事業費が幾らか。それから、今後の維持管理費等々はどのくらい見られているのか。この2点をまずお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ただいまの庁舎建築関連の事業費ということでのお尋ねがございました。現在、こちらで計算しております金額、総額では約24億円という数字になります。内訳のほうは、よろしいんですか。

(「よろしいです。時間がないので」と呼ぶ者あり)

それから、新庁舎の運用開始後の年間の維持管理経費、これがどのくらいかということでございます。なかなか、これも算出が難しゅうございますけれども、現在、この契約を進めております各種委託料等々、こういったことから算出、類推をしまして、総額では約3,200万円程度と見えております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 年間、総事業費の24億は大体、当初計画されておった数字に近いのか、それよりちょっとオーバーしているんですかね、近いぐらいですかね。ただ、初めて聞きましたけれども、年間維持管理費3,200万ということですけども、結構な金額だなと初めて聞いたところでありますけども。

とにかく、後で、ちょっと時間がありませんので、また、この質問に関してはされる議員さんもおられるようでございますけども、とにかく、庁舎はいろいろありましたけども、もう完成間近でございます。そういう中で、これを核として、町民のこのサービスの負託に応えられるように、大いに活用していかなければならないんじゃないかなと思っていますし、そうなることを、もういろいろ言いませんけども、期待しながら、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（中村一喜男君） これをもって、7番、江藤強君の一般質問を終わります。

ただいま、江藤議員の発言の中に、個人情報を含む不適切と思われる発言がありました。議長において、後刻記録を調査して、適切に措置することとします。

ここで、昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時10分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 皆さん、こんにちは。私個人的には、2回目の質問になります。前回は相当上がりまして、前回ほどではありませんが、それでもまだ上がっておりまして、いろいろ執行部のほうに、自分の意見なり何なりをお伝えしながら、いろいろ御返事を聞きたいと、そういうふうに思っています。

それから、もう一つ、お礼を申し上げたいと思います。11月24日に、多良木高校から斎藤監督をお招きして、講演会を開かせていただきました。当初、人が集まるのか随分心配をしながらの計画でしたし、もともと多良木が廃校になる予定で計画したわけでもございませぬし、進めている中で、多良木高校を閉校とすることが新聞に出たのを見て、どうしようかと迷った時期も正直ありました。

しかしながら、最終的には講演会をして、大人の方はもちろん、小学生、中学生、そして現役

の高校生まで含めて、150人の参加を見ることができました。真剣なまなざしで意見を聞かれておりました。本当にありがたいことだと思っておりますし、私たちの今できることは、矢部高校と中学校、あるいは矢部高校と小学校、あるいは地域の人と矢部高校と、そんな人たちを近づける仕事、お金がなくてもできるんじゃないかなということで、今考えているところで、そんなお手伝いをやりたいと考えております。本当に、成功のうちに終わらせていただきましたことを、改めてお礼を申し上げたいと思います。

それでは、質問台に移らせていただいて、質問に移りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） まず最初に、田上議員のほうから、冒頭で質問がございましたので、少し省くものもございますが、阿蘇の噴火によりまして、随分、きょうも火山灰が山都町方面に向かって吹いているというような話も伺っております。事実、キャベツ農家の12.5ヘクタールの被害があっているというお話もありました。中には、あと1町ぐらいキャベツがあるけれども、今は自主規制をして出荷をやってないというような話も伺いました。

随分大変な作業だと思います。いいものがあるのに出せないと。まして、大阪からの話もありましたように、バイヤーというのは、なかなか苦情が来るものについては手をつけたがらんということも現実でありますし、県のほうも随分心配をされて、キャベツを食べる、あるいは、買う、そんなものを見せるというパフォーマンスもされてはおりますが、なかなか個人の農家にそれがはね返ってくるわけでもございません。

まして、被害の話も、山都町の話というのは一切、新聞紙上にも出てきませんので、ぜひとも、その辺の、山都町が被害の一部である話は幾らか、今後のためにも考えておかないと、いざ降灰がもっともっと広範囲になってきたときに、大変になるんだろうなと思います。

そこで、農林振興課長にお尋ねしますが、今後の被害状況にも、もちろんよるんでしょうけれども、被害があったと想定しての動きというのを、ぜひやっておいてほしいと考えますが、いかがでしょうか。課長にお伺いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 飯星議員の御質問にお答えさせていただきます。

被害の状況につきましては、先ほど申し述べたとおりでございますが、今後の予想としまして、最近の状況をちょっと仕入れておりますので、お伝え申し上げます。

現在、気象庁の予報等でお聞きしていらっしゃる部分もあろうかと思いますが、小規模の噴火が続いている状態であり、火山灰も噴火している。降灰の影響は御承知のとおり出ております。マグマ活動を示す数値は下がっていない状況ということで、今後は、現状のまま継続すると見込まれる。大規模な噴火につながる兆候は少ないと言われております。

降灰の範囲は、火口から500メートル、600メートル上空まで上がりありますので、大体30キロ周辺まで、東西南北、その被害を受けるということでありました。けさ、状況を申し上げましたが、高森は薄曇りになるぐらい降っているという状況でございます。

そういう状況を受けまして、先般、国会議員の皆さんと先生と、それから、県の農林水産委員会の正副委員長と一緒に現場を見させていただきました。さながら、12月に入りまして、非常に温度も氷点下に下がり、品物としての品質は落ちていないということ、県のほうも申されますので、あくまでも、この出荷ができるという現状ではございました。ただ、さっき質問がありましたように、降灰が続けば、品質も低下します。それから、時期が来れば、結実せずに、また劣化するという状況も出てまいります。

現在、御承知かと思いますが、非常に野菜自体が安値で、11月中旬からついているという状況でございました。お伺いしましたときに、キャベツの状況は、八代から既に出荷が始まり、そして、宮崎、鹿児島産地から、この状況を踏まえて、早目に出荷をしたいという申し出が、各市場に出ているようでありまして、どうしてもその影響がこの山都町等のキャベツにも出ているということをお聞きし、非常に安い価格で反映しているということでもございました。

今後でございますが、こういう状況を受けまして、県議会のほうでも今議論がされているというのをちょっとお伺いしております。ハウスにつきましては、露地物と違い、中にまだ、イチゴ等が今から栽培され、非常に生産が伸びてくる時期でございますので、このハウスにつきましては、先ほど申し上げましたように、ブローア等を使いながら灰を落とし、そして、日照時間等を確保するという、そういう作業が農家の方々には残っております。

また、シイタケにつきましては、申し上げましたように、長引くと、春子に影響が出てくるということで、これにつきましては、被覆資材等を準備することが必要だろうかと思えます。

また、田畑につきましても、堆積物が残りますと、酸性土壌が強まりますので、中和剤と土壌改良剤の投入が必要と思われます。火山活動等を今後も見守りながら、県と十分に連絡を取り、農家の御意向を聞きながら、国、県、そして、町の単独事業等も踏まえて、今後の対策は適切に行っていきたいと思えます。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） いろいろ課長のほうも動かれておりますし、県のほうとも連携もとっておられるようですし、その辺の心配は当然しておりませんが、例えば、稲の作況指数なんか、全国報道では97だとか、そういった数字が出てきます。

ところが、現実の農家サイドから見ると、「そう高いね」という思いが正直あります。ことしでも、私たちから言わせると、80、85、その辺まで落ちてきていると、正直は実感しております。

ですから、この被害の話も含めて、やはり農家の側に立ってみると、随分甘い判定をされているというような印象を常々持っております、その辺も大きく踏み込んでいただいて、やっぱり被害の状況なんか御報告をしていただかないと、被害の程度で重要と思われる県の方、あるいは、国でもそうなんです、どうしても被害が小さければ大したことないで片づけられてしまいますので、ぜひともその辺は、農家側に配慮してやっていただきたいと、そういうふう考えております。

何せ、鳥獣害の被害なんかもそうですね。随分、先ほども返事があってございましたが、減っておると。ですから、減っておるからオーケーだという話なんです。私たちは、まだまだイノシ

シはふえておるし、被害も減ってないというのが、正直実感なんです。日ごろは、1頭しか見なかったイノシシが、今、仲間を組んで野山を駆け巡っているというようなものが、1回や2回の話ではございませんし、そういったように、とにかく被害はもっと深刻だということをお考えになって、いろいろ進めていただきたいと考えております。ありがとうございました。

被害については、ここで終わりたいと考えておりますので、次に進ませていただきます。

前日も、矢部高校の話をさせていただきました。随分、新聞紙上に、矢部高校の名前が出てくる機会というのがふえてまいりました。特に、文化祭においても、町関係が随分お手伝いをされまし、劇なんかも一緒にやられたということで、随分評判もようございました。やればできるじゃないかと思う気持ちのほうが、正直高いです。ですから、日ごろから、やはり矢部高校と町とも近くなっておっていただきたいと実感をしております。

私たちが考える矢部高校については、なくちゃならんもんだということは、これは全員の気持ちだと思います。ただ、矢部高校だけに行けというような話もできないのも、また、これは事実でございます。ですから、来る環境をつくっておくということが、私たちの仕事なんだろうと考えておまして、矢部高校に来る環境、建物だとか、そういったものでなくて、高校生から見た矢部高校に来る環境というのを、やはりつくっておかなきゃならんと。特に、清和、蘇陽から来られる生徒さんは、1年生のときには、大体、自転車通学、あるいは、もちろんスクールバスでの通学も多いんでしょうけれども、部活をやる、あるいは、課外授業やるというような段階になってくると、どうしても、その対象に外れてきます。外れてくると、自転車通学というようなこととなりますが、矢部高校にバイクを、誕生日が来た人から順番に免許をやったらどうですかという話も投げかけてみましたけれども、それは平等じゃないというような返事が返ってまいりました。

その辺、どうバイク通学、あるいは自転車通学、スクールバス関係を含めて、どう町長が考えておられるのか。その辺を少し伺いたいなと思っております。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 矢部高校の件であります。矢部高校のほうは、ことしの入学者が59名ということでありました。平成23年度、104名からだんだんと減少して、今定員の120名からすると、半分を切ったということが現状であります。高校が存続しない、存続できないという話になりますと、16歳から18歳までの人口が減ることだけではなくて、それとともに、保護者もついていってしまうんじゃないかと、そういう危機感がございます。そうすれば、この町の活性化が望めないし、町の将来像を描くこともなかなか難しいということになるわけでございまして、議員おっしゃるとおりだと考えております。

県教委の矢部高校への視点は、地域の産業を支え、地域のリーダーをとなる人材を育成することが目標として書かれております。これも、一方では押さえておく必要もあるかと考えますけれども、先ほど言いましたとおり、今、普通科、食農科学科、緑科学科の3科で定員は120名です。それで、山都町内の中学校の今の卒業生がどうなっていくかということを見てみました。平成27年から120名を切るということであります。平成27年で111名、28年で110名、29年で102名

というような形で推移をしていきます。

ということは、県教委の矢部高校への視点から、町内中学生をできるだけ矢部高校へ進学するように働きかけたとしても、絶対数としては足りない、120名は切るという話であります。であれば、やはり近隣の町からということ以上に、全国からでも入学者を迎え入れようとする必要があるになってくると考えます。

それとあわせて、また、部活をしたいという生徒にとっては、コミュニティーバスの時間というのが非常に制約をされてくるわけです。先ほどのバイクの話もありますけども、遅くなれば、非常に不安な点もあります。そういうところで、保護者の方も心配をされる向きもあるということもあわせて考え合わせますと、先ほど言いました、全国から入学者を迎え入れようとする環境、そういう諸条件を考えると、どうしても下宿、または寮といった施設が必要であると思っております。あわせて、矢部高校の魅力化、これは絶対的に必要だと私は思っております。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 全国からの入学者も考えていきたいというような話を伺いました。私も、なるほど、そのとおりだと思いますし、この山都町を生かした教育というのもあっていいんじゃないかなと考えております。高校は県の管轄になっておりまして、なかなか町あたりが手出し無用のところもございまして、難しい面も多々あるということはよくわかってはおりますが、地元が一生懸命にならないと、高校というのは、あっという間に吹っ飛んでしまいます。現実、矢部高校は今212名の数字ですけれども、多良木高校は229名、今、生徒がおるそうですね。さらに、矢部高校より多いところが廃校になるという決定もなされました。県教委に言わせると、絶対なくさないよというような話もあわせてされはしますが、絶対的なものでも当然ございません。

ですから、地元が大事に思うものをやっぱり外側に示さないと、なかなか残っていただけんじゃないかなとも思いますし、たとえ矢部高校がどんなに魅力のある学校に変わっても、100%いくことなんては当然考えられないわけで、全国からの募集というのも、当然あってしかるべきと考えております。

そこで、先ほど、下宿、寮の話も一応されました。校長先生と話をしてみますと、下宿の話、寮の話、町長とは常日ごろから話をやっているというような話もされておりました。よそから来たいときに、さっとお世話ができるような現状にあるんでしょうか。その辺、町長でいいでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） まず、下宿の話なんですけども、今現在は二人ほど下宿をしておる状況だと承知しております。アパート経営の方が善意で、自分ところのアパートを提供して、そして、食事のほうの問題ですので、食事は、そのアパートの経営者の方が提供されているという状況であります。そういった状況がずっと続いていけるかといったら、非常に問題もありまして、そういうことを考えて、私は商工会のほうに相談に参りまして、何とか旅館、そして食堂、そしてアパート経営者、そういう関係のところでは話し合いができないかと。そして、スムーズに、受け入れ体制をとっていただけないかということで、今、相談をしましたところが、快く応じてい

ただきまして、十分それに対応するという事は話し合ったということでもあります。でも、具体的にないところもあるかもしれませんが、そういう受け入れ体制については、話をしておるところであります。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 受け入れ体制側との話もされているようで、少し安心はもちろんしましたけれども、何せ、よそから来る人というのは不安でいっぱい状況で、いろいろそういった下宿、寮がないものですから、当然そこに行きつかざるを得ないのかなと考えておりますが、私はもちろん、下宿もあっていいと思いますし、当然それを選択される子供さんもおると考えています。

ただ、親が一番安心してやれるのは、やはり寮なんだろうと考えております。どうも、高校の場合、町あたりがいろんなものにつぎ込もうとしても、やっぱり県の壁というのは、どうしても出てくる。そんなふう感じてなりません。

そこで、寮のほうがかえっていいんじゃないかろうかと。特に、県に寮をつくってくださいなんていう話は、通用しないこともよくわかっております。ですから、町でこれは対応したほうがいいんじゃないかろうかなと考えております。

まして、日ごろからお金がない中で、いろいろ事業をしていく上では、寮もそんなことを言たってというような、多分御意見なんでしょうけれども、私は、既存のものを利用しての寮への衣がえというのも当然考えていくべきじゃないかと。寮があったほうがいい理由の一つに、夜の、何といいますか、塾ではありませんが、不得手なもの、あるいは勉強したいもの、そういったものを指導する人が、この山都町の1万6,000人の人口の中から何人かおられるんじゃないかと考えるわけですね。数学に強い人、あるいは国語力がある人、それぞれ、さまざまに特技を持っておられる方も随分おられると思いますし、町あたりが働きかけて、高校生を一月に1時間でも、1週間に1時間でも指導する時間というのはとれるんじゃないかなと想像しているわけで、そのためには、寮があったほうがやりやすいだろうと正直想像をしております。

海士町に、ことし行かせていただいたときも、そこはもう町が学習塾あたりに投資をされてやっておりました。そこまで行かないまでも、何らかの道が開けないかなと考えておまして、その入り口が寮なんだろうというのは、私自身は確信を持っておまして、その辺、どうお考えなのか、町長、お聞かせいただけますか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 寮については、高校のほうに、校長先生のほうに尋ねてみました。寮をつくるということはどうなんだろうということ。ただ、今の現状としては、学校内施設とか、学校内につくるとかいう考えはない。施設を利用するだとか、そういうことはないということでありました。そしたら、その後に、民間でか、町でか、そういう寮をつくって、それで、外部から生徒さん呼び込むということについては、何か支障はありますかということを行いましたところ、それも下宿と同じ取り扱いなんだと。だから、それはもう全然、支障はありませんという返事でありました。

そういうことが今現状でありますけども、やはり矢部高校の存続、そして、このまちづくりを考えるときに、子育て環境の整備も相まって、やはり高校生がいる町でなければならないというのは必須でありますので、何とか寮ということもやっぱり考えていって、私はいいと思っています。進めたいと考えております。アパートなどの既設の建物を利用することは当然考えていかなければならないと思いますし、食堂とか、そういうことも大事ですよ。それと、さっき言われた舎監さんの人材を確保するということは、やっぱり保護者にとっては一番の安心につながっていくじゃないかと考えますので、そして、また、ただただきちんと管理ができる舎監さんということだけじゃなくて、できれば、先ほどおっしゃったような補習だとか、課外活動、そういうところにも秀でた方を舎監さんに雇用すれば、なおいいと私も考えているところです。

こういう、早く機運が盛り上がって、私どもも何らかの単費だとか、そういう予算の措置も十分やっていかなければできない事業でありますので、そういうことが提案できるとか、そういう話し合いができるかとか、そういう場と、そういう検討ができることを、できるだけ早く私はやっていきたいと考えておりますので、議員さん、飯星議員ほか、各議員さんにおかれましても、御支援、御助言を賜りたいと考えております。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 正直、今のお返事で安心しました。私たちがやる一つの入り口ができたんだろうと思いました。ぜひとも、できればお金がからないで、できるだけ少ない金額でそういったものが開設できるような方法というのを、私たちもあわせて考えていきたいと思います。

そこで、もう一つ御提案ですが、矢部高校に対する窓口というのは、どうしても、私たちが質問するにしても、やっぱり町長一辺倒になってしまいます。担当者、課長を置いてほしいという希望も持っているんですが、その辺、いかがお考えでしょうか。町長にお伺いいたします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 今回、組織機構の改編もやって、山の都づくり推進課というのもつくりました。そういう中で、まちづくりの柱となるべき、私は一つだと思っています、その矢部高校の問題は。

そういう中で検討をして、そういう対応が必要であればやりたいんですけども、どういうことをまずはやっていかなければならないということ、順番もありますし、可能性も検討しなければならぬ。そういうことをまずはやって、そして、その検討をやって、どうしてもそういう担当が必要だということになれば、設置をしたいと考えています。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） これは、私が判断するに、高校だけで課長設置も厳しいんだろうなと思いき、話した部分もございまして、実は、課長を置いてほしいという気持ちは変わらないんですが、全体を網羅した課長という、後から、吉川議員のほうからもお話があると思いますし、考えている中身は大体一緒なんだろうと考えておりますので、特命課長という話がいずれ出てくると思います。私も同じ考え方を持っております、仕事というのは、山都町をよくするための仕事というのは、矢部高校だけではございません。農業も考えなきゃなりませんし、よそから人

に来ていただくためには、いろんな要素が絡んでまいります。

ですから、そういったもろもろ全部を含めて、この山都町をどうするという観点からの課長も、当然考えてしかるべきだと考えておりますので、ぜひとも、きょう答えをもらおうという気はありませんので、ぜひ、日ごろの話し合いの中で、この特命課長ということを考えていただきたいと考えております。

よく言えば、民間からこの課長を出してほしいと考えております。今の町の条例では、それは難しいということもよくわかっております。ですから、今後、どう私たちが考えていくかによって、内側からであれば、機構改革だけで済むんでしょうけれども、そこで民間からとなると、また、いろいろやるべき方向が変わってくるんだらうと考えますので、ぜひとも、課長さんたちの全体の会議の中で、そういった議論をしていただければありがたいなと思っております。そのきっかけに、きょうお話をしておきますので、ぜひとも、課長会議の中で、ああだこうだという話もぜひやっていただきたいと考えております。

それでは、次に進ませていただきます。この山都町の農業についてお伺いをいたしたいと思えます。

今、国は経費削減でなくて、何と申しますかね、安くあげるために規模拡大をやろうと、ちょっと頭に出てきませんね、そんな話があります。山都町でも、10町歩、あるいは20町歩の規模で国は物を考えている、そんなふうにあります。

現実に私も驚いたんですが、有機のJASの講習会に行ったときに、15町歩の農家が審査を受けに来ておりました。有機農業の世界でも、こういったものが出てきたんだなと思えます。山都町でも、そういったふうな規模拡大をして、今後進められていくのかどうか。その辺を町長、あるいは農林振興課長、どちらでももちろん構いませんが、その辺の進め方、あるいは将来の考え方、そういったものがもしございましたら、お聞かせください。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 御質問にお答えいたします。山都町で、今度の規模拡大をどう考えておるかということで、国が今進めておりますのがコスト削減、そして、規模拡大を考えているという状況でございます。若干申し上げますと、国につきましては、農林水産業、地域の活力創造プラン、こういうものを取りまとめ、農業を足腰の強い産業としていくための政策、これを産業政策申し上げますが、農業と農村の有する多面的機能の維持発揮を図るための政策、これは地域政策と申します。この二つを車の両輪として推進し、関係者が一体となって、課題の解決に向けて取り組むこととしております。

目標とする持続可能な力強い農業の実現に向けて、農地集積による大規模化と、農地流動化を推進しており、その目安として、土地利用型につきましては、稲作や麦、大豆についてでございますが、平たん地で20ヘクタールから30ヘクタール、中山間地におきましては10ヘクタールから20ヘクタールの農業経営体、これにつきましては、専業農家法人、集落営農組合などにまとめることを目指しております。

また、持続可能な力強い農業を目指す上で課題となります農家の高齢化や後継者不足、耕作放

棄地の増加などといった、人・農地の問題の解決に向けて、人・農地プランを推進するようにしております。

本町の農業経営規模を考えますと、統計でございますが、経営耕地面積が2ヘクタール未満の農家が全体の7割を占め、40歳未満の農業者が激減し、65歳以上の高齢農家が55%を占めていることから、個人で国が示している農業経営規模を目指すのは不可能に近いと思います。また、中山間地という条件不利地域である本町では、農地を集積することが困難なことは御存じのとおりでございます。御存じのとおり、谷合いに集落、そして、農地があり、1谷合いにあります農地の集積面積というのは、多分1ヘクタールから3ヘクタールぐらい。こういうものをつなぐ道路網の整備等がまだ未整備がございますし、圃場の整備も進んでいない。この条件をクリアしない限り、なかなか国が申されるようなことはできないと思っております。

高齢化や担い手不足が非常に深刻である本町におきましては、個々の農家で農業を営むことが、一部の大規模農家以外にとりましては困難であることは認識する必要があります。先人たちが残してくれた大切な財産である農地と、そこに住む人々の暮らしを守り、その集落機能を維持するために、集落営農の推進が必要であるということで、現在取り組んでおります。

その集落営農による担い手営農の集積と、集落での共同経営が、今後、本町が目指す農業経営の基礎と考えております。水田と畑と、これらの組み合わせをしておりますので、水田プラス農業という基本のスタイルを、町の農業経営基盤強化法等も利用しながら、その地域に合った規模を確定する必要があるかと思っております。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 今、平たん部で、20町から30町歩の面積を考えていると。中山間で、10町から20町歩だと。そうなったときに、この山都町で、どのぐらいの人数を想定されておりますか。随分、農家人口ちゅうのが減ってくるんだなと感じましたけれども、どのぐらいの数字になりますか。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 現在、水田の面積に限って申し上げますと、2,500ヘクタール、うち作付面積は1,500ヘクタールと見込まれております。国の目標からしますと、作付面積1,500ヘクタールを15ヘクタールで割りますと、100件の水田を基盤とする農家が必要になるということでございます。ただ、先ほど言いましたように、地形、それから農地の形状、つなぐ農道等の整備、管理状況を見ますと、目標としながらも、これに向かうには、非常に難しい部分もあろうかと思っております。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 今、私は衝撃的な数字だと正直思っております。水田農家が100戸になる可能性を秘めておるといふ話なわけで、この山都の広い面積で、100戸がどうやって維持管理をしていくんだろうとちょっと想像しました。相当、農地の維持管理には、難しい時代が来ると正直考えております。

先ほど、田上議員も、国からお金をいただいてから考えようみたいな話をされましたけれども、

私は、まず組み立ては、この山都町でやるべきだと考えておりまして、町長が答弁されたとおりでと思います。

ですから、この町をどうしていくのかをまず決めて、その路線に従って、指導助言をしていくというようなことでないと、なかなかうまくいかんと思いませんかと思えますし、この山都町で、農家がもちろん、今、水田だけの話で100戸というような話をされましたので、仮に、倍あっても200戸だと。そんな数字で、この町の維持ができるのかというと、もっともっと人口が減らないと、お店自体的なりわいも成り立ちません。ですから、人が減るということは、ほかの仕事、お店も含めて減っていくという裏返しにつながるわけで、その辺の心配があります。

私の考え方を言わせていただきますと、2町歩から4町歩、そのくらいで生活ができる物の売り方、そんなものを考えていかないと、到底この町が生き残る方法なんていうのは考えられないというのが私の考え方です。単純に言いますと、1,000万あげようとする、2町歩の方は、10アール当たり50万あげればよいという計算になります。少々難しいなと正直思います。米がわずかに10万足らずしかありませんので、あと裏作をつくったにしても、あとの40万を何で稼ぐというような数字の根拠になってまいります。

ですから、2町、あるいは2町5反、3町歩では、少々きついところがあるんだろうなと正直に思います。ただ、3町歩から4町歩になってきますと、その数字が半減するわけで、それは、実現可能な数字になってくるんだろうと、正直思います。

私はかつて、市民病院の前の代表者を9年間させていただきました。随分、大阪にも米売りにも出かけました。ただ、正直、空振り、ほとんど帰ってまいりました。なぜならば、米の価格競争に巻き込まれてしまいました。ですから、あなたたちには売りませんという話で、何度も帰ってまいりました。2万5,000円以上は譲れませんというような話をして、帰ってきた経験がございます。

ですから、今は米が1俵1万円前後になろうとしておる中で、私のような話が通用するのは正直わかりませんが、再生可能な値段にしていかないと、この町は多分つぶれることになると思います。

ですから、この山都町のために、米に例えましょう、2万円以上で買ってくださいと最低限言えるようなまちづくりをしていかないと、この山都町を支えたいと思っている消費者は随分おられると思います。知らないだけです。当たりましょうよ。多分おられますし、一人、二人なら、5万で買ってくれる人も、私、知っております。ただ、一人、二人に5万売ったからといって話になるわけでもございませんので、平均的な値段で、再生可能な値段で売れる、そんな基盤づくりを当然やっていかないと、この町はお店ももっと減ると思います。

ですから、まずは、どのくらいで売れるのかも想定をしながら、面積の確保もあわせて、どの規模であれば、十分農業として採算がとれるというようなものも、一遍はじき出してみる必要があるんじゃないかと思えます。

昔から比べると、私たちの前田も、基盤整備がされております。以前は、基盤整備をする前は、麦をほとんどつくっておられました。最低限、手で刈ったり、あるいは最後はバインダーでした

けれども、それで麦刈りをする風景というのは、私たちの小さいころには随分ございました。基盤整備になって、もっとできるんだらうと思いましたが、基盤整備ができた途端に、全部その麦はやめてしまわれました。要するに、時間があくから、外に働きに出ようというものに変わるわけですね。

ですから、基盤整備と農業経営がよくなるというのは、イコールじゃないと正直思っています。ですから、どんな形態で物を販売していくのか、その辺の議論を、農林課長、あるいは町長、真剣に農家側と話し合っただけでやる必要があるんじゃないかなと思います。今話を聞いて、どうお考えなんですか。課長にお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。先ほど、国が目標としている中山間地の経営体の単位というのを基礎に、水稻の耕作面積だけで換算するとということをやちょっと申し上げました。

これは、前段でも申し上げましたが、こういう中山間地の条件不利地域の中で、これが到底できるはずはないと私も思っております。ただ、水稻、特にこちらにおいては、種子、もみ種子等もごさいます。特殊なこの水稻等の取り組みについては、やはり1団地化していくような、そういう方策も広域的に考えていく必要があるかと思っております。

しかしながら、この条件不利地である本町では、現在の状況からしても、土地利用型の農業ももちろんあると思いますが、高冷地を生かした有機農業等も推進していく必要があるかと思っております。

そういう中で、町でつくっております農業経営基盤の強化に促進する、現実味があると申しますか、この目標につきまして申し上げますと、幾つか、矢部、清和、蘇陽地域で、経営体の基本的になる部分をつくっております。これは、議員が御指摘のように、水稻につきましては、水田複合型で、矢部地域におきましては、水稻160アール、それと、トマトハウスを40アール、あと二つほど申し上げますと、水田複合型で、水稻が150アールと、ハウスイチゴで20アール。また、有機農業の基本体としましては、水稻150アールとあわせて、小物野菜を100アール。そのほかに、水稻から畜産、それから、お茶、柿、こういうものを認定農業者の基本経営体として設定をしております。

ただ、国が目指すそのコストの削減、中山間でできるコストの削減等については、農家の所得を上げるという観点から取り組みを進めていく必要があるかと思っております。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 国の言うことが正しいことも随分あるんですが、必ずしもそうでないことも随分経験してきましたので、今はまだまだよくなっているほうだと正直思います。いろんな農地、水、中山間を含めて、随分資金もおりてきておりますし、まだまだ使い道が下手なのかなというような感じはしておりますけれども、とにかく、この町をどう活気づけていくのかというのは、真剣に議論する必要があるかと思っておりますし、一つ、この町で今残念なのは、農協が二つあることなんですね。どうしても、阿蘇を看板に背負ってやる蘇陽の方、上益城を背負ってや

る清和、矢部の方、ですから、両方の看板を背負って、今やっておられます。当然、今あっている選挙も、選挙区も違いますし、こういったものは将来、微妙に影響してくると正直感じておりますので、これもどこかで議論をしておかないと、将来の発展には阻害要因になるんだろうと思います。

ぜひとも、その辺も、議論をお互いしていきたいと考えております。何せ、農協が二つありますと、一つのスローガンもなかなか掲げづらうございます。上益城の農協とだけ相談するなんていう話にもなりませんし、当然、阿蘇のほうにも相談をしながらやっていくという二重手間にも当然なります。考え方も当然、阿蘇を中心とした物の考え方とでは、若干開きがあるのかなと感じるところもございますので、どっちにも影響のない有機農業を、ひとつ看板に掲げられたらどうでしょう。私は、全部が全部、有機農業ができるなんて、正直思っておりません。思っておりませんが、この緑川水系1本でも一つの物語ができるのであれば、全国に先駆けての一つの看板ができると思っております。

ですから、30年前から、100年の体系でここを清流化しましょうと。農薬、化学肥料を排除できるような体系をつくらうじゃなかですかという話を随分してきました。ほとんどできておりませんが、いま一度、そういった議論もやろうじゃないですか。

私たちも、有機農業にすんなり入れたのは、もともと薬って、ほとんど使ってなかったんですよ。昭和50年ごろから農薬の散布も随分ふえてまいりましたし、要するに、隣が振るから振るという感覚の人たちも随分おられました。虫の数を見て振るなんていうよりも、マニュアルどおりに振っていくというようなものが多くて、結果、無農薬というのも随分おられます。現時点でも随分おられます。

ですから、有機農業をやれる環境は随分整っていると思いますし、この山都町でその技術を起こせる場所にしていただけたらと思います。有機農業を学びたいければ、山都町に来いと。そんなまちづくりができないものではないでしょうか。

ぜひ、先ほど高校の話をしましたけれども、高校の魅力化、方策の一つにも、そんなものは可能性としては入れられる分野なんだろうと考えておりますし、ぜひとも、山都町に来れば有機農業の勉強もできると。あるいは、新規就農すれば、十分お世話もしてもらえると。そんな環境をやはりつくっておかないと、この山都町に、こんな山の中に来るには、少し厳しいものがあると思います。

道の便利がよくなれば、必ずよそからかけてくる状況が必ず生まれてきますので、内側にいいものを育てておかないと厳しいものがあると思います。ぜひ、その辺をやっていただきたいし、考えていただきたいと思います。課長、申しわけないばってん、町長に聞いてよかですか。大丈夫ですか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 有機農業を柱にというお話でしたけども、私は矢部高校を全国から入学者を募るということに、非常に有機農業というのは、一つの切り口になるんだと私は思っています。というのは、議員さんから以前言われた、有機農業の就農者の率が、県内のほかのところ

に比べれば10倍あるとおっしゃったんですね。そういう土壌があるということですよね。それはやっぱり、その土地に見合ったやつが特産物になるように、新しいものを持ってくるんじゃなくて、やはり従来からある、そして、育ちやすいということを考えるべきであって、そういった面から考えると、有機農業というのは、この冷涼な気候で、非常に素直に育ってきたということからしましても、非常にうちの特性として捉えていいものだと思います。

だから、看板を上げるに何も不都合はないんだと私は思いますし、そういう食農科学科というのは、地域の農業を発展させるためにもあるということでもありますので、ぜひオンリーワン、日本でここが有機農業を学べる場所なんだという旗を立ててやっていけばいいなと考えておりますし、それを支援する体制というのは、やはり今の有機農業を進めている方々が支えていただければ、なお助かると。そして、そこに連携ができていくんだと。そして、育っていくんだということで、ぜひともそれは進めたいと私は常々思っておりました。

そういうことでありますので、今後とも、御支援、御協力をお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 残りはまだ3分ほどですので、お答えは要りませんが、一つ、自分の持論をもう一回述べて、きょうの一般質問を終わりたいと思います。

私は、集落営農の質問もきょうする予定でありましたけれども、持論にかえたいと思います。ちょっと限定的な話になりますが、私、御岳出身ですから、御岳の話をさせていただきますと、農家戸数が約200戸ありますが、面積にして、水田約200町歩ございます。この規模を一つの単位として、集落営農をするのがいいと思っております。現在進められている集落営農の規模からすると、随分大きゅうございますが、せつかくコストも考えるのであれば、地域を考えるのであれば、そこまで大きくやらないと、雇用が生まれませんと思っています。例えば、部落で集落営農をやったにしても、本当に維持管理だけ、一人、二人の負担になっていくと。ですから、雇用が生まれる規模にしないと、なかなかこれは継続が難しいんじゃないかと考えておるわけで、その規模が100町歩、200町歩の規模でないと、なかなか機械の導入を含めて、難しいんだろうと思います。

正直、御岳でも、集落営農を12箇部落、一緒にやろうじゃないですかという話を随分、今やっている最中ですが、なかなかのっかってきていただけないのも現実です。その規模でやりますと、これは私の計算なんですけど、お店もやりたいという願望を含めると、大体30人規模で雇用が生まれると、私の計算ではそうなっております。十分、30人の、機械の修理も含めて、お店、あるいは加工所、そういったもろもろ必要になってきますので、そんなもの考えたときに、30名の雇用が御岳で生まれると考えております。

そんな事業をやらないと、多分、よそから企業を連れてきて、雇用を生もうなんていうのは、ちょっと難しいと考えております。雇用はみずからつくるべきだというのが私の持論でして、いいことも悪いことも必ず起きてきます。悪いときに我慢できる体制をつくっておかないと、これ残らないと思います。農家もそうです。個人でやっているから、今まで残ってきたんです。大きくなればつぶれる、こんな現状も見えてきますので、ぜひともそんなところも考えながら、今後

進めていただきたいと思います。いろいろ質問をしました。本当にありがとうございました。終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） これをもって3番、飯星幹治君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時20分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 皆さん、こんにちは。1番、吉川でございます。本日最後の質問となりました。もうしばらくの間、おつき合くださいませ。

さて、学校のサイクルで言いますれば、今、2学期、まさに終業式の前となってまいりました。学校で2学期といえば、運動会や学習発表会など、学習の成果を発揮する時です。その中で、私は二つの小学校の研究発表会を見に、お邪魔してまいりました。一つは、蘇陽南小学校です。蘇陽南小学校は食育、そして、清和地区においては、同地区における保育園、小学校、中学校の連携教育をテーマにそれぞれ2年間にわたり研究、そして発表をされてこられました。蘇陽南小学校では、各学年で農作物を育て、収穫し、おいしくいただくことを実践されております。それぞれの学年における農作物や食品加工には地域の人たちの協力が不可欠でした。また、それぞれの学年に対する取り組みにつきましては、その小学生を後押しする地元老人会の人々の活躍が目に見えて、また、それが地元の方々の元気にもつながっているということを実感してまいりました。

清和小学校や文楽館を会場に行われました、幼・保等、小、中連携教育は、小1プロブレムや中1ギャップをボーダレスにする取り組みがなされていまして。年間を通した交流事業の中では、小学校1年生が保育園児を優しくリードし、また、中学生が小学生に文楽の指導をするなど、今までにない取り組みを拝見しました。

また、各教科の指導方法が、小、中学校で同じスタイルで行うということにも、なるほどと思わされました。私も清和で生活し、小学校で絵本の読み聞かせを長く続ける中で、顔見知りの子供たちの成長を間近に見ることができ、大変うれしく感じたところです。

また、つい先日は、清和文楽館で、第1回の山都芸能フェスタが開かれました。山都町で傳承されている郷土芸能が披露されたのですが、それを白石地区のお天道さん神楽、目丸の棒踊り、そして、清和文楽では雪女を上演していただきました。会場には、町内外、外国人のお客様もいらしていました。山都の伝統芸能を堪能し、清和の郷土食をいただき、山の暮らしのよさを改めて確認した一日でした。

町内に息づく郷土芸能を若い人たちに傳承していくためにも、清和地区で行われている伝統文化の傳承を町内の各小中学校で、さらには高校でも受け継いでいただけないものかと強く感じた

ところです。

さて、本日も、この子供たちの成長を支える教育環境についての質問を中心に、二、三の質問をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、質問台に移ります。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） まずは、町長にお伺いいたします。

新庁舎の建設をにらみながらの機構改革が行われました。新庁舎体制においては、課の構成が一部変更となり、新庁舎での職員の皆様のさらなる御活躍を期待するところであります。

平成30年には、高速道路が開通する予定の中で、町のやるべき問題が山積であります。先ほどの町長の答弁の中にも、これをしなくてはならないということが幾つも出てまいりましたね。庁舎が新しくなって、各課が集まることにより、連携が深まることが期待されています。さまざまな課題を効率よく進めるために何が必要か。先ほどの、やらなくていけないことに優先順位をつけていく。そして、それに各課がフットワークよく取り組んでいく。そういったことが望まれる機構改革ではないかと思っております。

そこで、私は、先ほど、飯星議員がちょっと矢部高の担当者をつけることができないのか、あるいは、そうでなくても、各課を自由に動ける人が必要でないか、そのような提案をなされたと思いますが、私もまさにそのことを考えております。

各課においては、本当に御自分のデスクの中の仕事、デスクの上の仕事で、もういっばいな状況というのは、私たちもよく存じております。ただ、そんな中で、今まさに、町長のお隣、副町長がいているわけなんですけれども、副町長ということではなく、その各課を縦横に動きながら、例えば矢部高校の問題、例えば農業の問題、例えば子育て環境の問題、これはさまざまな課が担当しなければならないことです。それを要領よくつないでいく。そのような、名づければ特命課長といった人が必要ではないのかというふうに考えるわけなんです、まず、その点について、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 特命課長ということで今お尋ねであります。従来からの縦割り行政ではなくて、柔軟で機動的な組織編成が必要であるということは、議員さんから今あったとおりであります。

そうした観点から、今回、組織機構の改編をやったわけでありまして、企画振興課を1月から企画政策課ということで、いたしました。これはトップマネジメントの支援強化と政策推進を図る組織へということで、改編をしたものであります。具体的には、町の一番上位計画には総合計画というのがありまして、それをもとに毎年の予算化をしていくということになります。そして、何が重要なのかをそこで選択をしながら、優先順位をつけながらというのも、そこでやるわけでありまして、そういう総合計画の管理をやっていただく課ということに、まずはなります。そして、政策の企画から立案というところも、企画政策課が担うということになりますけれども、議員おっしゃるような各課の間を縦横に動き、いわゆる事務事業の交通整理を行っていくということ

も、私としては、この企画政策課にゆだねたいということ、この組織機構改編に当たっては、そのことを考えました。

今言われるような、外部からとか、副町長がとか、そういうことは当初考えておりません。ただ、今、その事務事業の交通整理を行っていくような、そういう体制がもしもできないということであれば、それはそれで考えていかなければなりません、私は組織機構改編のとき、最初から申し上げておったとおり、この職員の意識改革というのが一番大事なことだと考えております。みんなが町長の立場になるような、立ちどまって考えるような、そして、自分のお金を使っていくんだ、自分の家庭になぞらえて使っていく、大事に使っていくということ、まずはそういうような自分の意識改革がまずは大事だろうと。そういうことでないと、誰がトップで、トップでどうか、そういう横断的な役割を担うとしても、それを理解しようとする、そして、それに応えようとするを、まずは意識改革がないとそれはできないもんだと考えておりますので、まずは、第一に意識改革をして、そして、自分らが経営をやっていくんだ、そのためには何が必要なんだ、今は何が優先なんだということを十分考えてもらって、それを一番に考えてもらって、そして、企画政策課がそういう力を発揮ができるような体制づくりをまずは考えていきたいと考えております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 企画政策課にその役割をゆだねるといふような御回答だったと思います。

では、申しわけありません。企画政策課の担当課長になられる本田課長に、その辺の意気込みをお伺いすることは可能でしょうか。

○議長（中村一喜男君） 企画振興課長、本田潤一君。

○企画振興課長（本田潤一君） 今般の機構改革によりまして、企画振興課を企画政策課という名前を変えることにしましては、今まで企画振興課のほうが、行政改革、機構改革の事務局を担いながら、これまで進めてきたとおりであります。みずからの課をそのように変えたわけですから、ある意味、かなりの責任を持って進めなきゃならない。それから、先ほどからの各議員さんの質問にありますけれども、やはりこれからは事務事業のチェック、優先順位をいかにつけていくか。不急不要なものでも、やらないわけにはいかない仕事もありますが、どうしても優先順位の高いもの、地域課題に沿ったもの、この辺を見ていく視点がやっぱり足らなかったと思いますので、これを企画政策課という一つの名前を変えることで、我々も意識転換を図りながら、やっていくべきだと思います。

どのような陣容になるかは、私自身はちょっと懸念しているところもあるんですが、なるべくそういう機能が発揮できるような体制を内輪でも図っていきながら、1月以降もしくは来年度以降、しっかり頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 本田課長、ありがとうございます。突然の質問にお答えいただきました。

ただ、来年といいますか、来年度ではなく、本当に1月5日のスタートから思い切ってやっていただきたいというふうに期待をいたします。

それと、やはり何に優先順位をつけていくかというような中で、本当に確実なのは、平成30年に、皆さんおっしゃっている、皆さんが御存じ、今、町民の皆さんが御存じ、30年にはもう高速がやってくるということですね。先ほど来、何回も質問のほうにも入っておりますが、本当に刻一刻というか、来年とか、来年度とか、28年にはとか、そういう話ではなく、本当にできることをスムーズにやっていただきたい。本当にそれは、町民の皆さんの切なる思いだと思います。

先ほどから、特命課長の必要性はまだ感じていないということもおっしゃいましたが、私が見るに、本当に課長たちが忙し過ぎて、視察から何から御自分でなさっていらっしゃるような節もありますし、そういうふうに、現地視察というか、先進視察とか、先ほど、午前中には江藤議員も、近くで言えば、御船町のことを見習ったらどうだとか、どここの町はとか、私は南阿蘇のほうの、後で定住対策のところでも申し上げますけれども、そういうふうに、身近なところにもたくさんいい例があるし、例えば、二、三日前の新聞でも、日南市の油津商店街の話がありました。これは全国公募で、やはりそれをやってくれという担当者を募られて、300からの応募があったという中で、選ばれた方が木藤さんとおっしゃいましたか、この方が、今、先頭を切って、油津の商店街の復興に本当に活躍なさっているということもあります。

そういうふうに全国を眺めたり、いろんな先進地の事例を集めたり、そういった係も必要じゃないのかと。それを全て課長さんたちがやってらっしゃるんだったら、本当に町の行政、滞ってしまうことばかりじゃないのかなというふうなことを心配いたします。だから、そういう担当者というのも、ある意味必要じゃないかということも、一つ御進言申し上げたいというふうに思っております。

そして、先ほど、飯星議員からもありましたが、やはり公務員的な感覚、これが全て悪いとは申しませんよ。ただ、民間の経営感覚のある方とか、民間センスのある方、いろんな世界を見てこられた方、そういった方を登用することによって、政策の転換とか、この町のあり方とか、そういったところにたくさんのヒントをいただけるということもあるのではないかというふうに感じますので、そういったことも御一考いただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

さて次に、先ほどの何が一番やっぱり今やらなくてはいけないことかということ考えたときに、人口減少対策であると思うんですね。先ほどから、町長も申されました。このまま町内の人間が育ったところで、矢部高の人間には足りないのだと。そういった現実が目の前にあります。これをやはり外側からの人を移住、定住を促進していくことこそが、やはり町を救う活路ではないかと、私も同感しているところです。

ただ、やはり、先ほど、農業移住者というか、有機農業とか、あるいは、蘇陽のほうの広いような土地で栽培をやりたい、そういった問い合わせは、個人的に農家さんを通じてやってきている部分もあるようなんですが、お聞きするところ、せっかくそういうふうにして、山都町で農業がしたいと思っても、住むところがないというので断念されて、南阿蘇のほうに流れてらっ

しゃるというふうなお話も聞きます。

南阿蘇につきましては、本当に専従の担当者を置きながら、空き家対策をやってらっしゃる。これはほかにもたくさん例があると思うんですけれども、空き家をまずは町が買い上げて、そして、そこを改修し、それを移住、定住希望の人に貸し出しをしていく。そして、家賃として、その改修費用をもらっていく。そして、10年の後には大家さんに返していくというシステムを構築しているところが多いようです。

そういった対策も、ぜひ考えていただきたいなというふうに思いますが、そういう住宅の把握は、先般のたしか定例会でも本田課長のほうから御返事があって、今、60戸ぐらいは状況を握っているという話ではありましたが、その先の動かし方を今どういうふうにされているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 企画振興課長、本田潤一君。

○企画振興課長（本田潤一君） お答えいたします。空き家の調査につきましては、今ありましたとおり、先般もお答えしておりますが、大体5年間隔で、おおよそのつかみをやってきておりまして、前回62件の空き家をつかんだという話をしりましたが、これにつきましては、すぐに入居ができる場所、もしくは、少し手を入れれば入居できる場所がそのくらいあるという、区長さんからお寄せいただいた情報の件数だということです。

実際には、まだまだかなりの家屋があります。実際、目にするところで、廃屋を含めて、そういった状況であります。利用可能な家屋は38%、24件です。今、区長さんレベルで把握しているものはですね。24件は改修をしたり、先ほどおっしゃった、すぐに入居することができる家屋としてということでございます、訂正させていただきます。

これにつきまして、今、提案がございましたように、そういうことをやったらどうかということでございますが、今現在やっているのは、予算措置もいただいておりますように、上限50万の空き家改修助成金というものを、今回、本年度は予算化させていただきました。

これにつきましては、家屋の改修、水回りが一番大変なんですけれども、これに限らず、中に入っている家財、家財を出すだけでも、かなり何十万はかかりますので、そちらに充てても結構ですと。2分の1ではございませんで、上限50万。60万円かかっても50万、300万かかっても50万ということではございますが、これでひとつインセンティブといいますか使っていただいて、流動化を図ろうというものでございました。

それからもう一つは、昨年分から始めておりますけれども、空き家を探すにしましても、先ほどおっしゃるように、この町には、農業やりたいという方がかなりいらっしゃいます。とはいえ、空き家の一番のネックは、親戚や子供たちが帰省したときに、自分の滞在先として、子供たち、孫たちが泊まる場所として利用したいとか、もちろん家に仏壇が残るとか、古い昔からの、先代からの家財があって整理するのが大変だとか、それから、そういうのを整理するのは非常に忍びないという心理的な気持ちを持っておられたりとか。さらに、一旦貸すと、なかなか返してくれというのが言いにくい、申し出にくいという思いもあるようです。

それから、もう一つ、今度は家賃の問題です。貸すほうは、大体3万から5万とおっしゃいま

すが、来られる方は大体、相談者は1万から2万にしてくれというところもございます。さらには、見ず知らずの人には貸したくないという感情もあります。さらに、もっと個人の相對の契約というか、了承事項になるんですが、実際には地域が、田舎者が入ってきたということで、地域ぐるみの拒否の反応もあるのは事実でございます。

こういったものを少しずつ払拭することを行わなければ、この空き家対策というのは進まないということで思っております。単に、今回、空き家の改修資金を出したものの、それをしてだけでは進まない。空き家がありますというのを、いろんな自治体が空き家バンクを出していますが、なかなかこれ、うまくいっていません。ホームページに載っている空き家バンクで、この10年間に成功した事例っていうのは、60%以上が0件か10件以内という統計数値も出ているようです。ホームページ等で空き家を紹介しても、なかなか流動化できない。これは、一人一人、一軒一軒、その人とその人と、所有者の方とのすり合わせがないと、なかなか進まないというのをあらわしていると思います。

おっしゃいますように、ここについては、それを動かす人が必ず介在しなければならないと思います。ただ紹介しましたからどうぞではないと思います。それで、私どものほうでは、平成22年から、定住支援員というものは置いております。これにつきましては、週に二、三回、月に10日程度おいでいただきまして、問い合わせがあった相談、もしくは、こちらで把握しました空き家とか、定住支援が把握している空き家を紹介して、こちらはどうかと。その方が農業をしたければ、家つきの空き家を紹介したり、お店をしたければ、そういうお店を紹介したりというつなぎ。もしくは、全く仕事もなしに、仕事も見つけてくださいという乱暴な方もいらっしゃいますので、その相談に乗ったりとか。要するに、単なるアドバイザー、仲介者というよりも、相談役という形で、今、置きながら、4年を迎えたところであります。実績としましても、これまでに、数百件の相談がありながらも、25件程度の成約、本年は4件ほど、4世帯ほど、その方の紹介で入ったものがあるということでございます。

もちろん、先ほど吉川議員からもありましたけども、別に役場を通さなければこちらに移住できないわけではありませんで、移住は本人の自由でありますから、農業委員会を通じたり、個人のつき合いを通して移住される方は、まだまだ多いのではないかと推測しています。

いろんな、広げて答え過ぎましたけれども、以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 定住支援員の話は、ちょっと私も存じませんでしたので。平成22年からということですね。こういうふうな、それを専従で動ける人というのは、これは定住支援員という制度は。済みません、制度について、ちょっと簡単に御説明いただけますか。

○議長（中村一喜男君） 企画振興課長、本田潤一君。

○企画振興課長（本田潤一君） 失礼いたしました。これは制度ではございませんで、俗に言う、町の嘱託制度使って、定住支援員という名前を与えているだけでございまして、制度事業ということではございませんで。本町独自の嘱託として雇った人の名前として、定住支援という名前をつけて、専門的にやっつけていただいていると。ただし、本業ではございませんで、月に10日程

度ということでございます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） わかりました。嘱託職員ということは、町の抱えということですね。

私、今回もう一つお聞きというか提案したいのは、国の制度に、集落支援員制度というのがありますね。御存じだと思いますけれども。これは、集落の情報を集めたり、そういったニーズであるとか、家屋であるとか、農業の状態であるとか、さまざま、そのくくりはないんですけども、そういった地域の情報を集めて、町の潤滑油になるというふうなお仕事の方で、応援隊とはまた違いまして、別に都会から来ていただかなくてもよさそうなんです。この人たちが、年間に350万というふうな国からの支援で、その町で、そういうふうな地域の情報を集めるということを専門に働いていただけるという制度でございます。このことはもちろん、その情報としては御存じかと思いますが、このようなことを町のお金でない部分で、国のお世話で、しかも、手を挙げれば、これはかなうというふうな、かなりの地域で、全国的にも、この例はあっているようですが、このことについて検討されたという経緯があるのか、また、このことについてのお考えを聞かせてください。

○議長（中村一喜男君） 企画振興課長、本田潤一君。

○企画振興課長（本田潤一君） お答えいたします。集落支援員につきましては、地域おこし協力隊とともに、総務省が、地方を支える制度として、大きく取り上げている制度であります。我が町では、今の地域おこし協力隊だけしか入れておりませんが、集落支援員制度そのものは導入しておりませんが、かなり使い勝手のいい制度であるのは間違いありません。今おっしゃったような地域の見守りという、いろんな形で活用できるということで、今、各部署からも、これ使えないかなという声も上がりつつあります。

一つ、議員提案の定住対策、空き家に限らずですね、集落対策にしろ、福祉対策にしろ、いろんな意味で、各地域のアドバイスなり中継ぎをしたいという、先ほど言ったみたいな役割を担えるということで柔軟性があるようですので、ちょっと今検討を始めているところです。もし、可能であれば、また、今、予算査定の途中でございますので、相談をしながら取り入れていけたらなという思いではいるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 集落支援員制度については、ぜひぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。これは本当に、国のお金でありますし、身銭を切ってそういう人を雇わなくても、そういった人が潤滑油になり、また、その人の雇用にも、その人といいますか、限定するわけで、もちろん公募されるということになると思いますが、そういう元気のある、地域を駆け回って。やはり何といっても人ですね。人と人が人をつないでいって、その地域を活性化していく。その情報をやっぱり握っているだけはしようがなく、その情報をどういうふうに動かしていくか。

それと、もう一つ気になっておりますのは、山都暮らし人交流サイト、あれが余りよく動いてないように、私には思っています。各集落のいろんなリンク先が張りつけてあったりして、動いて

いるところもあり、まだ全然開設中のところもあり、そして大きくは、そういった移住、定住を希望して来られるために開くとしたら、余りにちょっと動いていないんじゃないかなって感じがしています。それを動かすのも人だと思います。ホームページが開いたといっても、そこを動かすのは人です。そういった担当者の、先ほど来、町長からもありました、本当に一人一人の意識を上げていただいて、本当に頑張っていたきたい。ホームページを動かすのも人、それから、空き家を動かすのも人、後に申し上げます学校図書館にも人が必要。そういったことは、活力ある、本当に周りを見回すと、いろいろ活発に動いていらっしゃる自治体がたくさんある中で、今、地方創生の問題も、やはり地方でプランをすることについて、国が支援をしていきたいと思いますという内容のようです。そういったことに関しましても、やはり元気よく動いているなど、こんなプランは素晴らしいなって国からも注目していただけるような。そうでなければ、本当にだっただけで、本当に取り残されていく、人口減もとまらない、産業も興らない、農業も廃れてきた、そういった未来が歩み寄ってくるんじゃないかと思うわけなんです。いろいろをやりたいことはたくさんあっても、それを動かす人、人材というものを、そこにはやはりお金をかけていくべきじゃないかって私は思っています。

そういうふうな一つ一つのことが、この山都町の明るい未来につながっていったらいいと思いますので、ぜひ今の集落支援員のほうは積極的に取り組みのほうをよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

では、次には教育問題のほうに移らせていただきます。

今までも申し上げましたし、私も議員になってからずっと申し上げておりましたが、やはりまちづくりは人づくりであるということにはかならないというふうに思っています。やはり小さいうちからの教育に幾ら手をかけ、お金をかけ、目をかけ、愛情をかけていくかということが、この町を救う、それにしかないですね。幾ら施設をよくしても、高校をなくさんぞと思って、いろんなことをしても、そこに来る人がいなくなる、また、ここを守る人がいなくなってしまうのは、町はとにかく何もなしです。

そこで、やはり若いうちからの教育というものによって、この町の将来をきちんと考える子供たちを、想像力豊かな子供たちを育てていくことが不可欠であって、本当にこれは何物にもかえられない、第1番目の優先順位をつけていただきたい事項だというふうに思っております。

さて、毎年、全国学力テストというものが行われておりますが、そのことについては、町も、県のほうも公表をしていかない姿勢ということは存じております。その結果ことについて、ここでどうこうという質問はいたしませんけれども、本当にこれは公表されないの、あくまでも、うわさ、保護者からのうわさ話でしかないとは思ってはおりますが、かなり上益城は厳しいレベルにあるというふうには伺っております。しかし、その結果は、真実は学校、教育委員会、あるいは、学校の当事者の皆さんは御存じのところですよ。どのようにその結果を、私たちには知らされませんが、その結果を踏まえた学力アップの手だてをされているのかということ、教育長にお伺ひしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 教育長、山下明美君。

○教育長（山下明美君） それでは、ただいま学力テストというご質問ですけれども、正しくは学力テストではなくって、全国学力・学習状況調査です。新聞あたりにも、そのように書いてあります。中には、学力テストと書いた新聞もありますけども、括弧して、全国学力・学習状況調査ということです。この目的は教育指導の充実です。それと、学習状況の改善。これが大きくウエートを占めております。単にテストの点数を出すだけじゃなくて、学習、その状況を変えなければ、なかなか根本的なものは変わってきません。したがって、学習状況の改善、これが大きく出ております。

今、目的を言いましたけれども、内容としては二つあります。一つは教科、国語や算数など、こういう教科をAとBと2種類に分けます。そして、Aのほうは基礎、知識に関することです。Bのほうは、それをもとにして、その活用とか応用など、そういうことが考えられております。中学生、それから小学生、中学校は3年生、小学校は6年生ですけれども、こういうのを受けます。

もう一つですけれども、先ほど二つありますと言いましたが、もう一つのほうは、生活習慣や学習環境の調査です。まず、児童生徒の調査として、学習意欲はどうであるか。例えば、答案用紙というか、記入するところに何にも記入をしないじゃなくて、とにかく、何とか知恵を出して考えて記入をする。学習意欲は、何とか頑張ろうというのが、やはり少しでも記入したほうには出てきます、全くの白紙よりもですね。だから、そのように、学習意欲はどうかということ。それから、学習の方法はどうか。また、学習の環境は。または生活の様子は。こういうものを学習状況調査として、子供たちのほうにします。

学校に対してもあります。学校に対する調査は、教師の、つまり先生方の指導方法です。丁寧に、計画的に指導しているかどうか。先生方の取り組み、それから、学校での人的、物的の条件整備。人的といいますのは、先生方の数とか、中学校の場合は、各教科の免許などが関係してきております。

このように目的を持って、こういう内容でやっていきますけれども、一番大事なのは結果です。その結果の活用です。これが最も重要な点で、子供たちのほうには学力の面で調査をしても、その後、教師側が何もしないなら、そういうことは絶対にはないんですけれども、何にも変わらないならば、実施をした意味がありません。だから、こういうことを考慮しながら、学力・学習状況調査をやっております。

この質問のところで、内容を知る現場はそのことをどう捉えているかというふうに書いてありますけれども、内容を知る現場とは学校のことですよ。それぞれの学校がわかっているのは、自分のところだけです。極端に言えば、隣の学校このこともわかりません。それで、その教科のほうの点数、国語とか算数や数学とか、こういう教科のほうの点数を出せば、おのずと、つまり数字を出せば、ぱっと見たら、すぐ比較、それから、序列化。あえてしないといっても、数字を幾つも出せば、それがおのずと出てきます。

山都町では御存じのとおり、子供の人数も少ないので、さまざまなもの、例えば、一般的な中間テストや期末テスト、そういうものも、それから、身長や体重、こういうものも、平均を出す

のもどうかと思うことがあります。というのは、子供の数が少ないから。極端に言えば、二人だけのところもありますし。だから、そういう点で、全ての面において、平均点を出すのはどうかとも思うときがあります。

学校現場も、数字の公表をしない方向です。学校は調査結果を分析し、学習状況の改善、指導の改善をして、次の指導に生かすようにしております。教育委員会は、学校のそういう取り組みに必要な支援を行っていく。これが教育委員会の仕事と思っております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 丁寧な御説明ありがとうございました。全国学力・学習状況調査ということで、認識いたしました。

ただ、やはりその内容をいろんなことで、学習時間であるとか、子供の意欲であるとか、そういったさまざまなことについて調べられて、その結果、現場がおっしゃいましたが、もちろん教育委員会は全体を把握していらっしゃると思いますね。そのことを学校側からの要望を踏まえて指導していく、サポートしていくのが、私たちの仕事というふうに今おっしゃったように聞こえましたが、もっと強くリードしていく。もちろん人数、少数であるところの人数の論理はよくわかります。だから、単純に全体の平均点や何かと比較していけないこともわかります。ただ、全国的に、私たちが見れる範囲は、全国的な評価、レベルというか、平均点とか、そういったものは、インターネットをちょっと扱えば出てきますけども、そういったのと単純に比較をしていく中で、やはり私も子供をここで5人育てる中で複式学級のときもありました。でも、本当、先生方は一生懸命に、やはりそういったところの一つの数値レベルというものがあれば、やはり平坦地に負けたくないとか、ちゃんと進学を保障をしていってあげたいというふうなことで、一生懸命取り組んできてらっしゃるというふうに思っています。ただ、それを町全体として、私はかねがね不思議に思っていますのは、やはり昔の3地区からいくと、その間でも、いわゆる学力の差がある。これは前から申し上げているところなんです。それは、矢部高の現実を見ると、どうも、そう思わざるを得ないのですね。

だから、そういったところの、各学校は自分のことしかわからないよというふうにおっしゃいますが、それを全体として見通している教育委員会としては、やはりその差を解消すべきだと思うし、そういったところを各学校の先生だけに、責任といいますか、おっかぶせるのではなく、やはり適正に指導していって、全体のレベルがよくなるようにということを考えていっていただきたい、リーダーシップをとっていただきたいと思うのです。

また、最近、釧路市の例もありましたが、子供の学力を保障するための条例というものを制定されました。私はこれ、とっても関心したんですね、これは条例ですけれども、学校も家庭も地域も一緒になって、やはりこの子供たちが世間に出てから、本当に困らないだけの学力を保障するというのは、私たち大人の責任ではないかというふうに思っています。もちろん基本的には、家庭での学習指導、その習慣づけというものが一番大切なものだということもわかっていますが、やはりみんなが集団として勉強していく学校の中での指導というものも本当に大切なものだし、そこで、そういった共通の認識を持つというか、条例なんかを制定していければいいかなと、私

はちょっとぼんやり考えているところですけども。

そういう生きていく力をつけるためにも、結果は結果、比べることはできないとおっしゃっても、やはりこの子供たちが世の中に、この今の状況見ますと、ここで高校まで出るという子供さんも少なくなってきた中で、やはり市内の高校、あるいは市内の大企業なんか勤めていくときに、遜色ない、そういった学力を備えさせてやるということは、とても大切なことじゃないかなと思っているので、そこら辺について、もう一度、簡単に結構ですので、御答弁お願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 教育長、山下明美君。

○教育長（山下明美君） 全部の子供たちに、生きる力をつける、つまり学力をつける。一番大事なことなんです。それで、例えば、今の御質問の中に、全国学力・学習状況調査は一つの例であって、ほかにもいろいろ生きる力をはかるものがありますけれども、私たちも、点数がいいとか悪いとか、そういうところの一喜一憂、または、よそと比べて、うちが上だったとか下だったとか、そういうことを中心に考えるんじゃなくて、やはりどうやったら子供に力をつけられるか、それが一番大事ですから。本町の場合は先生方の数が少ないです。それで、町のほうにお願いをして、支援の先生を入れていただく。もう一つは、今は電子黒板とか電子教科書、このように教育機器も大分変わってきました。時代の流れにおくれないように、そういうのも、町の配慮のおかげで幾つか入っております。それで、そういうものを入れて、宝の持ち腐れにならないように。つまり、電子黒板は入ったけれども、先生方がうまく使えないならば、子供には還元できません。だから、せっかく町が厳しい予算の中から入れてくれたので、それを大いに活用しよう。子供たちにうんと力をつけるように活用しようというところで、先生方の研修とか勉強会とか、そういうのも大いにやってくださいというところで進めております。

それで、最初申しましたように、子供たちに力をつける、それは環境が一番ですが、一番大きな環境は人的環境です。どんなにいい物があっても、それを人が使いこなせないならば何もならないし。教育は人を育てる。そのためには人が行く。または、人同士がお互いに学習をする。それが教育と思います。それで、山都町の場合は、先ほど言われましたけども、清和の例をですね。保育園から小学校までの間の不安を持たせない。小学校から中学校の間を切らない。そして、中学校から高校までの間も切らないで、保育園から高校までずっと、子供たちの縦のつながり、そういうものも大事に考えていこうというふうに進めております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ぜひ人に一番力を入れていただきたいと思います。電子黒板の例をちょっと出されましたけれども、私はもちろん、世の中の流れとして、あれは必要ではないのかもしれない。だけれども、やはりこの自然環境の中で、先ほど私も、前段で紹介させていただきましたが、食育の教育にしても、小中連携の教育にしても、かなり地域の人たちの力が入っているということを本当に実感したんです。私も先月、全国のコミュニティスクールの研究発表大会というか、大会がありましたので、宮崎まで出かけてみたんですが、やはり学校を核とした地域力、

そういったものが、やはり一番、この子供の自己肯定感を育てていくのに不可欠な部分ではないかなというふうに強く思っています。ぜひ、そういったところの教育をあわせて進めていただきながら、学力の保障、そこを何とかお願いしたいと思っております。

また、次の質問といたしましては、学力の保障のところにもつながっていくし、人がいなくてはならないというところにつながってまいりますけれども、私は、これも議員になって以来ずっと申し上げてきたところですが、学校図書の実態ですね。まさに今、予算編成の時期に来ておまして、また多分、今般も、学校図書室の必要性というものは、学校、教育委員会のほうから予算の申請があっているのではないかなというふうには思っておりますが、人がいてなんぼです。住宅の対策もそうですね。本当にいろんなところで、やはり人がよく動くというところが一番ではないかというふうに思っております。

実は先日、図書館協議会の方々と一緒に、議員のほうにも御案内がありましたので、お隣の砥用小学校の図書館を見学する機会を得ました。そこには、図書司書補の先生がいらっしゃるんですが、もう一人。そこは図書室ではなくて、図書館という別館建てになっておまして、そこに、ちょうどお昼休みに伺わせていただきますと、本当にたくさんの子供たちでにぎわっていました。そして、いろんな数字的なところも資料をいただいたんですけども、本当に貸し出し数もどんどん伸びて、子供たちが生き生きと勉強している様子が伺えました。本の数は大したことはないんですが、やはりかなりの回転数で子供たちが借りていっているところにもびっくりしたところです。本当に、そこが居心地のいい空間である。そこには、図書司書補の先生がいらっしゃるからである。それは、間違いないことですね。展示物もかなりきれいにされていますし、コーナー、コーナーも、毎月毎月、展示物が変わっていく、子供たちの興味を引く、そういった工夫が随所に見られました。

そして、我が町では、今のところ、教育委員会のお計らいによって、図書館スタッフが、各小学校を月1回は回らせていただいておりますけれども、やはりそれだけでは不十分です。月に1回行って本の整理をするなり、コーナーのつくり方をするなり、パネルを出すなり、そういったことはできているかもしれませんが、実際に、子供たちが図書室を訪れるときに人がいないというのは、致命的だというふうに思っています。せつかく、少しでもそういった足がかりができていところに、ぜひぜひそこに、各校、全校に配置していただきとはまずは申しません。ただ、二、三の学校を一人担当するようなフットワークで、毎週火曜日には先生がいらっしゃるよ、毎週金曜日に何とかさんがいらっしゃるよというようなことで、子供たちの興味が図書室に向く。

そして、加えて言うならば、そこが地域の人のかなめになってもいいんじゃないかなと、飛躍的にちょっと考えています。先ほど申しましたコミュニティースクールの考え方ですが、やはり学校が地域の核になる。私が住んでいます井無田地区にも、朝日小学校がありましたが、小学校があったときと、なかったときでは、人の流れ、集まり方が全然違います。そこに学校がなくなるというときには、皆さんいっぱい反対されますが、本当にそれは地域の、人が寄る、子供が通う、そこに親が行く、じいちゃん、ばあちゃんが行く、そういう本当にかなめであるということ

です。だから、今、これ以上、廃校なんていう憂き目に遭わないためにも、この学校がこの地域に必要ですよと、そういう場になるためにも、学校図書司書という方をぜひ配置いただいて、図書室に火曜日に行くと、何とかさんがおんなはるもんねって。近所のおいちゃんやおばちゃんたちも行って、そこで茶飲み話、あるいは、そこで新聞を読み、そこで本を読むということが子供たちに見えたら、もちろん家庭でも親が読書をする姿勢を見せるということは、大変必要なことですが、学校でも、近所のおじちゃんたちが来て、新聞を読んで話をしているという姿が見れたら、何てすてきなんじゃないかっていうふうに私は考えるんです。

ぜひ、そのことも、教育長に改めてお伺いしますが、今回、また配置を、予算的にお願いしていらっしゃるのか。その辺のことを含めて、お考えをお聞かせください。

○議長（中村一喜男君） 教育長、山下明美君。

○教育長（山下明美君） ことしも4回定例議会がありましたけれども、4回続けて、1番の吉川議員の同じ質問、図書館の司書を学校に入れるようにということです。

これまで3回、きょうで4回目ですけれども、ひょっとすると、前と言葉がダブったり、部分的には、同じ答弁になるかもしれません。その理由は、私の考え方をしっかり持たなければ、つまり、どうしようかとふらふらしたり、他人の言いなりになったり、答弁がふらふら動いていつて変わっていけば、学校現場も困ります。いわゆる、ぶれないというところで答弁をしたいと思えますので、以前とダブるかもしれません。最初からお断りしておきます。予算のことですけれども、ことしも申請、届けは出してあります。

さて、学校に図書司書が必要かどうかの考えをということですが、結論から申します。当然、必要なことなんです。必要と思います。ことしは6月に、文科省から学校図書館法の一部を改正する法律という通知が来ました。学校図書館の職務に従事する職員を置くように努めることというのが大きな柱です。学校図書館の職務に従事する方を司書というわけですが、司書の先生をこれまでは11学級以下の、いわゆる小さい学校では置かないことができてなっていました。山都町は小さい学校ばかりですから、11学級以下の学校です。それが、ことしの6月の文科省からの通知で、27年4月から、11学級以下の学校でも司書教諭が置かれるよう努めること。置きなさいではなくて、司書教諭が置かれるように努めることという通知が来ました。少し変わっております。

これまで、学校教育の中では、全部の学校が図書館教育の推進計画を立てて、図書委員活動、学級文庫での取り組みを行ってきました。これは近ごろじゃなくて、ずっと昔からです。また、地域の多くの方たちには、読み聞かせボランティアで大変お世話になっています。これは、学校応援団とも言える組織の中の一つで、地域とともに育つ学校づくりを進める方法です。質問の中に、学校が地域の核となりとか、地域力を集めるためにもと書いてあります。これは、県が進めているコミュニティスクールと吉川議員の考えは同じだと思って、答弁を考えました。県のほうでは、コミュニティスクールを出してあります。先ほど申し上げましたけれども、読み聞かせボランティアも、学校応援団、コミュニティスクールの活動の中の一つ、つながってきます。

冒頭、吉川議員からもありましたが、もっとわかりやすく言えば、11月に清和地区で、保育園

と小中学校が研究発表をしました。清和の子供をつなぐということで、保護者はもちろん、清和文楽館の方たちにも並々ならぬ御協力、御指導いただきました。そして、同じ11月、馬見原の蘇陽南小学校では、野菜や米づくりを中心に、地域の老人会には本当にお世話になりました。馬見原地区、菅尾地区、大野地区、そして、宮崎の五ヶ瀬地域あたりからも、たくさんの御協力があったわけです。発表当日は、保護者の方、それから、老人会の方たちの力添えがなかったならば、ここまでではできなかつたらうとも思いました。これらも、学校応援団、コミュニティースクールです。町の図書館と学校の図書館のオンライン化、これも学校応援団につながってきます。子供たちの教育は、学校だけではできません。家庭と地域と学校が一体になってこそ進められるものです。

山都町という地域の実情は、小規模校、複式校です。それぞれの学校には、これまで申し述べてきましたが、地域の協力がたくさんあります。また、なかったらできない部分もたくさんあります。財政厳しい山都町において、よりよい教育の推進のためにも、図書司書を入れること、これを考慮に入れながら、小規模校、複式校の対策を考えていかなければなりません。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ありがとうございます。今、教育長の中からもありましたように、6月、図書館法、これが改正になっております。努力をするように、置かなければならないではない、努力をするようにということとおっしゃいますが、ぜひぜひ深く努力をしていただきたいと思っていますし、それは町長、それから総務課長のほうにも、重ねてお願いを申し上げます。ぜひぜひ子供たちのためにですね。

また、これは図書館協議会のほうから、学校図書司書を置くことを求める意見書というものが出されております。これは多分、町長、教育長のほうにもお届けがあるんじゃないかと思っておりますが、この中にも、町民の強い思いによって、学校図書司書を置いてくださいというようなことが切々と訴えられておりますので、このこともぜひ目を通していただきたい。

とにかく申し上げたことは、時間も迫ってまいりましたが、町の未来をつくるのは子供たちです。人です。人と人がつながって、この山都町を盛り立てていき、この町の存続を、キーを握っているものだと思います。

だから、一人一人がやはり汗をかいて、私たち議員もそうです、執行部の皆さんもそうです。そして、町民の一人一人が、みずからのことをみずから考える、そういった町になるためにも、そして、移住、定住をやはり呼び込むためには、学校教育力。体験活動がすばらしいな、コミュニティースクールをやっているんですか、すばらしいな、わあ、学力こんなあるんですか。すばらしいな、じゃあ、山都町に行って住んじゃおうかしらって若い人たちがですね。定住、空き家対策も本当に大変な問題ですが、もし、先ほど来、本田課長がおっしゃるような理由で、年に1回、2回帰ってくるけん、貸されんとよねとか、すぐには片づけられんとよねとか、仏壇があるのよねとか、さまざまな問題はあります。そんなところでも、もし予算的な措置とかも許されるならば、新しい住宅を若者たちのために建てることも必要ではないかというふうに思いま

すし、そういった一つ一つの積み重ねを。

それから、医療のほうもそうです。先般の定例会では、産婦人科の設置はできないかということちょっとぼやきましたけれども、そういったことも、広域に見たときに、蘇陽病院には、小児科とか、あるいは、婦人科、産婦人科というものが、広域的に、うちの町だけで雇うのは、それは大変なことだと思いますが、そういった条件を一つ一つクリアしていくときに、山都町って素晴らしい町だな、あんな自然環境の素晴らしいところで、豊かに農業をやって、安心・安全なものを食べ、子供たちを雄大な自然のもとで育て、そんなところを目指していければ、この町の未来も本当に明るくなるものではないかと思いますので、今後、予算の査定等々始まると思いますが、皆様には体調管理にも気をつけられて、十分な審議をよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中村一喜男君） これをもって1番、吉川美加君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

散会 午後3時19分

12 月 10 日（水曜日）

平成26年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 平成26年12月4日午前10時0分招集
2. 平成26年12月10日午前10時0分開議
3. 平成26年12月10日午後2時08分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場（清和総合支所）議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）

日程第1 一般質問

12番 中村益行議員

4番 後藤壽廣議員

5番 藤澤和生議員

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加

2番 藤原秀幸

3番 飯星幹治

4番 後藤壽廣

5番 藤澤和生

6番 赤星喜十郎

7番 江藤強

8番 工藤文範

9番 藤川憲治

10番 稲葉富人

11番 田上聖

12番 中村益行

13番 佐藤一夫

14番 中村一喜男

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	教育長	山下明美
総務課長	坂口広範	清和総合支所長	佐藤珠一
蘇陽総合支所長	有働章三	会計課長	田上博之
企画振興課長	本田潤一	税務課長	甲斐重昭
商工観光課長	檜林力也	農林振興課長	藤島精吾
建設課長	江藤宗利	水道課長	甲斐良士
農業委員会事務局長	山本祐一	住民環境課長	江藤建司
健康福祉課長	門川次子	そよう病院事務長	宮川憲和
老人ホーム施設長	小屋迫厚文	隣保館長	西田武俊
学校教育課長	田中耕治	生涯学習課長	藤川多美
地籍調査課長	藤原栄二		

10. 出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 緒 方 功 外 2 名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中村一喜男君） 日程第1、一般質問を行います。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 皆さんおはようございます。やっときょうは暖かくなったようですが、きょうは何の日か皆さんわかりますか。非常に歴史的に大事な日です。きょうは。特定秘密保護法がきょう発効しました。これは、私は平成の治安維持法になってしまうおそれがあると思います。

若い人たちは体験がないから余り想像力が働かない。そういうふうに思います。私が生まれた1933年の2月、作家の小林多喜二は治安維持法で捕えられ、そして警察で拷問の末、体じゅうあざをつくって仲間が迎えに行ったときは事切れておったと。また、戦争を痛烈に批判した川柳作家の鶴彬という作家がおります。この人も警察に捕らえられ、監房で亡くなりました。

数えれば切りがありません。その時代の自由主義者、ジャーナリスト、思想家、いわゆるリベラリストといわれる人たちは次々に捕えられていった。そして、時代は極端な方向に行って、1945年の破滅を迎えるわけですが、そういう状況が来ていることを私は大変憂いております。

この前亡くなった菅原文太が盛んに言っておったのは、国は国民を飢えさせてはならない、飢えから守らなきゃならない。そして、戦争はしてならないと。日本国憲法も決して世界から飢餓がなくなるように、そして争いがなくなるようにこの平和憲法を定めると。我々はそういう決意をしたと高らかにうたっておりますが、菅原文太、そして高倉健、私と同世代の大変存在感のある名優たちが次々に亡くなりましたが、彼らが体で語っておったのは、本当に環境を大事にし、そして平和を大事にして、未来の子供たちにこれを残していこうという強い強い思いでした。

そういう中で大矢野原では共同演習があっております。オスプレイが来て共同演習するというのは、よその国へ海兵隊は殴り込み隊といわれておりますが、戦争をして大量の兵員を送るという練習なんですから、近隣諸国を刺激するのは当然ですね。

私は国と国とのつながりというのは、そういった挑発のし合いでなくて、やはり人間同士信頼の上でやっていく。昔、朝鮮通信使というのが来ておりました。これは豊臣の時代から来ておった。そのとき対馬の盟主は、領主は大変手厚く迎えながら、雨森芳洲という外交官がおります。この人は人間的に朝鮮通信使を大事にしながらかつておりました。人と人とのつながりもそんなんですね。やっぱりお互いが信じ合う、そして尊敬し合う、それが大事だろうと思います。

そういう思いをしたきょう朝の新聞の朝刊でした。トップに特別機密保護法が発効したと書いて

てあります。私どもは昭和の人間として、本当にこれからの子供たち、暗い雲が天を覆うようになってから気づいてはもう間に合いません。ですから、強く強くそのことを憂いながら一般質問に入りたいと思います。四つ通告をいたしておりますので、各項目ごと席を変わって尋ねてまいります。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 財政問題です。来年でちょうど10年目になりますね。合併10年目。そうすると特例措置、合併特例措置が5年間で次第に削減されて一本算定になるということで、その限りでは本町では11億の交付税が減らされるという見通しでしたね。ただ、最近の国の論議を聞いておりますと、それを、特例措置を6割ほどは維持したいと。知事会あたりからの地方からも要請もあってか、そういうことになっております。

ただ、仮にそうであっても、だからといって、六、七億交付税が保留されるのかどうなのかということが一つです。それは、一方で交付税の単価計算をする場合に、人口要素というのは非常に大きいわけですが、人口がどんどんどんどん減って合併したときに2万人いたのが、去年度末でこれは住民台帳で見ると限りでは1万六千七、八百でしたね。生まれる人が83人去年、亡くなった人が317人、自然減だけでも234人、それに高校を卒業して出て行ったり、あるいはいろいろな事情で職がないからと言って出て行く。いわゆる社会的な減少というのがあって300人を超えているんですね。そういう状況ですから交付税にも当然影響してきます。その見通しは担当課長、どういうふうに見ていますか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。ただいま地方交付税の合併特例措置についてのお尋ねをいただきました。改めてこの特例措置につきまして説明をさせていただきますと、合併年度及びこれに続きます10年間といいますのは、合併市町村の普通交付税額、これは合併によって交付税上不利益とならないように激変緩和措置をとるということとさせていただきます。いわゆる地方交付税の上乗せのことを言っております。

本町では合併後から今年度までの10年間、この特例措置を受けております。しかし、その後の27年度から31年度までの5年間といいますのは、先ほどありましたように段階的に縮減をされまして、縮減措置の終わります平成32年度からは合併により増額していた交付税額というのは交付をされないということになります。この合併により増額してしまいたいいわゆる上乗せ分といいますのは、直近の決算、平成25年度の決算でいいますと約10億円というふうに見込んでおります。

この10億円が具体的に申し上げますと、来年度平成27年度には約9億円に、28年度には約7億円、29年度には約5億円、30年度には約3億円、最終年度の31年度には約1億円に縮減をされまして、32年度からはゼロになるということとさせていただきます。つまり、今年度の、26年度の交付税額が約62億円ですので、32年度にはこれが約52億円になるという計算になります。

今回の6割配分の維持といいますのは、10年間の特例措置の期限後もその上乗せ分の6割程度配分するといった見直しのこととさせていただきます。これは議員もおっしゃいましたように、平成の大合併で誕生しました多くの自治体が、27年度までにこの交付税の特例期限を迎えます。その多く

の自治体からは住民の生命を守る消防施設など、こういった統廃合は非常に難しいと。特例措置がなくなれば財政的に厳しいというような新たな支援策を求める声が強まりまして、交付税を管轄します総務省も配慮が必要と判断したことによっております。

この見直しにつきましては、詳細については年明けとなりますけれども、現時点では平成27年度から30年度にかけて段階的に実施をしまして、最終的には特例分の6割程度確保するというところでございます。これは本町に置きかえますと、先ほど申し上げました10億円の縮減額、これが最終的には4億円程度になるということになりますので、先ほど32年度予想の交付額というのは52億円と申しておりましたけれども、これが58億円程度になるというイメージでございます。

しかしながら、御指摘にありましたように、人口の減少に伴います減額ということも非常に深刻な問題でございます。交付税を算定する上では、国勢調査人口、これが大きなウェイトを占めております。このまま人口減少が続けば、さらに大きな減額になるということも予測しているところでございます。現在、策定をしております総合計画の中の将来人口推計におきましても、本町の人口は今後も減少し続けるという予測がなされております。その中で5年後の平成31年には約1万4,000人という予測値が出ておるところでございます。

この数値と人口減とともに減少が予想されます世帯数、それから児童生徒数、それから農家数、こういったことも交付税の大きな要素になっておりますので、これらを現段階で算定式に参入して計算いたしますと、約6億円近くが減額となるという試算結果が導かれるところでございます。

したがいまして、先ほど6割配分措置によりまして、約6億円が措置されるということも申し上げましたけれども、逆に人口要件等で約6億円近くが減少するということにもなりますので、つまりはほぼ相殺をされるというような予想をしているところでございます。

よって、繰り返しになりますけれども、現時点での試算では平成32年度には約10億円ぐらいは減少するといった試算額がそのまま変わらないというようなことで予想しているところでございます。以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） ありがとうございます。ぜひこういう認識をみんな共有すべきですよ。これは役場のほうでも常にそういう情報を発信して行ってください。私もやっぱり予想したとおりになってしまうかなと。結局は特例措置というのが人口減で相殺してしまうということがはっきりしてきたと。それにのっとった総合計画をやっつけていかにやらんということでしょう。

次は庁舎のことに入ります。いろいろありましたけれども、やっとならしてこの25日には引き渡しがあるといことのように、庁舎ができるということは、この事務機関がばらばらだったのが、1カ所にまとまるということは、当然そこに求心力が生まれてくるはず。求心力を生むためには、やっぱりこの間から、あるいはさきの議会あたりからも盛んに言われてきた意識改革。執行部だけ意識改革を言っても始まりません。我々議員も意識改革しなきゃいけない。今のように財政状況というのは、非常にそういう形で厳しいということ踏まえながら我々も要求ばかりでなくて、おのれが何ができるかということが問われる、そういう事態でもあると思います。

そこで私がここでお尋ねしたいのは、庁舎の総工費、これはきのうも出ておりましたが、以前から言われておった24億ということですね。これはもう最初からわかっておるんですが、その内訳がどうなのか。建物がどれくらい、そして駐車場、その他の附帯工事がどれだけか。なおかつ、この建物についての周辺自治体との比較、単価比較。いつか私は出してもらったことがあります。

これをわざわざ聞くというのは、執拗に私の事務所などには怪文書が入ります。そして、とてつもない金をかけて庁舎をつくっていると、そういうばかり言われるんですね。庁舎本体の建設資金というのは、旧矢部町民が積み立てた13億7,000万ありましたが、14億ありましたか。ほぼそれで見合うだけの建築だと私は理解しておりますが、その辺のことも含めて、きちんとここでは町民の皆さんにお知らせして、そういったその怪文書が流しておるような、デマゴークを払拭してもらいたい。それによって町政の信頼と求心力もまたついてくるという思いでお聞きますので、担当課長お知らせください。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ただいま庁舎建築関連の事業費ということでお尋ねがございました。昨日もお答えしましたところですが、総額では約24億円ということになります。

内訳としましては、庁舎の本体工事ですとか、周辺の道路整備等々を含めまして工事費としましては約17億7,000万円。それから本体工事や道路工事に係る基本設計ですとか実施設計、これを主たる契機とする委託料関連、これが約1億4,000万円。それから、用地や補償費関係で約2億5,000万円。このほか電算機器ですとか、机、キャビネット等の備品購入費、それに防災無線設置費、工事費等にあわせまして約2億4,000万円ということになります。

財源につきましては、ただいまありましたように、庁舎建築基金を約13億8,000万円、それから合併特例債を約3億円、それから熊本県の市町村等再生可能エネルギー等の導入推進事業補助金というものを約1,900万円を充当いたしております。よって、一般財源持ち出しは約7億円ということになるところでございます。

なお、この事業費につきましては確定をしました後に改めて報告をさせていただきたいというふうに思っております。また、建築本体の比較につきましては建設課のほうから説明をさせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 庁舎本体そのものの価格はどうだったですか。担当課長がしますか。それじゃあ、お願いします。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 庁舎本体の総工費についてお答えをさせていただきます。庁舎の総工費につきましては13億3,460万7,000円でございます。延べ床面積が4,892平米です。設計当初から華美な設計にならないように、4本の柱を立てまして設計を行ってきたところでございます。

まず、山都町らしさを追求したランニングコストの低減を目指します。それから、威圧感をなくしたデザインといたします。それから、気軽に立ち寄れることができる役場庁舎を目指します。

それから人に優しいデザインといたしますというような四つの柱を立てて設計をいたして今回の総工費が13億3,400万ということです。

平米当たりの単価につきましては27万2,000円、また、特徴的なことについて申しますと、今回の庁舎につきましては、田小野の町有林のヒノキを伐採いたしまして、カウンター、フロア等の床材に町有林を、材木を施工しているということでございます。

他町村の比較につきましては、まず蘇陽総合庁舎、旧蘇陽町役場ですが、平成10年の12月に完成をいたしております。延べ床面積が1,465平米、総工費が4億2,522万2,000円でございます。平米当たりの単価が29万円、蘇陽総合支所については老人福祉センター、それから保健センター、営農ホールと別々に施工されておりますので、蘇陽の庁舎のみの数字でございます。

それから清和総合支所、旧清和村役場でございますが、平成14年の2月に完成をされております。延べ床面積が1,920平米、総工費が5億4,488万1,000円、平米当たりの単価が28万3,000円でございます。それから群内の役場を御紹介したいと思います。

まず、嘉島町役場でございますが、ここにつきましては、設計者が黒川紀章さんの設計です。延べ床面積が3,983平米、総工費が16億341万7,000円、平米当たりの単価が40万2,000円となっております。特にこの場合につきましては、内部三層の吹き抜け構造というようなことで、ガラスカーテンのウォールづくりというようなことになっております。

それから甲佐町役場でございますが、平成17年の4月に完成をされております。延べ床面積が4,268平米、総工費が16億3,634万6,000円、平米当たりの単価が38万3,000円ということで、この場合につきましても地下室を持っているというつくりでございます。

それから人口等が同等程度の役場を見ますと、福岡県の黒木町役場、現在は八女市になっておりますけれども、平成15年11月に完成しております。延べ床面積が6,260平米、総工費が18億3,592万5,000円ということで、平米当たりが29万3,000円のつくりになっております。

他団体につきましてはの比較については以上のとおりでございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） ありがとうございます。やっぱり決して高くないということが、これでわかりますね。やっぱり正しい情報を出してください。こんなデマがいつまでも続いて、民心を混乱させちゃいかんです。これは町政執行に大変支障を来すことになります。

民主主義は民意に基づいてなされとか、誤った民意が形成される。誤った住民意識が形成されるようなことがあってはいけません。それを傍観していかなんですよ。行政はそういうときは敏感に反応してください。やられっ放しじゃいけません。それを強く申し上げておきます。

どうして、私のところばかり来るのかな。しょっちゅうそういうのが入りますよ。そういうのがこれでもか、これでもかと入る。そして黙っておれば、これが本当になる。うそも百遍言えば本当になるとよく言われます。これは認めたことになってしまう。今のようなことは、これは総務課長、完全にでき上がったところで広報あたりできちっと広報してください。財源についても旧矢部町民が積み立てたので十分賄えたということもはっきりしたわけですね。

それでは、次に行きます。先般から機構改革案が出てまいりました。議会からも大変厳しい意

見も出ました。私はそれはそれで当然正鵠を得た意見だと思います。ただ、機構改革のほうばかり、行政機構ばかり出るけれども、私は一番問題なのは、今一番深刻な問題なのは、三セク問題だと思ってます。三セク問題ですね。これはある意味では毎年赤字の垂れ流しなんですよ。

昨年の決算で三つのセクターでいいますと、そよ風パークが一応営業利益が430万円上がったところになっております。しかし、これには町からの委託費2,197万円を売り上げに入れているんですね。そうでしょう。

文楽協会は赤字が742万円。これも委託金3,600万円を売り上げに入れていた結果の、そして、なおかつ742万円の赤字だと。通潤山荘は、ここは独立採算ですから委託料は入っていません。私が出してるのは通潤山荘だけです。通潤協会じゃありません。通潤山荘だけの独立採算ですから、ここは740万の赤字になると。発足当時毎年7,000万の黒字になると当時の町長も豪語しました。我々も町長みずからセールスマンになって、そして、決して償還金に見合う利益だけは上げていくと。決して赤字になるようなことはしないと仰いました。

私は町長に町長の歳費というのは、まさか旅館の番頭さんの給料まで入れていないでしょうと、そう皮肉ったことがあります。とうとう赤字に転落してしまいました。赤字どころか、全部、どのセクターもこれからは大変な維持修繕費の時代に入りました。通潤荘はたしか空調だけでも1億ぐらいかかったかな。まだまだ今後かかると思いますね。

そよ風パークだって、もうキャビンあたりがかなり傷んできていますね。メロンドームじゃない、何とかドーム、あれも今使っていないでしょう。そういうことを考えますと、これは大変だなと思いますよ。文楽協会だって、テントのキャビンなんか、これはどうなるのかなと思います。

ただ、文楽館だけは、これは文化施設として、別の私は論議をすべきだとずっとこれは言い続けてきました。ある意味で、この協会だけに限って言えば、文楽館だけに限って言えば、文化施設として、これは赤字黒字云々以前の問題というふうに私は捉えておりますが、いずれにしても、垂れ流しを黙って見過ごすわけにはいかん。どういうふうな抜本的な対策を立てておられるのか。いつかも言いましたけど、このことについては何時間あっても担当課長とやりとりする時間は足りませんが、大まかな考え方を聞かせてください。

○議長（中村一喜男君） 企画振興課長、本田潤一君。

○企画振興課長（本田潤一君） おはようございます。三セクにつきましては、具体的な方策はという御質問でございますが、その前に本町としての行政改革の中での取り組み、ちょっと考え方をお示ししたいと思えます。

本町におきましては、今、行政改革大綱に基づいて機構改革のことも先ほどおっしゃっていただいたとおり、真摯に進めていきたいと思えます。その中で、第三セクターの経営健全化とそのあり方の見直しにつきましては、27年度に老人ホームとの民営化のガイドラインとともに三セクにつきましても指針のたたきをつくっているところでございます。

ただ、これにつきましては、もちろん地域振興型であります株三セクですね。株式会社、有限会社型の三セクと今申し上げました財団型の文化施設の三セクがございます。このすみ分けは必要かと思えますけれども、こういった三セクにつきまして、段階的検討、一つにはこれまでの考

え方、財政分析も必要ですけども、新しい再生方式があるのか。なければ、これをどのように変更していくのかということにも着手しなければならないという時代に来ているのはもう申すまでもございません。先ほどの行財政の変革も必要ですので、その辺のシナリオをぜひ27年度取り組みようということで指示をしており、始めているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） さっきの財政のところで言うべきだったかもしれませんが、財政力指数はたしか0.19ぐらいなんです。非常に上益城で一番脆弱な財政体質なんです。しかも、経常収支比率がどれだけだったかな、去年は、84.3%。合併のときは96.2だからそれよりか改善されていますね。もう天井がないんです。

町民の皆さんにわかりやすく説明すれば、なるべく大津波が来ても、天井が空いておれば、息ができるんです。ところが、もうすれすれのところまで来とった、合併のときは、96点。天井を100とすれば、96.2のところ。もう息もできないような状態だと。それを何とか頑張って84.3までおろした。実は、去年だったか、おとしだったか、80ぐらいまで下がりましたね。ここ二、三年、またこんと上がってきた。これはいろいろな要件があります。これはわかりますけれどもかなりこれは努力してきたことは認めます。

この借金残が合併したとき179億ありました。179億7,000万ぐらいあった。約180億あったんですね。それを10年間でやっと103億まで下げてきて、そして経常収支比率が84.3と。天井が少しあいてきた。少しあいてきた。しかし、一方ではこういう垂れ流しをしている。財政事情は次々に出てきます。

子育て支援なんかまさに喫緊の課題なんですね。子供が生まれません。自然減が毎年もう250人ぐらいあるわけですから。昔は旧矢部町時代で合併直前旧矢部町は、たしか子供さんが110人ぐらい生まれる。そして死亡者が七、八十人でした。

そこが完全に逆転して、逆転どころか大変な、七、八十人しか生まれぬのに、亡くなる人は残念ながら二百四、五十人になってきたということですからね。そういうところを考えると、やっぱりよほど気を引き締めてやらないと大変なことになるということをお私はずっと言い続けてきた。

それでは、27年をめどにそういう抜本的に見直しをすると、そういう方向で今作業を進めているということですね。何か榎林課長のほうで補足があれば聞かせてください。

○議長（中村一喜男君） 商工観光課長、榎林力也君。

○商工観光課長（榎林力也君） 第三セクターの課題につきましては、これまでもずっと議会のほうからもいろいろと御指摘、御指導を受けております。十分重く受けとめております。単年度でいきますと、11の施設に7,700万円の委託料を払っております。これを収入と見るのか、経費と見るのか。その辺のところの解釈が確かにございます。ただ議員がおっしゃるとおり、これを収入と見るのではなくて、やっぱり独立採算性で収支を持っていくべきだというふうには思っております。

平成25年度で、26年からの指定管理につきましては協議をしましりました。この中でやはり

民間の活力を使っていくべきだという議論の上に、主なそよ風パーク、文楽館、通潤山荘の指定管理について議論をしてみました。そして、26年から5年間の指定管理を議会のほうで認めていただきました。これにつきましては、単年度の収支についてはしっかりと見ていきたいというふうに思っております。

議員からもそうですけれども、稲葉議員からも先般PDCAサイクルの見直しをびしゃっとやっつけていけということで計画、それから実行、それからチェック、そして行動をやっつけていこうと、改善をしていこうということで、していくべきだということの指摘を受けておりますので、そのことについてはしっかりと重く受けとめていきたいと思っております。

また、第三セクターの場合は、やはり民間ではできなくて、地域の活力、元気創造、それから雇用の創出といったことで旧町村それぞれそよ風パーク、文楽館、通潤山荘、それぞれ設立の経緯も違いますので、それぞれの思いもあってつくられました。そういったことで、やはり宿命的に生じる赤字は否めません。そういったところについては、しっかりとやはり経営的環境の整備ということで支援してきた経過がございますけれども、やはりこれが赤字補填ということではやっぱり許されないと思っております。

また、経営責任者によるそれによって生じる赤字につきましては、やはりこれは看過できないこととなりますので、その辺についてはしっかりと指定管理施設の経営者のほうと向き合って今後も検討していきたいと思っておりますし、あと4年しかありません。この中でやはり単年度で赤字を繰り返していくということであれば、やはりしかるべき措置も考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） あなたのその言葉はね、ずっと甲斐町長時代から、甲斐町長もそういうふうなことを言って、全然前進していないんだ。それで、今ちょっと気になるのは、第三セクターは民間ではできないからというあべこべの認識をあなたおっしゃる。

第三セクターというのは、民でできることは民にさせようということをつくったんでしょう。そして、民に委託すると。ところが、何のことはない。委託会社は全部町がつくっている。これも公営なんだと。そこには、全然あなたがおっしゃるような責任体制というのは見えてこない。最終的には親方日の丸なんだ。最終的には町がどうかするだろうということでしょう。そういう体質がずっと続いてきている。私はそれをずっと言い続けてきた。

関係者から聞こえてきます。中村益行は三セクばかり攻撃するとか。あるいは蘇陽、清和の三セクばかり攻撃するなんてまたおかしい批判が入ってくる。私はどのセクターにも問題があるとずっと言い続けてきた。ただ、通潤山荘だけはいさぎよく独立採算をやってきた。それでもこのままだ。これがパークや文楽館みたいに委託をしてきたならば、もっと早く通潤山荘は大赤字だったでしょうね。もう累積が大変なことになっているという。今あなたの答弁には、そよ風パークの累積赤字のことは出ませんでしたけど、今度どう考えていきますかね。1億4,000万あったかな。累積赤字の。

それから、合併直前に駆け込みのようにして、町の一般会計から3,000万借りておった。これ

を少しもうかったからということで少しずつ返してきて、もう100万ぐらい、500万ぐらい返したのかな。その500万たるや分析してみると全部委託費ですよ。委託費をそっちに回していると。本当に営業、委託を入れずに、営業黒字になってその中から返すというのが筋なんですね。営業黒字、本体のもうけというのはいまだかつてありませんから。本体のもうけは。

そういうことを考えますと、まず命題の立て方が違う。前提が違う。そこを強く言いたいんです。あなたたちの意識の中にはどうしても親方日の丸がある。だから、問題の前提が変わってくる。本当に自分が民間でこれをやると。俺が会社を立ち上げてやったときはどうするのかという意識に立ち返って下さいよ。これは町長以下全部聞いてください。これは行政総体で考えることなんです。

我々議会も責任があります。これはやっぱりそう言いながらも認めてきたわけですから、私達も連帯責任がある。ただ攻撃ばかりじゃなくて、どうそこが利益になるようなことにしていくかという提案を私はたびたびやってきたつもりです。協力もしておるつもりです。

一つは最近非常に東南アジアのお客さん、どこに行ってもあふれています。私はもう20年ぐらい前から、ぜひそこにターゲットを絞るべきだと。一つはですね。全然その努力があってません。韓国あたりは20年ぐらい前から福岡に観光事務所をつくって、そこに駐在をしている人もおります。私はその人とも会いました。菊池までは行っていますという話でした。ぜひうちはこういうことで、シルクロードを伝えてきた文化もあるというお話もしましたけども、そういう努力が全くなされた形跡がない。

そして、うちの町には中国あたりから嫁いできた女性がたくさんおられます。その中でも非常に知的な人もおる。そういう人たちを活用するとか、いろんなことができるんですよ。そして国際交流すると。よそから金をどう呼び入れるかというのが大事でしょう。それを一生懸命町民宛に向かってチラシを出して一時の利益を上げて、これはタコが自分の足を食うのと同じなんです。

株式会社ではそれをタコ配といいます。赤字なのに配当する。タコ配というんです。もうけじゃないんですよ。それは利益の一つの偽装でもある。とにかくその辺のところはしかと心して、本当に27年度からやるということであれば、これはあなた、知恵を絞ってやってくださいよ。大なたを振るうところは振るってください。何かありますか。

○議長（中村一喜男君） 商工観光課長、檜林力也君。

○商工観光課長（檜林力也君） 平成26年からの指定管理の中でそういった議論は御指摘を受けておりますので十分してまいっております。その中でやはり通潤山荘におきましては、取締役会の組織の再編、あるいは文楽の里協会におきましては、一般財団法人への移行、そういったものにも取り組んでおります。議員が今おっしゃられましたインバウンド、海外のお客さまをということにつきましても、パンフレットを韓国、中国語、英語でつくって紹介したりとかしております。ネットでの予約等も今力を入れておきまして、その実績として、今通潤山荘のほうは支配人から人事の体制も一新しておきまして、新しい支配人のもと4月からいろいろなイベント、あるいは職員の意識改革にも取り組んでいただいております。

インバウンドにつきましても、韓国からのお客様がこの10月、11月と20人、30人という単位で来ておられます。今後これもしっかりとふやしていこうということで、支配人とも話しておりまして、今議員がいろいろおっしゃいましたけれども、そういったことについてはしっかりと向き合ってやっていきたいというふうに思っていますし、これにつきましては企画政策課となりますけれども、そこと連携してやっていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） とにかく同じ答弁の繰り返しにならないように期待しますよ。本当にこれ、性根を入れてやってもらわにゃ困る。

そこで、こういう本当に観光に力を入れるということであれば、やっぱりきちんとした情報発信、今言ったようにパンフレットもつくつとると言いますが、今度町がその構想を打ち出した情報基盤整備ですね。これには私は原稿に書き忘れて、口頭でお尋ねするからと申し入れしてありましたので、可能な範囲で結構です。聞いていきますのでよろしくお願いします。

条件基盤整備ということで、FTTHだったかな。どうも私どもは横文字ディバイドの世代ですから、とにかくFTTHなんてどういうことかな。それからまず聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 情報基盤の整備につきましては、26年度中に整備方針を決定したいということで先般もお話を差し上げたところでございますけれども、今おっしゃいましたFTTH、いわゆる光ファイバーを使いました超高速ブロードバンドということでございますので、そういったことも本町のほうでは今回整備の方針の中で最良であると。いわゆる光回線を使って整備をやっていくということでございますので、また、これにつきましては整備構築を計画をしていくということにしております。

また、さらに外部の有識者等を今回も今後も踏まえまして、交えまして、インターネットを活用した行政サービスですとか、そういった各分野での利活用、利用促進について、今後も検証していくということにしております。

繰り返しになりますけれども、いわゆる光ファイバーを活用しました超高速ブロードバンドということでございますので、改めて申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 光ファイバーで各家庭を結ぶということかな。ファイバー・トゥー・ザ・ホームとかだ。ホームだとね。ファイバー・トゥー・ザ・ホームだな。何かTPPとかいろいろ横文字ばかり出てきますからね。これを直訳すると、ファイバー・トゥー・ザ・ホームということであれば、各家庭を光ファイバーで結ぶということ。そういうふうにわかりやすく説明してください。で、これが大変高速で情報伝達ができると。

いろんな方式を建設方式を検討したけれど、中には三つあると。公設公営、公設民営、民設民営と三つの方式をいろいろ多角的に検討したけれども、民設民営が初期投資から後この維持管理、ランニングコストも要らないということだったと思うんです。この間の本田課長の説明は。

今私ちょっとイメージしたんですが、今私の村が共同アンテナをやっています。これを今度N

HKが全部光ファイバーに変えると。NTTか九電の電柱に共架をして、あとは完全にNHKが見ると。今まで私ども毎年、年寄りが出て、枝を切ったり、がけの上の木を切ったりしながら維持管理をしてきました。たまには雷がおちたりすれば、多額の費用がかかるというようなことをやってきたんですね。これを今後は最初初期投資が1軒当たり8万ぐらいあってきていますけれどもね。それを1回しておけば、あとは全部ただでNHKが見てくれるよというふうに言っております。ですから、それと同じことになるのかなど。全部民間が建設をして、布設をして、それからこの後ランニング、維持管理についても民間がしていく。その会社がしてくれるということですね。

さっき言ったように、もう横文字ばかり書いてあるから。イニシャルコストというのは、これは初期投資のことですね。こういうのは日本語で書いてもらえないかな。イニシャルコスト、ランニングコストと言います。特に情報関係については横文字ばかりなんです。それで、その情報化格差が生まれる。情報格差というのは、そのまま学力格差、所得格差。特に所得格差。都市と地方の格差ということがいわれている。これはもう社会的な課題として、社会の学者たちはそのことを指摘しております。

そういうことにならないための今度の光回線構想ですね。これには初期投資約10億かかるということのようですね。この10億は100%過疎債が借られるということであれば、7割は、3割しか実質負担は要らないということのようですね。そうであれば、私は積極的にこれは進めてほしい。ただ、情報通信については、光と影があります。今スマホとかいろんなことでもう青少年の間にいろいろな社会問題になってることもたくさんありますが、これが張りめぐらされることによって、均一な情報が同時に町民の間に広がっていくと。

ただ、そこで問題なのは、独自のサービスができないということは具体的にどういうことでしょうかね、課長。本田課長。民間に、民設民営になれば、町独自のサービスができないというのは、民間のサービスに頼るわけですから、その具体的なことはどういうことか。

それから、料金設定も独自じゃなくて、民間が要求する設定料金になるのか。その場合、町は個人負担に対してどうするのかという論議もしましたか。

○議長（中村一喜男君） 企画振興課長、本田潤一君。

○企画振興課長（本田潤一君） お答えいたします。実は、この情報基盤整備につきましては、総務課の情報係がやっております。来年から企画政策課のほうで情報課から受け取るの、この詳細については本来総務課のほうでありまして、先ほど答えました。

ただ、ちょっと誤解があるといけませんので申し上げておきますが、今回の光ファイバーの基盤整備につきましては、有料の高速道路と一緒にありまして、高速道路をつくりますという。情報のですね。この利用料は町民の皆さんが負担する必要がありますので、この情報基盤整備をしたからといって、即個人の家庭の方が使えるわけでもございません。家まで引き込むお金が基本的に要ります。これをどうするかは今後の検討課題になります。

それから、月々の利用料が要ります。おおむね今、一般であれば四、五千円かかります。じゃあ、これをどうするのかというのも課題であります。あくまでも道路は布設するけども、その道

路を利用するかどうか。光ファイバーという道路を利用するかどうかのところで、加入率の問題等が出てきますので、この辺が非常に悩ましいものであるのはぜひ御理解いただきたいと思えます。

そういったことも実際加入の率が高くなるかどうかということになってきます。民設民営であれば、この辺につきまして企業努力がいただけるものと一つありますし、先ほど御質問にありました件につきましては、民設民営であれば、いや、公設公営であれば、例えば民間はいろんな手法がございます。先ほどスマホだったり、大手の会社というのを制限してしまう可能性があって、公設公営の自治体ではちょっと困っている部分があると聞いておりますので、今回は民設民営のほうが柔軟性があるという判断であります。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） これはおいおいいろんな説明を、皆さんが資料を出してくるだろうと思えますで、またその都度お尋ねしていくことになります。

とにかくインフラというのは、社会的なインフラというのは、人間が生きる以上はこの町では電気と水道、道路ですね。そして、第4のインフラともいうべきことだろうと思うんですね。そういう位置づけになるだろうと思えます。だから、そうであれば、やっぱり町民に余り負担のかからないような方策を考えていってほしいと。

最後になりました。有害獣の問題。これは田上議員もきのう冒頭から論議しておりましたが、ずっと各議員さんたちこれ悩ましい問題としていつも出てきます。私も30年ほど前から広葉樹、植林運動をする中でもう今どうかしなければもう大変なことになると随分言ってきましたけれども、なかなか行政立ち上がりませんでした。

まして、捕獲制限あたりをしておまして、禁猟区もある、それからメスは捕ってはいけないということだったかな。そういう制限もありました。そしたら、爆発的にこうなってきたと。

そこで、私はきょう一つだけ提案をしておきます。捕獲した者に対して報償金、成獣だけ8,000円かな、1万円かな。そうすると、子については半額だったでしょう。これは間違いなんですよ。コンセプトは個体を減らすことなんですよ。ほんでこのときから、子供のときから減らさないと、いつまでたっても減りませんよ。イノシシはいつも七、八匹子供を連れてうろちょろしております。非常に捕りやすいんですよ。

ところが、これはお金にならんということで、大人だけをしとめるということじゃ減りません。シカだって同じです。シカも大抵メスが二、三匹連れてくるようですね、子をね。

だから、これは報償金の見直しを私はきょうは提案して、もう答弁は要りません。とにかくそれでは個体数は減らないということを強く言って質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村一喜男君） これをもって12番、中村益行君の一般質問を終わります。

ここで、10分間、休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） どうも皆さんおはようございます。4番、後藤です。ただいまより一般質問のほうを質問席のほうから質問させていただきます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 第1番目に、「我々のふるさと、山都町をよくする」の1点に集中し、町政に邁進することを前提に、農林振興、観光振興、防災・まちづくりの3本の柱についてということで町長の提案、初年度の提案理由がなされました。

そういう中で、山都町における地域のイベント、これを見てみますと、非常に地域が活性化して、ほかではない、ほかの町村よりもより多くのイベントが行われておるし、また、くまもと里モンプロジェクトあたりも今のところ17カ所ですか、も開かれています。非常にこれは地域の皆さんの、地域を何とかしようという危機感から生まれてきて、人口が削減する、地域が衰退していく中で、今こそ地域が立ち上がるべきだという視点のもとに、地域が非常に活性化しているというふうに私は感じております。

つい先日、6日の日だったですか、4日だったか、2日でした。高速道路の決起大会があった中で町長もおいでになりました。その中で、人口1万6,000人が8,000人に減るだろうと。地域に非常に危機感がないということを町長が言われました。私のほうにもそういう話があって、町長が危機感がないって言われたばってん、行政のほうが危機感がないじゃないって話ば何人かから入りました。こころ辺のところの町長の考え方の意見の修正も私はお願いしたいなということもありますけれども、竹原地区におきましても、地域の方が非常に頑張っておられます。何とかせないかん。今こそ立ち上がる時期だということで、役場の若い人たちが話を持ってきて、こんな仕事があるからどぎゃんですかということがあって、地域の中でも会議をどんどんどんどんしてやっております。

特に、今回感動いたしましたのは、役場の若い人たちが蘇陽地域において、蘇ジョレーヌーボーとあか牛まつり、町の補助金も受けないで自分たちで補助金を何とか持って来て、自分たちで資金を稼いで、今までどおり竹原地区の竹切りをしております。何とかしての自分たちの力で何とかしようという心のあらわれ、これこそが地域づくりであり、これは町長の実績でも何でもなく、地域の実績と私は考えております。

そういう中で、大野のごつつお大集合を初め、上差尾地区あたりも今度イベントするような予定が、二次募集のほうで出ております。上差尾自治振興区、それから西部地区自治振興区、御岳西部、清和文楽の里協会、現在やっておるのが、島木の自治振興会 ドングリ学校 NPO 法人等々全部で19カ所の地域がそのくまもとの里モンプロジェクトに取り組んでいるということで、これは熊本県全体ではトップレベルなんです。それだけ地域の方は危機感を持っているというふうに認識したほうが私はいいと思います。

そういう中で、地域がそう頑張っているということは、それに対して行政がどのような対策を持ってるのか。これは地域の、今まで言ったのは地域が頑張っている話なんです。これを踏まえて、地域をどう振興していくのか。あるいは学校問題を含め、若者定住の問題、そういうのは行政がすることなんです。ですから、今地域の頑張ろうという力に対して、行政は何を今後やっていくのかというのが非常に大切じゃないかなというふうに感じております。そういう中で町長も、私も議員になりまして1年が過ぎました。

町長も2年目に、あと3カ月もすれば2年目に差しかかるわけですがけれども、当初の町長の施政方針というのは、私は落選しましたので聞いておりませんが、どんな夢が、どこにどうあったのか。3本の柱がどう行ったのかという説明を聞いておりません。ただ残り時間はあと2年です。

その中で町長にお尋ねしたいと思いますけれども、当初の夢、激戦を勝ってこられた町長の当初の夢、3本の柱は偽りのない3本の柱と思います。この3本の柱が今まで検証して、夢半ばなのか、どのくらい先を見据えてどのような町をつかっていきたいと考えておられるのか。その実績についてお尋ねしたいと思います。それと今後の方針についてお尋ねしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） おはようございます。私の三つの柱と当初予算のときに説明をしました三つの柱について説明等を求めるということですので、一つずつ説明を申し上げたいと思います。

農林振興については、基幹産業はこの町は農林業であって、農林業の振興こそが商工業の振興につながり、ひいては後継者となる青年層の定住が進み、町の人口をこれ以上減らさないということにつながるということで、第1の柱といたしたところであります。

中でも集落営農については、農地を守るため、ひいては集落を守るため、集落がいかに取り組んでいけばいいのか。農業機械の共同利用、営農組織化など含め集落単位で地域農業の将来を話し合っていたかかないとそれぞれの集落が疲弊しますし、本町の農業自体が息詰まると、そう考えて、そういうことを強く思って、集落営農を進めることとしたわけであります。

先ほどの話の中で、地元は頑張ってるんだけど、それは行政の方がまだ頑張りが足りないんじゃないかという話がありましたけど、集落営農に限っては、やはり話を進めていく中で、その支障となっているのがやはりリーダーがいないということと言われるわけです。

でも、リーダーがいないわけではないわけです。やっぱり出るくいは打たれる。若い人がそのリーダーとなるということになれば、あいつがリーダーになれば俺は協力しないなんていう話も出てくるわけです。やっぱりそういうことは乗り越えていかないと、集落営農は私は進まない。そういう意識改革が各集落においても必要なんだということを強く願って、そういう発言をしたところであります。誤解がないように。地域で頑張ってることは本当にもう頭の下がるような思いで見えておりますので、そこは少し違うことでありますので説明を申し上げたいと思います。

集落営農でありますけども、25年度から取り組みまして26年度においては県の補助事業で重点

地区に指定された3地区、一の瀬、仮屋、橘を今はモデル地域として推進しております。

また、町の単独事業としては、5カ所でありまして、下矢部東部、長野、入佐、高月、上差尾というところであります。

今後は自治振興区の中で集落営農に1集落も取り組んでいないところ、ここを何とかしていきたいと思っておりますので、その自治振興区の中で影響力のある集落に働きかけていきたいというふうに考えております。

後継者育成については、県、JAなど関係機関と協力しながら取り組んでおります。国庫補助の青年就農給付金については、平成26年度、3組4名が受給しておられます。これは年々増加傾向でございます。今後も新規就農者が安定した営農を進められるよう、ハウス導入等の経営基盤の強化などを支援を推進していきたいというふうに考えております。

野菜振興については、国県の補助事業により、ハウス導入事業を積極的に推進したことにより、トマトを初めとした夏秋野菜の生産量及び生産額が順調に伸びております。今後も冷涼な気候を生かした産地づくりを進めたいというふうに考えております。

有機農業については、有機農業協議会への支援、有機農産フェアに協力しながら、安全で高品質の有機農産物のPR活動を推進しております。まだまだ有機農業、きのうも飯星議員のほうから言われましたとおり、やっぱり核として言い続けたいという気持ちもございます。協議会等々とお話を進めながら、積極的な支援をしていきたいというふうに考えております。

畜産振興については、家畜導入や予防接種、巡回指導を行いながら、安定した畜産経営に向けた事業推進を行っております。法定伝染病の予防対策を徹底していかなければならないということで、このことについてもしっかりと取り組んでいっております。

林業については、国県の補助で間伐関係の補助事業をやっておりますけども、町としましてはこれは従来からでありますけど、町単独事業で森林整備推進事業として間伐のみならず、造林、下草刈りまで補助し、森林の適正管理を行っております。これはもう議員の皆さん方の御支援御協力があってからではございますけども、本当に山都町独自の取り組みで適正な管理に非常に寄与しておるところであります。これも継続をして、しっかりと森林の整備について努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、観光振興についてであります。観光業は食事、移動、物産販売、宿泊を伴い、効果が多くの業種に行きわたる裾野の広い産業であるという認識のもと、観光産業を推進したいということの提案を申し上げます。

しかし、地元の産業、産品と密接につながっていなければ、地域は潤わないということも確かでありますので、そのことをよく考えて整備計画を進めること、そういうことが重要であるということでありまして、そういう認識のもと、通潤山荘や文楽館、そよ風パークなどの主要観光施設へのてこ入れを取り組んできたところであります。

通潤山荘では先ほども話がありましたけども、お客様のおもてなしやさまざまな企画に取り組み、改革を進めているところであります。また、清和文楽、人形芝居の後継者の育成にも課題がありましたけども、ことしは3人淡路のほうに研修に行っております。それでめどが立ってきて

おるという認識をしております。

商店街では、浜町商店街においては、八朔大造り物小屋、兼展示施設の建設に今取り組んでおります。ことしの建設、1基の建設をしたいということで取り組んでおります。そういうことで、各連合組、商店街の方も力を入れていただきまして、新たなイベントとして浜町商店街大感謝祭、下市ハイカラ市なども、もう5回ほど取り組んでいただいております。

そして、道の駅通潤橋では恒例のうまかもん祭といったことを継続してやっております。新たなイベントに取り組むとともに、既存のイベントもしっかりとみんなで盛り上げようということで機運も盛り上がっているということでもあります。

馬見原商店街では、馬見原ぼたんまつり、これはことし始まったわけではありませんけども、ことしは特に大がかりに非常に体裁もいい祭りに仕上がってきております。そして、馬見原の利益めぐり、これは新たな取り組みであります。新たなイベントとして取り組まれております。

また、商店街の看板のかけかえ、かけかえというか取りかえや、生目神社の遊歩道の整備を進めまして、商店街の皆さん方も昨年策定されました馬見原街づくり計画書、これに基づいて魅力ある商店街づくりに活動を展開をされております。

商店街全体の指針や活性化策として、本年度から店舗改修の補助金制度の設立をいたしました。緊急雇用対策などにも取り組んでまいりました。その結果、店舗改修については6件165万円の事業採択で、雇用についても国の全額補助6,700万円を受けて34名の雇用を創出をしてきたところでもあります。

また、九州脊梁山地の豊かな自然を活用した新たな観光ルートづくりに着手をいたしまして、九州脊梁にバイオトイレも整備するということで進めております。通潤山荘を拠点とした体験型の旅行観光プランが完成しまして、平成27年度からはその商品の販売にも力を入れていきたいというふうに考えております。

山都のフットパスのコースづくり、これも山都町に見合った観光の新たな取り組みであります。島木を初め大川、下名連石、畑、入佐地区など11地区の皆さんの協力を得まして、それぞれ楽しいコースができたということでもあります。

九州中央自動車道の開通は新しい観光の流れをつくります。阿蘇くじゅう高千穂観光圏という新しい観光圏域の概念が生まれ、山都町はその南の玄関口になるということでもあります。平成27年度はその礎を築く大変重要な年と位置づけ、山の都創造課を中心に、しっかりとかつスピード感を持って取り組んでいきたいというふうに考えております。

防災まちづくりについてであります。安全安心のまちづくり、これはもう当然のことですけれども、その推進のために防災まちづくりという柱を設けております。その実施には以下のとおり実施、あるいは支援をしてまいったということを説明してまいります。

防災関係では、防災の備品、災害備品の整備と自主防災組織の組織率の向上を図っております。なお、今回の機構改革により、総務課の中に防災係を新設し、体制を強化することとしております。

浜Aの自治振興区では災害発生を想定した避難訓練、そして非常食づくり体験などの取り組み

が行われました。また、災害避難に係る日赤からの講話などを受けて、本当に市街地の中で初めての取り組みであります。大変ありがたいというふうに思っております。

それと、30ある地区社協では、本年度ひとり暮らしの高齢者などの把握と災害時に支援する人の把握のため、防災見回りマップを作成をさせていただいております。それに町としても支援をしてまいりました。下矢部西部地区では地区社協などの主催による避難訓練の一環として、お年寄りに宿泊体験が行われております。その協力は福祉委員とか民生児童委員さんの力もありますけれども、福祉協力員という方が15人もいらっしゃいます。福祉員が6名です。そういう自分たちで、いずれは自分たちもお世話になるんだと。そういう力強い御協力があって、そういうことが、取り組みができております。この地区の取り組みは安心安全の町のお手本になるということで、私も各福祉の祭りとか、そういう関係の会議、イベントでは、私はそれを織り込みながらその話をして、そういう活動が案内しながら普及していくように積極的なお話をさせていただいております。

それと、近年の消防団の人員不足を補うために、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団を新年度設立に向けて今取り組みを進めております。いずれの事業も緒についたものが多くありますが、効果等を検証しながら今後も積極的に進めていきたいと思っております。そして、山都町はいろいろなイベント取り組んでおりますけれども、PRがやっぱり不足していると思えます。よそはやっぱりPRが上手です。その辺をしっかりと取り組むように指示をしているところであります。

以上、説明を申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今町長のほうから農業振興の集落営農の話から後継者、それから観光振興、それに防災について話されましたけど、町長はどう感じていらっしゃるのかわかりませんが、なかなかその地域の方から言えば、何も見えないというふうな話も聞かれるわけですね。話を聞けば、ああ、そうですかという話になるわけですけども、なかなか地域の皆さん方には自分たちがやってることを一生懸命やっっているようには聞こえない。というのは、抜本的にこれをやったという行政上の改革が見えてないというふうなことがあるんじゃないかなというふうに考えるわけです。

例えば、若者向けの住宅をつくらにやいかんと。あるいは、移住、定住の中において、住宅地の整備をきちんとせにやいかんと。話はありますけれども、なかなか実行に移っていない。ですから、そういう話がやっぱり地元の人たち、地域の人たちにすれば、あぎゃんして言わしたばってんが、住宅はいつつくとだろろうかと。若者住宅はいつだろろうとか。例えば、移住の方において、宅地造成をする、基盤整備をきちんとするという話はあつたばってん、いつだろろうか。

それとまたいろいろな話をしてきましたけれども、第3子における無料化の話も、18歳までの医療の無料化とか、いろんな形が法的に整備されて地元では頑張っているんで、役割の中でそれを整備していくということのほうが非常に目に見えるし、今までお話があった中では、前町長もこのことはずっとやってこられたわけで、その延長線上にあるのと新しく整備された、整備して

いこうという町長の姿勢方針は今わかりました。が、いま一つ斬新的な地域づくりの考え方というのをやっぱりもう打ち出していかなと厳しいんじゃないかなというふうに感じているところです。

3本の柱だけじゃなく、高齢者福祉とか、子育て支援とか、いろんな形で柱を10本ばかり立ててもらわんと町は動きませんので、そここのところも、今度企画振興課で政策課ということになると思いますけれども、そのことについては、後半にまた企画政策課の課長のほうとちょっとやりとりしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問のほうに入らせていただきます。続けてよろしいですか。実は、ここに書いておりましたけれども、税の徴収について、国民健康保険税が12%アップになりました。これは町民、国民健康保険、私たちも国民健康保険ですけれど、12%アップというのは非常に今の農家の皆さん景気がこう低迷している中で、GDPもマイナス1.9というような状態、山都町においてはまだ2.5はいつとるんじゃないかと思ひますけれども。

そういう中で12%上げました。それも議会の承認を得て上げました。それについて徴収状況ですね。国民健康保険税のみならず、固定資産税、あるいは町県民税、全て町税にかかわる町の徴収率、徴収状況、それと町民の皆さん方からどのような話があつているのか。12%上がつてよかつたという話があつているのか。苦しいという話があつているのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（中村一喜男君） 税務課長、甲斐重昭君。

○税務課長（甲斐重昭君） ただいまの御質問にお答えいたします。山都町の国民健康保険税は医療費の高騰、被保険者の減少や高齢化、また所得の減少等により、歳入と歳出のバランスが崩れ、また基金も底をついてきたため、やむなく平成26年度から保険税を引き上げたものでございます。

山都町の国民健康保険税率は合併後、3町村の不均一課税の時期、それから後期高齢者支援金の導入などがありましたが、平成20年度より変更なく賄ってきたところでございます。このたびの税率改定により、国民健康保険加入者の皆様には多大な御負担を強いることになりましたことを関係課として深くおわび申し上げたいと思っております。

このことに対しまして、健康福祉課の国保年金係職員を中心に、前山本直樹副町長も応援に加わり、今年の2月21日から4月25日まで町内全域におきまして、28自治振興区及び1集落を対象に、26会場で説明会を行ったものであります。また、数度にわたる広報での説明も行ったことで、住民の方々の御理解をいただけたものと考えております。

この税率改定を受け、平成26年度の課税通知は6月12日に発送したところでありますが、国民健康保険税に係る問い合わせは支所を含め数十件あつております。中には、税率が上がつたことを知らない方も数名いらっしゃいましたけれども、大半は課税金額の算定に対する問い合わせでありました。

また、税の徴収において影響はどうであったかということでございますが、昨年11月末との比較で申し上げますと、徴収率で0.41%の減となっております。

しかし、前回の税率変更された平成20年度と比較いたしますと、2.74%の増となっていて、今回の改定による影響は若干の低下にとどまっていると考えられます。これも健康福祉課職員の努力の結果だというふうに思っております。

また、他の税目にて見てみますと、昨年度と比べ住民税で0.86%、固定資産で1.67%の増、軽自動車税は0.72%の減、国民健康保険税を加えた総額では0.24%の増となっております。ちなみに、これらの税目も前回の税率変更期でございます平成20年度と比較しますと、住民税で3.29%の増、固定資産税で0.15%の減、軽自動車税は1.92%の増、国民健康保険税を加えた総額では1.57%の増となっております。

せっかくでございますので、現在の徴収方針について若干説明させていただきたいというふうに思っております。

平成17年の町村合併以来、滞納額はふえ続け、町税、国保税を合わせた金額で平成22年度当初には3億7,400万円の滞納額を抱えておりました。そのため、私が税務課長に就任いたしました平成23年度より預貯金等の本格的な差し押さえに着手いたしました。

また、平成24年度からは、先行する郡内の他町での搜索の研修を開始、また、住民税の特別徴収の完全実施を行っております。

平成25年度からは、嘉島、御船町、甲佐町、美里町、及び熊本県県央広域本部との併任徴収辞令を交付して、滞納者宅の家宅搜索を開始し、動産の差し押さえを行い、あわせて購買会を実施しております。

さらに、平成26年度から延滞金の完全徴収を実施しております。これらの徴収強化により、町村合併から毎年ふえ続けておりました滞納繰越額を確実に減らしております。最大となった平成22年度3億7,400万円あった滞納繰越額が、今年度は2億8,900万まで実に8,500万円減らしております。まだまだ大きい滞納繰越額ですが、町村合併後最低の滞納繰越額となり、平成17年度の市町村合併以前の水準まで引き戻すことができっております。

今後も大多数の納期内納税者の存在を忘れることなく、その負託に応えるため、滞納者には法令に従い、適正な処分を実施し、公正公平な徴収に努めていく所存でございます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、税務課長のほうから滞納額、あるいは徴収について説明がありましたけれども、結果的には、非常に徴収もスムーズにいつているというところで安心したわけでございます。役場の中でいいますと、税務課というのは私も経験したことがありますけれども、非常に人から嫌われるところでありまして、よく差し押さえ等々についても非常に勇気が要る。決断するのに大変な仕事だということを認識しております。その努力の甲斐あって差し押さえして、競売までこぎつけたということには感謝いたしております。

さて、そこですけれども、今回山都町の広報誌によりまして、償却資産税ということの提言があります。このことについては、先般五、六年前だったと思っておりますけれども、償却資産税について調査をしようという話は当時も、五、六年前上がったのは事実です。

その中で、申告する場合に、調査が非常に厳しいと、難しいと。例えば、農業においては、コ

ンバインからトラクター、ハウスから防除機、全ての物が償却資産になる。あるいは、販売店、小売店、サービス業においては、冷凍冷蔵庫から、床屋については椅子、テーブル、ましてやスナックにおいては中の改装費、全てが償却資産として課税されるということで、どのようにして調査するかということがシステム化されていなかったんで、二人増員ぐらいするかという話があって町長に提案したところ、今の経営状態じゃちょっと厳しかろうということで、当時は所得税を払っている方、主に建設業ですか。そういう方々は多分払っていられると思います。

そこでですけれども、償却資産について、固定資産税のうち償却資産、これは地方税法の中でうたわれております。383条ですか。義務があるということになっております。しかしながら、果たして今農家の方、その他の方がどのくらい払われているのか。償却資産税の額。全部かけた場合、何億円ぐらいの別収入があるのか。多分調べておると思いますので、質問には書いておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 税務課長、甲斐重昭君。

○税務課長（甲斐重昭君） 御存じのように、償却資産とは個人や会社で農業や商工業などの事業を営んでいる場合、事業用として使用することができる資産、これに固定資産の税の課税対象となります。課税される評価額は毎年耐用年数に応じ減額され、その評価額が150万円以上の所有者に対しまして、年1.4%の税率で課税されております。

また、固定資産税は土地、家屋、償却資産に分かれております。平成26年度の割合で申し上げますと、固定資産税全体額は5億4,100万でございます。このうち土地が27.83%、家屋が42.73%、償却資産が29.44%でございます。償却資産税額は1億5,900万でございます。ちなみに、この償却資産税を会社等の法人と、先ほどおっしゃいました個人とに分けますと、今のところ640対1ということで、個人の分は二十数万円の課税でございます。

現在の課税状況を説明いたしますと、償却資産につきましては、土地のように登記が行われておりませんので、先ほどおっしゃいました地方税法第383条に記載されておりますように、所有者の申告により課税をするということになっておりますが、なかなかそこあたりがうまく浸透しておらないというところでございます。

そのために、今回申告をしていただくような形で、広報を通して皆様にお知らせをするというような次第になったわけでございます。この分が全体をされた場合、どのぐらいの金額になるかということになりますと、これはなかなか今のところまだつかめておれないというのが実情でございます。

ただ、現在個人の分で課税をしておるのは数十名の方からの申告を、固定資産の償却資産を計上しております。その中でほとんどがもう150万以下の方が多うございまして、実際課税をしておるのはそのうちの1割程度、10名以下ということになりますけれども、数名ということで、その金額は二十数万円だというふうに御理解いただきたいというふうに思っております。

今後、新聞等も報道されまして、ことしの7月ごろだったと思いますけれども、熊日あたりで、町村ごとでその取り扱い方が違うんじゃないかということで、町村ごとの税の不均一があるんじゃないかということで少し問題になっておりましたので、上益城、下益城の税務協議会あたり

とも連絡をいろいろとりながら、今後とも税務署との所得の中で把握といいますか、所得高の中での控除として償却資産が出てまいりますのでそこあたりを調べながら、もしそこあたり申告をしておらっしゃらない方がいらっしゃれば、直接連絡をとって申告してもらうような形をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今おっしゃったように、確定申告をするときに経費を上げれば、当然それはわかるわけですので、簡単にわかってくると思います。ただ、この件に関しましては、太陽光発電、太陽光エネルギーをされている方、数十名いらっしゃいますけれども、そちらのほうには4回、3回ですか、4回ですか。説明会があったというふうに聞いておりますし、そちらのほうから話もあつてるとは思いますけど、償却資産についての税の均衡性を保ってほしいという話があったかと思えます。

その中で、この広報を見て農家の方からこれは何やていう話もありました。これは何やと聞かれると私はもう役場におりましたので、こうこうこうですよという話をする。そげなことは聞いたこともないという話もありました。実際、説明不足と私は思います。

今度、確定申告が始まった段階において、ちょっとしたリーフレットをつくって、徴収はこのようにするんですよ。このようにして申告をする必要がありますよという、そういう丁寧な説明があつてしかるべきだろうというふうに思いますけれども、今度広報にこう載ったということは、町長もうえらい英断な決断をされましたなと思ったわけですね。

唐突に、見た方は、多分償却資産の申告、罰則がありますと書かれると、それは心配で何だろうかと、多分役場のほうにも問い合わせがあつてるとは思います。これはどういうことですかという事です。

ただ私は、この償却資産に関しては、これは上益城税協で決まったんか何かしらんばってんが、基本的な考え方は町のトップが決めることですので。トップが絶対かけると言えば、それは383条によってかけないかんわけですので。ただ、今の経済がこう落ち込んでいる中で、今、例えば、コンバインを500万で買いました。トラクターを500万で買いました。1,000万ですよ。そうしたら、評価額が1,000万ですので14万ですか。1.4%払えと。高級車2台分の税金も払わにやいかんようになってしまう。ばってん、10年間で減るっていえば、10年間で減ります。

ただ、そういうことの説明も、その14万は経費として認められますよね、所得のほうから。ところが、1,000万で買ったもんだけん、所得から出らん人もまた14万払わにやいかん話になってきますでしょう。基本的には。そういう丁寧な説明ですね、が私は必要じゃないのかなと思えます。まあ、広報に載ったわけですので、町長がその決断についての、こういうふうにするよというようなことについて町長の考え方を一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 償却資産にかかわらず、やっぱり税の公平性というのは非常に重要だと思うんですね。その面で、やっぱり償却資産に対する課税ちゅうのがやっぱり少し足りていなかったということは否めないと思います。

それで、やはり今広報誌やチラシ等で御説明をするということで、それも少し不足してると思いますが、何分これ、こちらのやっぱり自己満足で、これはもうチラシで配布した、広報紙で配布したからこれで済むということは、それをやっぱりなくさなければいけないと思うんですね。

やっぱりこれを、活字を見るというのは、非常に難しい問題もあるそうです。やっぱり見たつもりだけど、何を書いてあるかわからない。だから、やっぱりそこら辺は想像してもう少し足りないんじゃないかなと。もう少し説明が足りないんじゃないかなと。そういうことも想像しながら、緻密な検討をしながら、どうやったほうが一番公平な課税になるか、そして理解を求められるか、それをやっぱり今から検討していかなければならない。その点では御指摘のとおりだと思います。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 償却資産については、私も南阿蘇関係から、上益城から一応話は聞きに行きました。ほとんどの町村がやり損ねとったですね。かけていません、実際。私もこれはほんなこつ難しかろうなと。ある理容室に行って話しよったところ、椅子はいつ買いになったですかって言ったら、この前買ったばってんがって。1客120万するわけですよ。2客買えば240万、300万するわけです。それじゃ、今度償却資産かけますよって言ったら、今度償却資産かかるんですばいってなかなか言えませんよ。

そこが、やっぱり償却資産というのは、投資ですのでね。投資ばすると、所得が出らん。5年間ぐらい所得が出らん。それに償却資産まで来るとなってきたら、もう歯がゆくてたまらんくなってくると思います。

例えば、ハウス栽培の人がハウスを10テント建てました。これ、2,000万かかりましたって、24万償却資産かけますよと言われるのと同じでしょう。そうすると、高級車が、クラウンクラスがやっぱり3台ばかり税金払わなきゃならん話になってしまうと。もうほんなこつ、もう投資もせんね、百姓やめないかんねというような事態を招かざるを得ないというふうに考えるわけですね。

そこでもお願いですけれども、この償却資産というものをもっとサービス業、製造業、農業の方にわかるように説明した上で課税をやるということをやったらどうだろうか。いいきっかけは、太陽光がばんばんできました。目に見えます。で、かけますよと言います。太陽光ばつくってる方も所得税の申告せないかんわけです。

ところが、2,000万かけても取り戻すには10年かかるけん、10年間銀行に払わないかんと思います。で、所得税ば払うことはなかろうと思います。10年後は所得税払うことになると思います。それで、試算というのは明確にわかってくるわけですね。それにかかけますよという話になってくるわけです。農家分にしても全部その申告書見ればみなわかるわけです。150万以上全部わかる。やろうと思えばすぐできます。

それをやっぱりやろうと思えばすぐできるけんしますよと言うのじゃなくて、ここについては私は1年かけてでも、こういうふうにやりますという町長から命令して、各担当課長に命令して

こういうふうに説明したらよかじゃないかということで、その説明会を年に商店街の総会等もありますので、観光協会の総会等もありますので、そういう場でやるべきであろうというふうに思います。

自動販売機とかそういうのが立っているのは、メーカーが払っていますよ。償却資産税は。多分そうでしょう。そうなると思いますけどね。自分で買ったもんじゃないですから。そこら辺のところについてはもっと検証していただいて、町長の決断を、トップですので。上益城がしたけじゃなくて、町長は上益城の町長じゃありませんし、山都町の町長ですので。町長の指示のもとに上益城がするけん、益城がするけんするとか、益城は大型店舗やらあるけん、かけたほうがいいですよ。嘉島、益城あたりは大型店舗があるけん、あんな中の店舗の品物に全部かけてあると思います。かけないかんと思いますよ。

ところが、うちにはそぎゃん大した店舗もないけん、そぎゃんして払いよらしてと思うばってんが、そこら辺のところをもう一遍精査していただいて、方向性を出していただきたいというふうに考えておりますので、そこら辺、町長よろしくお願ひしたいと思います。

もうこれにつきましては、十分今、町長も言われたように検討されるということですので、検討した結果、ぜひことしの申告の時期からこういうふうにやりますという説明をして、町民の納得を得た上でお願いしたいというふうに考えておりますが、町長、その点いかがでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 先ほどの繰り返しになりますけど、やはりこちらからの一方的なチラシを配布したからいいんだっていうような、そういう満足感じゃなくて、やはり相手がわからないかもしれない。これについて理解がまだ不足しているかもしれない、そういうことを思いながら、やまトークなんかもそろそろ始めていきます。そういう機会を通じてしっかりと説明をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 続きまして、3番目ですが、1年間いろんなことを質問してまいりました。その中で主なものについてちょっとお聞きしたいと思いますし、いこいの里、ふれあいの里のことについても検討するというお話でした。山都町のふるさと納税についても前向きに考えるということでした。通潤橋周辺の整備については早急に取り組むということでした。光ケーブルの検討につきましては答えをもらいました。

高速道路のインフォメーションについても検討するということでした。全て検討で終わってるわけですが、検討というのはなかなか前さんいかんということは、もう昔、職員が言いましたけれどもね。いろいろ言わしとっち、検討するって言うておけばいいです。検討はいつまでだっていいんだけんという話がありましたけれども。そげなことはあり得んです。検証していかなきゃならない議会の責任もあると思います。

そこで、まず一番最後の6番目に書いております。今後の定住促進については政策なきところに実績は実在しないと考える。今後の定住促進の具体的な政策についてお尋ねしたいということです。これにつきましては、保育所の合併のことも諮問して答申いたしました。それと、3歳児

の無料にしてくれんですかということも話しました。先ほど言いましたように、高速道路ができるまでに移住定住の促進、推進、住宅の建設あたりも話してきたわけですがけれども、なかなか実際としてこちら辺のところうまくできて、機能していない。このことについては1番議員も質問されましたけれども、私もやっぱりプロジェクトチームをつくるべきだなというふうに考えているわけです。

要するに、企画政策課の課長だけでなく、子育て支援の分野にしても、南阿蘇村においては入学生にランドセルはただあげます。それと18歳までは医療費無料です。それと、3歳児はまだやっていませんけれどもね。住宅の整備も宅地造成もどんどんどんどん進んでおります。

それと、学校問題にしてもしかりです。総合的に福祉課、政策課、税務課、入ってきた人への税の優遇措置とか、そういうのを全て勘案した中で、学校教育のことも勘案した中で、こんな町をつくりたい、それが具体的に見えてないから非常にわかりにくいんです。

うちにも長男がいますけれども、子供もいます。二人おります。子育ても大変だなということもありますけれども、そういう今後の対策についてもっとわかりやすく、ここに入ってくる人が、ここに来たら医療費もそやげな、住宅もあるけん、来た人に減税措置もあるとか、具体的にきちんとここに来て住む人はこんなにほかの町よりすぐれているんだよというような政策的なものが欲しいなと思うわけですよ。

このことは企画課、このことは福祉課、このことは住民課とか、そういうふうに振られたら、もう何ちゃなわけわからんです。そこをやっぱり移住定住に関しての基本理念というのは、1番議員も言いましたように、誰かが専門職を持っていくのか、それとも全てのことが把握できるような体制づくりをやっていかにやいかんのかなと思いますし、その取り組みのあり方について、企画政策課長にあられる潤ちゃんのほうから、本田さんのほうから答弁お願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 企画振興課長、本田潤一君。

○企画振興課長（本田潤一君） お答えいたします。ただいま移住定住を含めてこれからの山都町づくりをどう考えるんだと。政策がばらばらではないかという一つの御指摘だと思います。

先ほどからあっておりますように、もう人口減問題、これについてはこの町のいろんな農業振興であれ、観光振興であれ、それに支える人がいなければなりませんので、これは本当に今おっしゃられたとおりであります。それぞれの事業を一つの移住定住策としてまとめる必要があると思います。

ただ、現在じゃあ、どういう把握をしているかということで、ちょっと紹介はさせていただきますけれども、きのうも質問に答えさせていただきましたけれども、山都暮らし人交流サイトというものの中に13の事業は事業を用意していますという紹介はしております。

例えば、短期滞在施設や空き家改修はもとより、浄化槽設置、今ありました太陽光発電の補助、生ごみの支援、それから企業支援や結婚対策並びに出産祝い金、子ども医療の助成、小中学の就学助成から、矢部高校の進学者の助成とか、それから農器具のリサイクルのあっせんとか、そういうものはとりあえず一まとめにして紹介できるようにしていますが、ただ、行政内部ではばらばらに見えてしまうというところがあると思いますので、きのうからの御指摘もありますので、

これちょっともう少し一緒に見えるようなパンフレットなり、紹介なりサイトの充実を図っていきたいと思います。

なお、全てを総合計画のほうに表わせるにはいきませんが、一つ、もう一つそれを、今度総合計画立てますけど、もう一つ絞り込んだ移住定住策のあり方については今度一つの庁舎にみんな入ることになりますから、横の連絡をとりながらプロジェクトチーム、もしくは総合的なことについては論議が常々できるように取り組んできたいというように思います。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 山都町における私の考える移住定住の基本的なことというのは、田畑もある、荒れておるところもありますよね。そういうところを無償で町がちょっと借り上げてそこで耕作できるような地域をつくってやるとか、税金の優遇措置をとるとか、子育て支援については徹底的にここの町で子供を育てたい、ここの町の保育園にやりたいというような保育園をつくる。

学校についても一緒ですよ。学校についても、緑科学科というのがありまして、今工作なんかをやってますでしょう。それが、山都町全体の民芸品、特産品がないわけなんです。そういうところに、やっぱりある企業でもいいですから、金出してサポートして、そこで働かれるような地域づくりをするとか、やっぱり地域の資源を生かした地域づくりを、こんなことができます、こんなことができますという、もっと掘り込んで、うちの町しかできないことにやっぱり踏み込んでいくべきだろうと私は思うわけですね。

批判ばかりしよったっちゃどうにもならんし、前に向いて行かんのですね。ありゃいかん、こりゃいかんと言っているんじゃないんです。そういうことをもっと検証していけば、もっともっと楽しくなれると思いますし、金使わにゃ、やっぱり人は来ませんから。待ったっちゃこんですよ。やっぱり政策がなからにゃ。やっぱりそのためには斬新的な、今こそ斬新的な計画を立てて、ぜひ各課連携し合って、子育ての面から、企画の面から、財政、税制の面から全てのことに教育部門も加担して、本当にこぎゃんしたらどうだろうかって。そういう何か企画力が欲しいなと思います。

ぜひそのところ頑張ってもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（中村一喜男君） 企画振興課長、本田潤一君。

○企画振興課長（本田潤一君） ありがとうございます。お励みということで受け取りたいと思います。金はございませんが、知恵はあるようにしていきたいと思いますので。

それからもう一つだけちょっと今回紹介させていただきたいんですが、3年間で1,600人ぐらい転出があります。先ほどありました死亡とか自然増減ではございません。転出だけで1,600、そのうちの九州管内に86%が転出しています。

でも、それを分析しますと、そのうちの86%、1,600人のうちの1,100人は熊本市への転出なんです。これは今後何か対応ができるんじゃないかという思いがありますので、そういったところも視点も踏まえてちょっと取り組ませていただきます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 都会で働いている人のふるさとへ帰りたいという希望は、もうこの調査結果によると、40%から50%はふるさとに帰りたいというふうな調査データが出てるんです。ですから、小さな地域は帰ってきたっちゃええもんって思ってるから、一生懸命大野地区でもどこ地区でも地域おこしを頑張っていってらっしゃるんですよ。

帰ってきたっちゃ、いつでん何でんできるごつしとこうって頑張っていってらっしゃるんで、そういう帰ってこようとする人たちのためにも、企画政策課長としては徹底的にやっぱりやるべきですよ、今後は。よろしくお願ひしたいと思います。

それと余り時間が足らんとと思いますが、インフォメーションの整備ですね。高速道路が3年後、4年後ですかにできる。インフォメーションの整備はどうなってるかということをお尋ねしましたが、検討としますということで、どのように検討されているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 商工観光課長、楢林力也君。

○商工観光課長（楢林力也君） お答えいたします。3年、4年後に北中島インターというインターができるということでその対策についてということで、中島地区のほうでもいろいろな取り組みをソフトの中でもしていただいております。

議員お尋ねのインフォメーション機能につきましては、やはり既存の施設、JAとかいろんな民間の施設もございますので、そういったところとの連携も必要かと思っております。あえて公でつくるばかりが計画ではございませんので、その辺のところは既存の施設を有効に利用して、物産販売とかしている施設もございますので、JAさんあたりとも連携して、インフォメーションコーナーであったり、パンフレットを置いたりして、通潤橋、それから文楽、そよ風パークとつなげていくような施設をできたらいいというふうに思っておりますし、また、来る矢部インターのことにつきましても、新たなインフォメーションセンター、それから物産館をというようなことも観光振興計画の中では計画されておりますけれども、それについては公的であるだけではございませんので、やはり観光協会、商工会、いろんな民間団体とも協議しながら、その辺のところについては対応していきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） わかりました。対応していきたいと思っておりますということじゃなくて、対応しますでしょう。ぜひそうしてください。

矢部までできて矢部で何とかしようというのじゃだめですよ。北中島で入り口ですので。北島中が起点ですので。北中島だったね。そこから全てがわかるようにせんと。まあ、矢部まで来るけん、矢部来るのを待とうか。そげなこと言ったっちゃつまらんと思います。

まずは、北中島でおりたら、北中島から山都町の起点ですから。ここを重点的にやると。矢部地区におりるときは何とかなると思っておりますよ。そこばきちんとしておけば。1発目が大事ですのでね。そこら辺のところ勘違いしないように。よろしくやりますということですので、来年ぐらいから用地なんかが出てくるとじゃないかな。新年度予算じゃ出てくると思っておりますよ。よろしくお願ひしたいと思っております。

ちょっと時間がもう足りなくなりましたので、もうほかのところは割愛させていただきます。

当初、光ケーブルのことで私も大分質問してまいりました。当初、総務課長のほうから話がありました。が、しかしながら、当初の話、中村議員からも話がありましたけれども、民設民営でやりたいということで、町民の皆さんにはわかりやすく、簡潔に、このような形で整備することだけをお聞きしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 整備の方針を26年度中に策定するというので説明をさせていただきました。整備の今おっしゃいました方式につきましては光方式、それから運営手法につきましては、議員おっしゃいましたように、民設民営ということで、これにつきましては民間業者が全ての事業費を支出しまして、そして維持管理も全部民間のほうでやっていくということでございます。しかしながら、これにつきましては一部町のほうも負担が要するというのでございますので、これにつきましては、またさらに検討を深めていきたいと考えております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） ぜひ今後の産業振興、農業振興には光ケーブル必要と思います。光ケーブルには時間がかかりますので、インフォメーションセンターぐらいつくって有効に利用できるように。公的施設においでになれば使えるような体制を整えながら、整備をしていくのが懸命かなというふうに考えてまいりますし、奥地のほうになってくればではなかなか時間がかかりますので、できるだけそばに来たらできる機能を備えていくと、奥地までできなくてもいいような形になるかもしれません。そこら辺のところを今後大変と思いますけれども、十分検証していきながら、光ケーブルの整備には全力を尽くしていただきたいというふうに思います。

以上をもちまして4番、後藤壽廣の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村一喜男君） これをもって4番、後藤壽廣君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時11分

再開 午後1時08分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番、藤澤和生君。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 皆さん、こんにちは。5番議員の藤澤和生です。ことし最後の質問者になりました。また、この清和議場では一般質問は私で最後でございます。非常に万感の思い、また寂しい思いで思いますけれども、来春から新しい庁舎で、新しい議場で一生懸命頑張りたいというふうに考えております。

ことしも非常に振り返ってみますと、全国的にも非常に大きい災害がございました。我々のこ

の山都町でも大きな災害はなかったんですけども、この台風19号非常に心配いたしましたけどそれと比べて、真正面に来るかというような思いもございましたけども、逃れて非常によかったですと思います。

ただ、きのう田上議員さんのほうからもいろいろ質問がございましたように、阿蘇山の活動が活発になって、よなが降っているということで、今後がどういう展開をするか、非常にその辺が心配でございます。

ただ、ちょっときょうの新聞を見ますと、火山の噴火を鎮火するために神事がきのう行われとってですね。その辺がどういうふうに動くか。その辺もうまいこといけばいいがねという思いでございます。

11月の2日から4日にかけて、厚生常任委員会は東日本の大震災後の研修、それにいろいろなところを回りまして行ってまいりました。視察もしてまいりました。その中で、東松島並びに石巻、それと南三陸町あたりも回ってまいりましたけども、初日は語り部の方がいろいろ語っていただきました。

それで、メディアあたりで見ますと、非常に瓦れきが散乱しとるとというような思いもございましたけども、行ってみましてところ、1カ所鉄くずがこずんであっただけでございました。あとは全部更地になっておりました。人の力というのは大したものだと思いましたが、ようここまで更地になったなという思いもございました。

それと同時に、やっぱり地盤沈下あたりが1メートル以上あるところもあるということで、農地あたりそのままでございましたし、土を入れかえるには非常に日数もかかりますし、すごい土量も要るといような話でございましたし、塩分を含んどるといことでどのぐらいの入れかえをされるかと聞きましたけども、それはもう検査をしてみらにやわからんと、土地によって違ふといようなことも言われました、非常にですね。

そういうことで、災害の場所を見てまいりましたけども、ダンプも出入りが非常に激しい、砂ほこりがしておりましたけども、復興するためには非常にやっぱり時間もかかるし、金も非常にかかるとるんじゃないかろうかという感じがいたしました。

石巻に行きまして、一つこれだと思うことがございました。あそこに1,000人規模の製紙会社があったんですけども、ここは1,000人とも全部避難に成功したということでございました。これはやっぱり機構改革とかいろいろある中で、トップダウン、企業あたりはトップダウンですよ。上司の命令は必ず聞かにかんといようなシステムの時代になっております。私も企業におりましたから、その辺は十分承知をしておりますけども、そういうことがなされたもんだから全部避難ができた。1,000人全部が助かったといような報告も聞きました。これはもうすばらしいことじゃないかと思ひまして、これは行政にも横のつながり、縦割り、横割りといような話も出ますけども、一つのヒントになりやせんどかと私は思ひました。その辺はですね。

南三陸町が主な視察研修の現場でございましたけども、全てのものを失ったと。で、これからが始まりですといようなことを言われましたけど、やっぱり福祉関係、それに携わっている皆さんが亡くなられたり、どこかに住みやを変えられたり、いろいろ仮設住宅に入ったりとばらば

らになったと。これを建て直すには非常に難しいけども、今から先は福祉が非常に大切だということなことを言われました。そういうことを感じまして、やっぱり何にしてもこの山都町は、今まで見てみると大した災害もなく、これは今から先がどういう、そういうふうな災害現場と比較すると、どういうことでもこれはできる、みんなの頑張りでできやせんかというふうに感じました。

それと、課長さんたちも5人一緒に行かれましたので、ぜひ見てきたこと、聞いたこと、学習したことを行政の中でぜひ生かしていただくなというふうに思いました。

それで最後に、私が東京オリンピックが2020年に開催されますけども、その辺の影響はございませんかとお聞きしましたら、影響はあると。なぜかっていうと、大手の建設会社あたりがもう引いたらしいですね。要するに。地元とかそげん復興も進まないだろうと思いますし、その辺のこともやっぱり東京オリンピックが開催されるのは、施設とか何かは東京あたりに、近郊につくるということになれば、その辺のほうは率ええというような感覚だろうというふうに思いましたけども。そういうことで、大分大手も引いていくようになったということでございます。

この衆議院選挙の中でいろいろ各世論調査とかアンケートあたりがあっておりますけれども、震災のことに関しては余り関心が低いですね、非常に。そういうふうなことを考えると、もう少し我々を含めた国民は、オリンピックはまだ2020年の先で、復興のほうは早くするのが本当じゃないだろうかという私も印象を受けました。そういうことが感じたところであります。前段は前置きしまして、終わりました、一般質問に移らせてもらいます。よろしくをお願いします。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 一般質問もきのうからきょうにかけて、いろいろな方々が質問されております。私が貧乏くじを引いて一番最後になりましたけども、なかなか同じようなことを聞くような格好になりますし、いろいろ課長さんの説明で、ああ、なるほどなとわかった部分もございます。それを含めまして私は私なりの考え方で質問をさせていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

町財政の今後の見通しについてというようなことでお伺いをしておるわけなんですけども、きょうですか、中村議員さんの質問の中でいろいろ総務課長からお答えをいただきました。それで大体のことはわかったわけなんですけども、私も思うのはやっぱり来年の2月で合併10年ですよ。そういうことになりますと、交付税が5年間で段階的に削減されたようなことも言われましたし、最終的には今が62億ですかね、5年後、そこらあたりは52億ですかね。最終的にはね。そういうふうには減るといふようなことだったろうと思います。

それを踏まえて、これは11月の新聞紙に総務課長のコメントが載っておりました。そのことをちょっと私見ましたもんですから、感じたこと、それなりにお伺いしたことを言いたい、ちょっと質問したいと思います。

これは、地方創生の現場、平成の大合併から10年と。合併特例債というような格好で新聞に載っておりました。矢部、清和、蘇陽の3町村は、合併した山都町は、最も特例債発行を抑えてきたと。13年度までの発行額は3億円と、起債可能の、100億円のわずか3%にとどまるというよ

うなことが書いてございました。

総務課長は特例債よりも有利な過疎債、辺地債を使える面もあったが、起債残高を多く抱えており、起債そのものを抑えてきたというようなコメントをされております。それで2005年ですかね、このときの起債残高が172億円、県内有数の規模であったと。

ただし、借金を極力抑える戦略をとり、13年度に103億円まで減らしたと。実質公債比率は14.3%から8.1%へと改善しているというようなことをコメントをされております。これは私も見て、非常にいいことであるし、これはもう非常に評価をしたいというふうに思います、この部分はですね。

ただ、一つ思いますのは、さっき後藤議員のほうから、各集落の活性化のことを非常に言われました。非常に盛んに行われておるといことも聞きましたけども、これだけは非常に評価はします反面、これ、町自体の活性化はどうなったかと。ある程度の借金は削減できたけども、これが活性化に果たしてつながったであろうかという思いもございませう。そのあたり、町長の考え、いかがですかね。総務課長でもよろしいですけども。活性につながったかと。それだけ借金は減らしたけれども。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ただいま11月の新聞記事を取り上げられまして御質問がございました。確かにこれまで合併特例債を含めて起債を抑制という方策をとってまいりました。これは今申し上げられましたとおり、非常に大きな起債残高を合併当時抱えておりましたので、これを目標としましては県平均ぐらいに持っていくということをもうその当時課題として、財政としては取り上げておりましたので、そういった目標を掲げてこれまで抑制をしてまいりました。

具体的には、今おっしゃいましたように、辺地債、過疎債というものが、いわゆる有利債が本町の場合は他の市とかと比べまして発行が可能ですので、そういったことでそれらを優先してきたということの結果であるというふうに考えておるところでございます。

一方、今議員おっしゃいましたように、これは活性化にということでございます。この間、国のほうでも臨時交付金等々非常に大きな保税を国のほうでも組みまして、町としましてもいろんな事業の前倒しの形でこれまで実施をしてきたところでございます。

そういったことで、なるべく起債をせずに、そういった臨時交付金等を活用しながらこれまで活性化に努めてきたということでは自負をしておるところでございますので、なかなか先ほど来から形が、なかなか姿が見えないというような御批判もございませうけれども、非常に社会基盤整備等々進めてきたところではあるというふうには考えております。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 今、総務課長の答弁でその辺は非常にわかります。私たち今住民が、この山都町で私たちが暮らしておる中で、非常にさっき言いましたけれども、活性化がどれだけ進んだかというようなことを感じますと、何も感じられないと。それなら、何もしなかったんじゃないかと。何もしなかったなら借金は減るはずというような思いも、住民の方々もそう言われる方も確におられます。そういうことを踏まえて、私も活性化になったかというようなことを、

要するに質問させていたわけなんですけども。それと同時に、税収は上がったのかと。借金は減ったけども、税収はいかがですかね、税収は。ここら辺のことを、借金は減ったけれども、税収は上がったのか、下がったのか、余り変わらなかったのか。その辺もひとつお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 税務課長、甲斐重昭君。

○税務課長（甲斐重昭君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。データといたしまして、平成18年から平成25年までの税収をトータルをつかんでおりますけども、トータル的にはほとんど横ばいですが、平成19年から税の財源移譲がございまして、その分からほとんど現在は変わっておりません。平成19年度で町民税として調定いたしました金額は12億6,100万。25年度の調定が12億3,500万、町税が。というところで、税額としては、ほぼ変わらない状態でございます。

所得で考えてみますと、農業者所得、そこあたりの事業所得が減った状態、年金所得が上がった状態でございます。あと勤め人関係がやっぱり減ってきてるところで給与所得は下がってきておるというところがございます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 税収は横ばいというようなことだろうというふうに思います。それで、やっぱり感じるのは、非常に借金を減らすことも重要であると、これは山都町の課題の一つでもあったかというふうに感じます。ただ、住民が暮らして、行政あたりにいろいろお願いしても、そこら辺ができたか、できなかったか、その辺のことはいろいろあろうかと思っておりますけども、何にも感じなかったというような人もたくさんおられます。そういうことを踏まえるなら、一度じゃなくしても、少しずつこれで見ますと、非常に14.3から8.1というようなことで、実質公債費比率は下がっておりますけど、徐々にでもよかったんじゃないかと。それだけのもう少し金も突っ込んでよくはなかったかなというような感じがいたしました。

それで、今の52億円、5年後は52億円ぐらいに交付税が減るといような格好になると今言われましたけども、これは各合併した自治体も恐らく一緒だろうと思っておりますけども、削減されたら削減されたなりに、要するに財源を考えにゃいかんわけですね。それ相当の予算を組まにゃいかんだろうというふうに思いますけども。あるところの市長さんとお会いすることができました。いろいろ話の中で、足りない分、いろいろ活性化をするためには、辺地債とか過疎債とかいろいろとあると思っておりますけども、最初に首長のいろいろな考え方、動き方によって予算確保あたりもできないことはないと思っておりますよと、言われた首長さんもおられます。その辺につきましては、一生懸命町長も努力をされるという思いを持っておりますけども、その辺のお考えはいかがでしょう。町長にお願いします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 起債残高に伴う活性化のことについて関連して話をされましたですけども、一般会計でいうと、歳出予算ベースでいえば、大体120から130億ぐらいのうちが支出を歳出ベースでやってるんですけども、これはもう御承知のとおり、町の規模、町としてはもうトップクラスです。ちょっと災害でもあれば、市のクラスにも早くなりますし、やっぱりその辺の、今13ぐらいありますか。13か14の市がありますけども、それよりも真下じゃない。一番下位じゃ

ないです。10位とか12位とか、その辺のクラスにやっぱり災害がちょっとあると。そのぐらいの歳出レベルです、今現在が。

じゃあ、山間部特有の歳出が多いんじゃないかっていうことではないです。やっぱり建設、社会資本整備あたりもかなり多いです、うちの場合は。やはり道路改修事業だとか、そういうところにやっぱり重きを今までも置いてきたし、そういうのが一番要望として地元から上がるんですね。やはり道路が狭隘である、安心安全じゃないでしょうと。そして、道路が一番要望が高いから道路改良にやっぱり持っていったという面があります。

ただ、今おっしゃったようなやっぱり実感というのは、また別なところに多分あると思います。だから、今私が重きを置いてるのは、やっぱり子育て支援だったり、農業についても、きのうから申されてた何か町の特性に合った、見合った事業の展開、やはりこれを、特徴的なところを持って行って、今後の地方創設という国が旗揚げをしている、そこにこの町がどう進むんだと。そして、人口減少対策だとか、超高齢化に対応していくんだと。そういうことをやはり今総合計画から抜き出して、そして、それを前面に押し出して、やはり国、県へのアピールもさることながら、町民の方々にもきのうまちづくりの計画書出したほうがいいっていう話があった。私も同感です。その辺のわかりやすい、こうやった進み方をするとこの町はこういう方向に進むんですということをやっぱり見せていかなければわかりにくいということです。歳出だけを捉えてみれば、決してよその町に劣っていることではない。やっぱり進んでるところもあるんだということを説明申し上げたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 今町長が言われたのもごもつともという話もあります。目に見えないところで、年数がたってみたら、こういうこともしてあったかというような受けるところもあるかと思えますし、いつも嘉島あたりのことを私思っておるんですけども、あそこは小さな町ですけども、人口は9,000人ぐらいもうふえたという話が出ておりますし、非常にいろいろなところに施設ができておりますね、あそこには。税収も上がるだろうし。あそこは恐らく40億、三十七、八億ぐらいですかね。予算はそれぐらいだろうと感じておりますけども。山都町もやっぱり百二、三十億という格好になれば、さっき町長が言われたように、県の町でするならもうトップクラスというふうに私も認識をしておりますし、市の小さいとこよりもちょっと上に行くというようにも感じておるところでございます。それはそれなりにわかります。そういうことを踏まえて、質問も目に見えんこともあったというようなことも回答でございますし、それはもうごもつともなことだろうというふうに思います。

ただ、これから2番目に言いますけれども、文化会館、また文化ホール、これはいろいろ呼び方あるかと思えますけども、体育館ですよ。私も5年目議員になりますけども、中央自動車の建設促進大会とかいうのは今まで年に3回ぐらいですかね。これがありまして、いろんなところに行って会場を見ることがありましたけども、延岡あたりはホテルを使うてある、それから日向ですね、北方、高千穂、御船、嘉島、そういうところに行きますと、やっぱり文化会館っていうんですかね。ホールというのか、そげんところがやっぱり充実しとるわけなんですよ。

山都町には、今月だったか、先月ですかね。千寿苑でも商工会、連合会型の決起大会で私も参加させていただきましたけれども、千寿苑も立派な施設ですけれども、やっぱり人員のスペースの確保を見ると非常に狭いというような感じがいたしますし、これはやっぱり避けては通れないところに来ちゃおらんかと。どうにかこれはホールあたりばつくらにやいかんとじゃなからうかという思いもございますし。

それから体育館ですね。中央体育館。これが雨漏りもするとか、いろいろ今まで改修をしてまいりましたが、これもどうにかせにやいかんというようなところに来てるというふうに思いますけども、そこら辺の予算を含めて、もし積み立てでもしてやるなら、その辺のことも私どもはちょっと知らないもんですから紹介していただきたいと思いますし、もし、建設予定でもあるならちょっとお知らせいただきたいと思いますが。よろしければ。どちらかでも結構です。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 文化会館、そして体育館の必要性だとか、建設予定とかがあればということで説明してほしいということでもありますので。体育館、文化会館、大型施設になります。相当それで予算的には窮屈なものに、それを建設するということになれば、その数年間は非常に厳しいような歳出の状況になってきます。ということで、総合計画できちんと財政計画のところをうたいながらそこをやっていく必要があるとまずは思いますけども、今何も手を打ってないかというところとそうでありませんで、大規模施設の建設のための基金ということで今5億5,000万ぐらい積み立てていると思います。

施設を何をつくるかということは別にしまして、通常私どもが概念的に持っているのは、例えば事業費の半分ぐらいまではその基金の積み立てがあったときは、もうかかっていい状態だと。私の概念的な思いはそれがあります。今までそういう私は概念で上からも教えていただいたというところの概念です、それは。

だからそれを見ますと、例えばこの嘉島の文化ホールにしても、多分十六か七億円ぐらい事業費がかかっていると思いますし、益城の総合体育館になれば、20億を多分超えてるんじゃないかなというふうに思います。

そしたら、やっぱりどうしても10億近くというのが一つの目安になってくるだろうというふうに考えます。それに対してやっぱりどれだけ積み上げていくか。そして、どちらが優先かという話に今度は移りますけれども、私は今いろんな話を総合的に聞きますと、やっぱり体育館のほうが優先じゃないかなと。やっぱりそういうことを考えるべきだと思いますし、文化ホール、文化会館をつくるというのであれば、今どれだけその文化会館を使う需要があつてるのかというところも考えていった場合、体育館というのがやっぱり優先かなと。

それもやっぱり益城の総合体育館みたいに少し文化的なこともできるというサイドのほうにも観覧席がありますし、後ろももちろんあります。そして、こう補助席が前にせり出してきます。やっぱり、そういうところあの体育館は少しくグレードが高いわけなんです。二十数億というのは。だから、やっぱりその辺も考え合わせて、総合体育館的なところが今のところはいんじゃないかなという気がいたします。

机上の計画は早く私はしたほうがいいと思うんです。そして論議をやって、それに対して先ほど私の論理が正しければ、その半額ぐらいつくるときに向かって頑張っていくと。貯蓄すると。積み立てていくと。それに向かって頑張っていくんだということを優先順位的なことを整理しながら、それを決めていくべきだというふうに思いますんで、それについては早く概略の設計っていうんですかね。この話し合いのテーブルに乗せられるような資料をつくるということを早くやるようにという指示はいたしておるところであります。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 基金が5億5,000万というようなことで、積み立てもいろいろされとるといような格好で聞きました。それで今町長が言われたことはもうごもっともなことだというふうに思います。

ただ私思ったのが、旧蘇陽高校の体育館のことがちょっと気になってるんですけども。あれは県の教育委員会管轄というふうに、県の管轄に思いますが、あそこの校舎あたりは誰ともなく話がちょっといったんですけども、どこかがあそこを見に来たところが、もうちょっと古めかしかったというというような話も聞きましたし、私も体育館には2度ぐらいしか行ったことはないんですけど、あそこの体育館は立派な体育館が、高校ですのうのでできておりますが、あそこも活用できないかというふうに思ったこともありました。

ただ、あそこのスペースがちょっと浜町の中央体育館という格好になれば、場所的な問題もあろうかというふうに思うこともありますけども、あそこの体育館あたりはまだまだ古い部分にはいつとらんのじゃないかというような気もしますけども、その辺の考えをどうですかね。あそこの体育館のスペースも足らんし、ちょっと中心街から離れるというような思いもあろうかと思いますが、あそこあたりの活用ちゅうのは考えられないですかね。その辺何も頭にないですか。もし、よかったならちょっと。

○議長（中村一喜男君） 企画振興課長、本田潤一君。

○企画振興課長（本田潤一君） お答えいたします。蘇陽高校跡地につきましては、県の教育委員会とちょっと今連絡をとり合いながら、ようやく県のほうも町のほうへ取得の目的が合致するならば譲渡したいという返事をいただいております。

ただ、せんだって本年度中とありましたもんですから、どこで少しこちらにも時間下さいと。27年度中にまた御相談を申し上げたいということで、今返事を申し上げております。あれだけ地域の核として今までできてきた部分でございますので、ちょっとその辺について今協議中であるということをご報告させていただきます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） わかりました。町政の今後の見通しについては、もうこれでいろいろと回答いただきましたのでわかりました。いろいろ難問題もあろうかと思っておりますけども、いろいろ討議をされまして、スムーズに執行できるようにお願いしたいというふうに思います。

2番目の九州中央自動車開通に伴い、本町の取り組み方についてということでお尋ねをさせていただきたいと思いますが、これも今まで議員さんの中でいろいろ質問がございました。私が何

を言うかというようなことも考えますと、もうその材料もないわけなんですけども、とりあえず30年度には北中島インターまで開通をするというようなことはもう供用予定が公表されております。そういう格好で経済効果はどのように見ておられるかって、先ほどもいろいろ質問の中でございましたけど、非常にこれは難しい面もございますし、後藤議員が今言われましたように、インフォメーションあたりの整備とかなんかもいろいろ話が出ました。これはもう商工観光課長のほうから回答がございましたけども。

経済効果というのは非常に難しゅうございますけども、いろいろ考えにして私の考えてるのは、北中島にまでインターが来れば、向こうからの集客するお客さんもあろうかと思っておりますけども、出ていくお客さんあたりも非常に多くなりゃせんかと。今でも非常に買い物あたりを見ると、クレアあたり阿蘇あたりに行かれる方が非常に多いですね。それかといって矢部町内、浜町町内、馬見原町内でそこら辺の買い物客が多くなったかという、さほどでもない。特に浜町町の中はシャッターが非常におりて、閉まったような状態のところもございます。そういうことを踏まえると、やっぱり30年ちゅうのはもうすぐ来ますよね。

それで経済効果というのはなかなか難しいけれども、今からひょっとすれば遅いかもわからん。経済効果あたりを考えていただいて、どういう試算が一番経済効果が上がるのか。それにはこれからどのような取り組みをしなくちゃならんのかというようなことを念頭に置いて、いろいろやっぱり模索しながら、考え方等もきちっとした上で対応していただきたいというふうに考えます。

それで、私が一番身近なところでは、三セクのことでも中村議員さんのほうから非常に御指摘もありました。これはもう本当だろうと思っておりますけども、とりあえず高速道路が来るならば、非常に三セクあたりを利用する方もたくさん多くなるというようなことはもう間違いないというふうに思いますが、私の近所からちょっと質問させていただきます。

文楽館が一番近くございます。私は土曜日曜は必ず昼前か昼過ぎに缶コーヒーをわざわざ、あそこに自動販売機にわざわざ買いに行きます。何でかちゅうと、飲みたいこともありますけども、駐車場はどやندらうかと。人間はどのくらいきょうは文楽館か物産館に来てるかねというようなことを車を第一に見にまいります。

そうすると、バスがきょうは何台あるな。ああ、これはもう満車状態やなというようなことを思うて帰るわけなんですよ。そういうことを踏まえて、今駐車場のスペースが非常に狭うございます。正直言いまして。すると、見てみると、上の福祉協議会のほうからトラックあたりとかバスあたりもおりてくるわけなんですよ。そうすると、あそこに、道も狭いんですが、もう何ていうか、木が生い茂っとるんですよね。屋根あたりにこすったりしておりますように実際に見ております。そういうことを見ると、これはやっぱり中島インターまで開通したならば、観光客あたりがふえた場合に、これは駐車場スペースもなかなかもうすぐ高千穂のほうさん戻るととです。どっちみち高千穂さん行く道だと思いますから、もう寄らんでん、高千穂のほうさずっと行きやせんかという懸念もあります。

その辺を含めて、駐車場は万全かというようなことを掲げておりますけども、いろいろと要望もあつとるというふうには思っておりますけども。ただ、あの近所の駐車する、買うにしても何しても、

借りるにしても、スペースがあるかなということをおもちょっと見ますとなかなか難しいところもあります。その辺の駐車場に関して、お考えはどう思っただけなのでしょう。商工観光課長、お願いします。

○議長（中村一喜男君） 商工観光課長、榎林力也君。

○商工観光課長（榎林力也君） 主要観光施設のほうの駐車場について少し説明させていただきます。道の駅通潤橋におきましては、大小普通車を含めまして156台。それから清和文楽の里69台。それから、そよ風パークが214台ということで収容スペースは持っております。議員御指摘の文楽の里につきましては69台ということで大型連休、あるいはイベント時などにつきましては、確かに駐車場が満杯になる状態がふえてまいっております。

議員さんもよく駐車場のほう見ていただいておりますけれども、お見かけしますけれども、第2駐車場のほうに係員のほうが案内して対応したり、あるいは、イベント時については清和のグラウンドまで対応するというところでしておりますけれども、やはり今後九州中央自動車道ができた場合に、やっぱり駐車場が混雑しているということになりますと、やっぱり通過するという事になっていきますので、せっかくのお客様を逃がすことにもなりますので、そこらあたりについては保健センターあたりの駐車スペース、あるいは、第2駐車場の上のほうに土地がありますのでそういったところも検討してはどうかということで、文楽の里協会のほうからも要望が上がってきております。そのことについては承知しておりますので、今後車の数量調査あたりをして、里協会自身も車の駐車状況あたりは把握しておられますので、その辺のところはしっかり精査した上で、どうしても必要であれば今後検討していきたいと思っておりますし、先ほどお話がありましたように、信号機のあるほうの駐車については、本来あそこは駐車の入出口ではございません。正規のところの駐車は交差点を利用していただくようになっておるんですけども、進入路としてありますので、簡易にそういったところを使っただけしているお客さんはございますけれども、そこらあたりのことについては交通整理をきちっとした上で整備もしていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） わかりました。そういうお考えが、要望もあつとんなら、そのお考えを何がベストとかということをお考えをいただけて、その辺は順次計画をして進めていただくと、これは要望を踏まえましてお願いしたいと思っております。

時間も、ちょっと多く質問を掲げておりますので、少しでも早う進まんと思っておりますので、次に行かせていただきます。

3番目に、日向往還についてお伺いをさせていただきます。この日向往還歴史ウォーク in山都町ですかね。これは大体3月に予定ですかね。そういうようなこともまた今まであっておりますし、若山牧水さんですか山頭火ですか、このあたりが馬見原はしゃれた町なりとか、分け入っても、分け入っても青い山とか、そげなこと書かれておりますし、やっぱり昔からの歴史的価値のある道路、往還であることは間違いのないわけなんです。

それで、これは私質問を上げておりますのは、正規のルートと違うところがありはしないかと

というようなことで、これは町長と町長も同席させた私もおった、もう一人議員さんがおられたと思いますけれども、住民の方からちょうど3人おられるけん、言うときますと言われた方もおられました。

また別のところでもそういうようなことを言われた方がおられましたもんですから、それはもうわかりましたと。まあ、一応は一般質問で聞いてみます。ただ、いろいろ難しい面もございませよというようなことは私も申しておりましたけども。

まず1番は、自然の道、昔からの街道を通るのが一番のベストというふうに考えますけども、いろいろ見ますと、もうけもの道になっておったりとか、崩れておったりするところがあります。その辺は改修して元に戻すにも非常に予算が要ることとございませ。その辺で私もちょっと困ったなという思いもしましたけども、そこらあたりのことをどう、復元してええものか、悪いものか。

そうすると、この日向往還に関しましては、町道のところもあり、町道、農道、一緒なところもあります。今の山の中あたりがありますもんですから、これにはシイタケシーズンなんかには、またシイタケの原木を刈るためにはトラック、軽トラとか、トラクターあたりが非常に頻繁に往復します。下の面が大分えぐられたりしとるわけなんですね。そうするとやっぱり地元の生活道路でもあるとするならば、拡張は恐らくもういかんと思いますし、自然のままということをおもっておりますけども、やっぱりこれちょっとしたところどもはやっぱり生コンでもうつような計画はできないかというような御要望もあっておりますので、その辺を含めたところの回答をいただくなればと思いますし、よろしいですかね、それで。

それと、今からこれ恐らくウオークラリーというのは続くと思ひますけど、来年のこのウオークラリーあたりもどういふお考えなのか、その辺を含めた上で一つお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 商工観光課長、楢林力也君。

○商工観光課長（楢林力也君） お答えいたします。日向往還の正規のルートについてというようなこととございませけれども、実は平成16年から19年にかけて4年間の歳月をかけたして、日向往還の検証会のほうで実査の踏査をしていただいております。その成果として、古道、日向往還ということで、この2冊の本当に立派な記録ができております。これで実際踏査されておりますので。その中で今、山都町が行っております約43キロの日向往還ウオークラリー、2日間にわたってやりますけれども、そのイベントのコースと照らし合わせますと、約8割から9割ぐらいはこの示された道路を通っております、街道をですな。

一部、1割から2割のところについてはどうなのかといひますのは、議員御指摘のとおりとございませ、崩壊したり雑木が生えたりして、イベントとして通るにはしのびないところとか、また、国道を通るときに非常に横断しなければならないということで、危険なところとございませので、イベントとしてはやはり参加者の安全を優先するということで、そこは迂回させていただきます。

御指摘の農道とか、そういった町道と重なっておるところも確かにございませ、これまで9回行いましたけれども、一部そのあたりについては農林とお話をした上で砂利の敷き込みとかし

たこともございますけれども、今後も少しその辺のところを実際また歩いて精査をした上で、整備ができるところはまた農林とも協議しながらやっていきたいと思っております。

また、平成27年の3月には、また第10回の記念の大会として行います。これにつきましては、五ヶ瀬町が来年の3月のイベントにあわせて馬見原宿場町から五ヶ瀬のGパークまでそのイベントにあわせて歩くということで、将来的には熊本から延岡までという大きなコースがございますけれども、その第一弾として五ヶ瀬町が県境連携ということでしていただきますので、これにつきましてもしっかりと連携した上で、2県にまたがった、これもまた九州中央道路の連携と同じくやっていけるようにということで計画しておりますので、やっていきたいと思っております。

またあわせまして、単なる1回のイベントではなくて、通年型で道路標識、案内標識あたりは整備した上で、旅行会社とタイアップして、その一部を一泊二日で歩いてみたりとかできるようなプランをつくっていききたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） わかりました。8割か9割は前のままの往還というようなことであります。私も心配しましたのは、やっぱりこのウオークラリーあたりには何回もリピーターの方もおられると思いますし、ころっと変わったら何でかいと。なら、今までは何だったかいというような声もあったなら、また迷惑な話だなという気持ちも持っておったものですから、予算等を考えて復元できれば復元ということも考えておりましたが、これはもう執行部いろいろそこら辺のほうで考えていただいて、今後のこういうこともあったということで、ちょっとここからどういうふうにされるかはお任せしたいというふうに考えております。

次に行きたいと思えます。全国学力テストということで、きのう1番の吉川議員さんのほうからも質問があったようでございますけれども、新聞にも載りましたですね。新聞には、教育長が全国学力テストという名前と、ほかにちゃんとした名前がございますよってという御案内ございました。

ただ、住民の皆さんが新聞紙上でしか見らんもんですけん、あら、これはもう全国学力テストというような形で受け取っておられます。私もそういう観点で質問をさせていただきますが、教育委員会の見解あたりは、もうきのう教育長が随分しゃべられましたので、もうその辺はいいとしまして、私少し自論を述べさせていただくならばというふうに思います。

この全国学力テストが、私は全てではないというふうに理解をしておりますけれども、点数が出ましたですね。それで、私が新聞を読んだ限りは、九つの教育事務所、県内にですね。それにたしか山鹿と熊本市は教育事務所を持たんとこと、県立の中学校が2校か、それを含めたところの県平均とか全国的とかが載っておったというふうに思いますけれども。きのうも言われましたように、国語A、国語B、数学、数学B。小学校もこれは算数になりますけれども、普通の基礎学力とそれを応用したことがということとをAとBに分けられとるってというようなことをおっしゃられました。確かにそのとおりというふうに私も理解しておりますが、点数の出た以上は、私が一つ感じたのは、上益城地区だけなんですよね。この教科ばずっと中で、中学も小学校も、県平均を上回っているところが一つもない。ほかの教育事務所関係は、どこでも二つか三つ、一つでも上

回っているところはありません。

ただ、上益城だけは全然県平均を上回っていない。その辺を私は思いましたのには、これが全てでないと言うたのは、私はほかには社会もあろうし、いろいろな教科もあろうと。それを言ったから全てではないと言いましたけども、この結果は全てなんです。国語、数学、算数に関してはですね。結果が全てです。

私も企業に随分おりましたけども、最終的には数字なんです。数字で結果をあらわすのなら、それによってPDCAって先ほどちょっと出ましたけれども、それで検証するというようなことなんです。普通、一般はですね。

そういうことを考えると、上益城が非常に一つも県平均を上回ってなかったということは非常に残念に思いますが、山都町はどうであったかと。これは出せないと言われるかもしれませんが、誰も中学校が三つありますね。小学校が七つあります。小学校ごとに出せと言ってはおりませんので、山都町はどうであったか。この辺の、どうであったか、その辺のことはお知らせすることは可能ですか、不可能ですか。可能な場合にはちょっと平均よりどんぐりゃ上回ったということば言っていただけでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 教育長、山下明美君。

○教育長（山下明美君） 公表することが、数字を言うことが可能か、不可能かということですね。はっきり申しまして不可能です。別に悪いから隠すとか、そういう意味じゃなくて、現在はそれぞれの教育委員会で個別の公表はまだ控えておこうということになっております。だから、山都町だけじゃなくて、よその教育委員会もそういう形はとっていると思います。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 私が言うのは、中学校単位で山都町の、もう学校ベースとは言わんですよ。その、山都町全体の中学校がどうだったか、小学校はどうだったかということも公表はできないちゅうことですか。説明をちょっとお願いします。

○議長（中村一喜男君） 教育長、山下明美君。

○教育長（山下明美君） 何か少しずつ誘導尋問にかかっていくような。うーんと思いつつながら。さっきの答えと同じです。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） これ以上のことは申し上げませんが、きのう教育長の答弁の中でいろいろ考えていらっしゃるようでございます。やっぱり最終的には点数ということになると、中学3年生はもう受験を控えております。正直言いますと。この試験は4月だったですね、たしかね。そういうことになれば実験の、非常によっぽど頑張らにやという人たちもたくさんおられましようし、この新聞を読まれた父兄の方々もこれはちょっとどやんかしてもらわにや困るちゅう思いもあろうかというふうに思いますよ。

この前、矢部高校に何人か議員さんとちょうど、あれは何のときだったですかね、行って、ちょっと校長先生と話す機会がございましたけども、その中で、進学するに当たって推薦入学は矢部高校はどうでしょうかというお話がたしか言われた方、議員さんがおられましたけど、矢部高

校校長の話ではうちは推薦入学ということは考えておりません。なぜですかって言ったら、やっぱり高校で学力をつけて、推薦で大学行ったら非常に後が苦勞すると。それに伴わないような学力であれば、非常に推薦入学ならば苦勞するから、まともの試験を受けて大学に行ってもらようなシステムをつくっておりますという先生、校長先生のお答えでございました。

そういうことを考えると、やっぱり一生懸命点数を、点数ばかりじゃないといったものの、やっぱり点数、勉強の要素は、あるいは点数しかないわけなんです。それも踏まえていただいて、ぜひ教育委員会も各学校あたりにハッパをかけていただいて、少しでもレベルが上がるような教育のあれをしていただきたいというふうに要望をいたしておきます。

次に……、もう続けてよかですかね。時間もありませんので、次に行きたいと思います。積雪時の対応についてということで、ちょうど時期も時期でございまして、ちょうど雪のシーズンも控えておりますし、もうこの前、二、三日前も降りましたし、ちょうど大ごとしたところもあります。そういうことでありますので、対応についてお伺いをさせていただきますが、非常に山都町は建設業者さんあたりも非常に減っておりますね。減少しておる中で、雪が降った場合の対応は、私思いますに、すぐ迅速な対応ができるかという、これは簡単にはでけんとなかなかという思いがございまして、その辺がですね。その辺の対応あたりはどういうふうに考えていらっしゃるのか。

それと、また続けて言いますけども、これはもう実際にあった話でありますけども、建設業者さんにお頼みして押していただいた。ただ退避場あたりに持ってくるもんだから、狭い道の上に退避場に雪も持ってきたなら離合する場所もないというようなことも苦情が出ております。そういうことを含めて、私はチェック体制も非常に、その次に書いておりますが、チェック体制も非常に必要じゃないかと。

どこかの建設会社さんをお願いしたなら、その区長さんあたりを通じて、何日の日に雪をうちますけれども、ちゃんと見てもらえんですか。そういうチェック体制もしてもらわんと、もう押したか、押したときに、もう忙しいから行かれるんなら、もうこういう退避場あたりも積まれておっても、もうひと押ししてもらおうとええという場所がかなりあったという話も聞きまし、その辺も含めてお願いしたいと思っておりますし、それと地元あたりで今は農家の方々も大型トラクターを持っておられるところがたくさんございまして、バケットがついておって、ある程度のところは押されます。押されるのはええんですけど、やっぱり危険も伴ったり、いろいろやっぱり自分のところの出道ばかりじゃいから、ある程度押せれます。押されたら燃料あたりをもうちょっと町からでも助成あたりをするシステムあたりはでけんかというふうな思いもございまして、その辺も含めてひとつ御回答をお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） お答えいたします。議員御指摘の積雪時の対応でございまして、雪の除雪につきましては、まずは国県道が除雪の優先順位でございまして、そうしますと、どうしても重機が足りないという事態になりまして、国県道があいて、あと町道の主要道路の除雪という対応になります。

ことしも2月中旬から下旬にかけて、山都町も45センチからの雪が降ったということで除雪対応したところでございますが、やはりどうしても大きい道路から除雪をしましてまいりますので小さい町道の、生活道の除雪は最後のほうになってしまうということでございます。

それと、除雪時の雪ののけぐあいにおきましては、議員御指摘のように、対向車のところに、車線に押し込んでしまうというようなケースも多々ありますので、それは地元からも重々電話等で御指摘をいただいております。

ですから、お願いするときもよかったらば何カ所かは車線をあけていただくようにはしておりますけども、距離とそれから路線の本数から考えますと、やっぱりどうしても距離を稼がんと緊急車両が通れない事態とかいうことに出くわしますと、最悪な事態になりますので、御指摘のように離合場所については職員が除雪後にスコップで分けるとか、または、地域の方々をお願いいたしまして、トラクターのフロントローダがついてるというトラクターをお持ちの方が地域のおられればその方々にもお願いして、除雪をお願いするという対応をしております。

ことし2月の対応時には、蘇陽地区の東竹原地区から中央部の二瀬本地区までが降雪が相当ございました。そして、清和地区におきましても、郷野原地域を中心に積雪が45センチからあったということです。

トラクターの利用につきましては、自治振興区でどうか対応できないでしょうか。老人ばかりおられる部落にはトラクターがありませんので、お隣の村にそういうローダをつけたトラクターがあれば自主的には申しませんが、自治振興区の会長さん音頭のもとに対応ができるならば一番いいかなというようなことを思っております。

それから、お隣の高森町では除雪サポーター活動ということで、地域でそれこそトラクターを地域の方々が何台あるということを頼まれ、確保されて、そしてその方々に除雪を依頼するというようなことで活動が新聞に載ったところでもありますので、本町におきましてもそういうところを自治振興区にお手伝いいただくならばと思っております。自主活動でですね。その分については活動費の助成等も行くと。今年につきましては、予備費を利用いたしまして、燃料代等は蘇陽地区等々の重機の、重機じゃなくてトラクターの借り上げ等の燃料代は助成をしたところがございます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） わかりました。時間もございませんので、進めたいと思います。その辺あたりどうぞよろしく願いいたします。

一番最後でございます。コミュニティバスの管理についてお伺いをさせていただきますが、本当に時間が迫っております。

まず、私に電話が参りまして、議員さん、それと職員の方々はコミュニティバスに乗られたことがございますかというような話が来まして。特に雨の日に乗ってみてくださいと。そういうようなことが言われまして、私バス停の数はどれだけあるかというようなことは後でよろしいんですけども、それと主なところに屋根とかベンチはつけられんかいというようなことを掲げております。

平成23年度に佐藤議員さんがベンチを置かれんかということで質問されております。それには、自治振興区で考えてほしいという企画課長の説明がっております。それで、今独自事業で助成金が30万から40万に上がりましたですね。これを使えという意味だろうというふうに思いますが、その辺で対応ができていないところもあるとじゃなかろうか、こういう話に来るということはどうですか。そういうことをやっぱりちょっと精査されて、どこあたりにそういうのが必要なのか。そこを調べてみてください。あるところへ行って買い物袋を下げた降っても、これはもうベンチもない。雨降ってるときなんかは非常に迷惑というようなところもありますし、町の中とかいろいろなところでは、もう屋根つきとかいろいろあるかと思えます。

ただ、自治振興区あたりで、独自事業を使ってつくられたところもかなりございます。その辺を踏まえて、こういう質問が来たことは、恐らくそこら辺で賄いきらんところがあつとじゃなかろうかというふうに思いますので、その辺をちょっと精査していただいて、調べていただいて、どういうふうに対応したほうがいいのか、その辺のことをちょっと考えていただきたいと思えますので。もうちょっと時間はありませんけれども。もうだめですね、これはもう。時間がありませんので、その辺を聞いたかったんですけども、後でもよろしゅうございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。終わります。

○議長（中村一喜男君） これをもって5番、藤澤和生君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

散会 午後2時08分

12 月 11 日（木曜日）

平成26年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 平成26年12月4日午前10時0分招集
2. 平成26年12月11日午前10時0分開議
3. 平成26年12月11日午後1時39分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場（清和総合支所）議場
6. 議事日程（第8日）（第4号）
 - 日程第1 発委第1号 山都町議会委員会条例の一部改正について
 - 日程第2 議案第56号 山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 日程第3 議案第57号 山都町国民健康保険条例の一部改正について
 - 日程第4 議案第58号 山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 日程第5 議案第59号 山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 日程第6 議案第60号 山都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 日程第7 議案第61号 山都町営住宅条例の一部改正について
 - 日程第8 議案第62号 平成26年度山都町一般会計補正予算（第5号）について
 - 日程第9 議案第63号 平成26年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第10 議案第64号 平成26年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第11 議案第65号 平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 日程第12 議案第66号 平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
 - 日程第13 議案第67号 上益城広域連合規約の一部変更について
 - 日程第14 議案第68号 字の区域の変更について（山都町白小野）
 - 日程第15 議案第69号 字の区域の変更について（山都町野尻）
 - 日程第16 委員会報告 請願及び陳情等付託報告について
 - 日程第17 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

- | | | |
|----------|---------|----------|
| 1番 吉川美加 | 2番 藤原秀幸 | 3番 飯星幹治 |
| 4番 後藤壽廣 | 5番 藤澤和生 | 6番 赤星喜十郎 |
| 7番 江藤強 | 8番 工藤文範 | 9番 藤川憲治 |
| 10番 稲葉富人 | 11番 田上聖 | 12番 中村益行 |

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤 秀一	教育長	山下 明美
総務課長	坂口 広範	清和総合支所長	佐藤 珠一
会計課長	田上 博之	企画振興課長	本田 潤一
税務課長	甲斐 重昭	商工観光課長	檜 林力也
農林振興課長	藤島 精吾	建設課長	江藤 宗利
水道課長	甲斐 良士	農業委員会事務局長	山本 祐一
住民環境課長	江藤 建司	健康福祉課長	門川 次子
そよう病院事務長	宮川 憲和	老人ホーム施設長	小屋迫 厚文
隣保館長	西田 武俊	学校教育課長	田中 耕治
生涯学習課長	藤川 多美	地籍調査課長	藤原 栄二

10. 出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長(中村一喜男君) おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 発委第1号 山都町議会委員会条例の一部改正について

○議長(中村一喜男君) 日程第1、発委第1号「山都町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、稲葉富人君。

○議会運営委員長(稲葉富人君) おはようございます。

山都町議会委員会条例の一部改正について。上記の議案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により、提出いたします。

提出の理由。山都町役場課設置条例の一部を改正する条例が平成27年1月1日から施行され、役場の課の再編が行われます。これに伴い、各常任委員会の所管について見直す必要があります。お手元に配付している新旧対照表の内容で、山都町議会委員会条例を改正するものです。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 発委第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから発委第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号「山都町議会委員会条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第56号 山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第2、議案第56号「山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。それでは、議案第56号について説明をいたします。

山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。平成26年12月4日提出、山都町長。

提案理由です。平成26年人事院勧告に伴い、山都町一般職の職員の給与に関する条例を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

本条例の内容に入ります前に、本条例改正に至りました背景等について、簡単に御説明申し上げます。

提案理由にありましたように、さきの人事院勧告で、国家公務員の給与改定に関する勧告が行われました。その主な内容としましては、民間給与との格差等に基づき、月例給を0.27%、ボーナスを0.15月分引き上げることとございます。これは人事院のほうで、公務と民間の4月に分給与を調査されまして、主な給与決定要素であります役職段階ですとか、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較しまして、これによって民間給与との格差1,090円が生じるということで、これが0.27%に値するということとございます。また、ボーナスにつきましては、直近1年間の支給実績と公務の年間支給実績を比較いたしまして、民間が4.12月、公務が3.95月ということで、これも公務のほうを0.15月引き上げることになっております。今回は、この人事院勧告に準拠する形で改正を行ったものでございます。

なお、世代間のこの0.27%の給料引き上げですけれども、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置いた引き上げになっております。よって、余談ではございますけれども、ただいま着

座しております課長等には、今回の改定による影響はございません。

このほか、医師の初任給調整手当の引き上げですとか、時間外勤務手当の単価を労働基準法に対応させるための算出の改正もあわせて行ったところでございます。

めくっていただきまして、係る内容にて、条例を改正したものが、公布文以下のとおりでございます。

さらに、めくっていただきますと新旧対照表が続きますので、それに対します別表第1、別表第2が続くものでございますけれども、別表第1のほうに、アンダーラインを引いてございますけれども、アンダーラインを引いてある部分が今回改正になったもので、アンダーラインを引いていない部分というのは、今回改正の影響がないものというものでございます。

なお、別表については、それぞれ改正後と現行と添付をいたしておりますので、非常にボリューム的にはかなり大きくなってございますけれども、一応そういったことで添付をさせていただいておりますのでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 議案第56号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） おはようございます。

済みません、質疑と言われてもあれなんですけど、ただ、きのうも国家公務員の給与等の新聞報道があつていまして、大幅なアップということで、しかも、国は苦しい苦しいと財政難で、大変大きな借金を抱える中で、なぜ国家公務員がとか、なぜそういう公務員は待遇されているのかという批判めいた新聞記事等々が見受けられました。

今回も、その理由はいろいろありますでしょうけれども、しかも、若年層の生活の安定ということ。

それから、先般、私がちょっとした集まりを持ちましたときに、その会の方が、一体、町の職員は幾らぐらいもらいようなはつとだろうかって。民間との差はどのくらいあるんだろうかという町の現状、そのことについても、例規集、ホームページを見ますと、こういうふうな表がわーっと書いてありますが、果たして、何歳の人が幾らもらっているのかとか、たまたまこの間、玉名市のホームページを見ていましたところ、非常にわかりやすく、経験何年ぐらいでこのぐらいもらっているみたいなことを明らかにしてあったですね。

そういうふうなわかりやすい、何かそういう、何というんですかね、町……。一生懸命働いて、日銭を稼いでいらっしゃる方がいらっしゃる中で、やはりこういう不満というか、そういう意見が出てくるということは、皆さんの仕事のやっている感が伝わっていないんじゃないかというと思ったりするんですよ。もちろんやっぴらっしゃると思いますけれども、それが例えば、先日もあったように、例えば、役場に行っても元気な返事が返ってこないとか、ぱっぱと動いている姿が見えないとか、そういったところに、一々町民の方が不満を持たれるんじゃないかと思っています。

だから、こういうふうに賃金が上がることは、国で決まったりとか、いろんなことで決まってくるんでしょうけれども、やはりそれに見合った姿勢を見せていただきたい。特に、今度、新しい庁舎で、ワンフロアでばーっと見渡せると思います。やはりどこの課が動いているとか、どこの課がにこにこやっているとかというのが、また、さらに町民の皆さんにわかるようになると思いますので、引き締めて、本当にやっていただきたいということをお願いして、質疑ではございませんが、よろしくお願いいたしております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 給与表についてはここに書いてあるとおりですが、施行日が公布日からとなっておりますが、期末手当や勤勉手当については、今回は何も関係なかですか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 月例給につきましては、26年4月に遡及してということになります。ボーナスにつきましては、勤勉手当につきましては、今回12月からということになっておるところでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 12月1日の施行となりますか。きのう、もう支給されとる……。前後すると思ったんやけど。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） きんの支給されましたものは、改正前の金額ということになります。今回、議決を得まして、また後日、今月中ですけれども、差額をお支払いするような形になるということで、御了承をお願いします。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号「山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第57号 山都町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第3、議案第57号「山都町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） おはようございます。議案第57号について、説明いたします。

山都町国民健康保険条例の一部改正について。山都町国民健康保険条例の一部改正する条例を別紙のとおり定める。平成26年12月4日提出、山都町長。

提案理由。健康保険法施行令の一部を改正する政令が、平成26年11月19日に公布されました。これに伴い、山都町国民健康保険条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

今回の改正は、産科医療保障制度の見直しとあわせて、出産育児一時金の金額を見直すものです。この金額、総額に関しての42万円はこのまま維持をするという形になっています。

次のページをあけてくださいです。

新旧対照表をごらんください。現行の出産育児一時金のほうは、第5条の出産育児一時金39万円を支給するが、改正後は40.4万円を支給するという形に今後なります。

表紙の次をあけてください。

山都町国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。平成年月日、山都町条例第何号。山都町国民健康保険条例の一部を改正する条例。山都町国民健康保険条例（平成17年山都町条例第100号）一部を次のように改正する。第5条第1項中（39万円を40.4万円に改める）。附則、施行期日、1、この条例は平成27年1月1日から施行する。経過措置、2、改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の額に適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 議案第57号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号「山都町国民健康保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第58号 山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（中村一喜男君） 日程第4、議案第58号「山都町特定教育・保育施設及び特定地域型

保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 議案第58号について、説明をさせていただきます。

今回の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、それから、後で出てきます、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について提出をしておりますが、今回の条例の制定が必要なのは、子ども・子育て支援法第34条第2項に、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育、または、特定地域型保育をしなければならないため、今回条例を制定する必要があるということで、今回提出をさせていただきます。

今回のこの制度改正による主な変更点のほうを説明させていただきます。今回の制度改正による変更点は、まず第一に、市町村を制度の実施主体とするというのが大きなものです。町は、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画をつくり、計画的に幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を提供する責任と義務を負うということで、市町村を制度の実施主体とするということになっております。

それから、2番目は、幼稚園と保育園で別々になっている利用手続や公費負担の仕組みなどを一本化したことが2点目です。

それから、3番目の変更点は、幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所で別々になっている認可、指導、監督を一本化したこと。これが3点目です。

それから、四つ目の変更点は、幼児期の学校教育・保育の提供を個人の給付に変更し、ただし、施設事業者が個人にかわって給付を受ける法定代理受領という形になります。この法定代理受領というのは、今、法定の代理受領が行われている部分に関しては、介護保険の部分と変わらないような給付のやり方に変わってくると思います。この保育の個人の給付事業に関しては、これまでは、保育等に関する財政措置は、保育所には保育所委託運営費という形でしていましたが、今回、給付費という形に変更されるということになります。

それから、5点目、子ども・子育て支援の量と質の充実が図られ、特に、新たに小規模保育などが新たに公費の対象となるというのが大きなところだと思います。これは小規模保育の部分は、都市部における待機児童の解消という形で、小規模保育が新たに公費の対象となるということです。

それから、6点目、放課後児童クラブも、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられたということで、今言いました6点が大きな変更点ということで、今までの山都町の保育運営に関してどこが変わるかという部分に関しては、今の6点以外は、ほぼ山都町においては、ほぼ今までと変わらないという形になっております。

特に、小規模保育関係に関しては、先ほども説明しましたように、待機児童の解消という部分がありますので、山都町の場合は、待機児童というよりも、子供が足りないという感じの部分で

すので、そういう部分を今後、山都町のほうでは力を入れないといけないという形になってくると思います。

一応、そういうことで、議案第58号の山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定める。平成26年12月4日提出、山都町長。

提案理由。平成24年8月に公布された子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

今までの既存の施設の経過措置というのがありまして、新制度施行の際、既にある認定こども園、幼稚園、保育所等に関しては、別段の申し出がない限りは、町のほうで確認があったものとみなすということで、今までと変わらないということであります。

次のページをお願いします。

山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例をここに公布するというので、下のほうに、目次、第1章に総則、第2条に定義、それから、第3条、一般原則、第4条、第2章の特定教育・保育施設の運営に関する基準、第1節が利用定員に関する基準ということで、第4条のほうに定数関係の部分が書いてあります。特定教育・保育施設という言葉は聞きなれないかと思いますが、特定教育という部分は幼稚園ということで考えていただければいいと思います。保育施設の部分は保育所のことになりますので、それを頭に置きながら聞いていただければと思います。

それから、第2節は運営に関する基準、内容及び手続の説明、同意、これは第5条のほうで書いてあります。これは、本当に今まで県の基準で、山都町の保育園等がその基準に沿ってやれた部分も、今回の子育て支援法案により、それをそのまま町の条例に移してきたということで考えていただくといいと思います。

それから、第6条、正当な理由のない提供拒否の禁止、第6条がそちらのほうに書いてあります。

それから、第7条、あつせん、調整及び要請に対する協力。

それから、第8条、受給資格等の確認、支給認定の申請に係る援助が第9条のほうに書いてあります。

それから、10条、11条、12条、13条に関しては、心身の状況等の把握とか、小学校との連携、特定教育・保育の記録、利用者負担額等の受領ということが、こちらに事細かくと書いてあります。

それから、第14条、施設型給付費の額に係る通知ということが書いてありますが、これは先ほど言いました個人に給付をするということで、保育施設が保護者の代理としてお金を受け取るという形の、先ほど言いました介護保険の法定代理受領と変わらないような形になってくるということになります。

それから、第15条、特定教育・保育の取り扱い方針に関しては、今までと変わらないと思いま

す。

それから、第16条の特定教育・保育に関する評価、それから、第17条、相談及び援助、18条、緊急時の対応について、第19条は支給認定保護者に関する市町村への通知、それから、運営規定に関しては、第20条、これも今までと変わらないような形で、全部規定をされて定めていると。今までのとおりと変わりません。

それから、21条、勤務体制の確保、それから、22条、利用定員の遵守、23条、掲示、24条、支給認定子どもを平等に取り扱う原則等、虐待等の禁止が25条。懲戒に係る権限の濫用禁止が第26条、27条が秘密保持、情報の提供、それから、29条が利益供与等の禁止、苦情解決が第30条ということで、そちらも書いてあります。

それから、第31条が地域との連携、32条、事故発生の防止及び発生時の対応ということで、1から4番まで書いてあります。それから、会計の区分が第33条、記録の整備が34条。

第3節の特例施設型給付に関する基準ということで書いてありますが、こちらの特別利用保育の基準に関しては、幼稚園に行っている子供が保育を受けるという場合の基準が書いてありますが、特定教育・保育の基準と変わりません。

それから、36条の特別利用教育の基準ということに関しては、保育園に行っている子供が幼稚園から提供される教育のこの部分で、基準も先ほどと変わりません。

第3章、特定地域型保育事業の運営に関する基準、第1節、利用定員に関する基準ですが、特定地域型保育事業の運営に関する基準に関しては、37条の中に、小規模保育のA、B、C、それから、家庭的保育、居宅型、訪問型保育、事業所内保育のことに、利用定員等のことが書いてあります。

第2節の第38条、運営に関する基準、内容及び手続の説明及び同意について、そちらのほうに書いてあります。

それから、39条は正当な理由のない提供拒否の禁止ということで、特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないということで、39条。

それから、先ほどから言っています、あっせん、調整及び要請に対する協力が第40条。41条が心身の状況等の把握、これも同様です。第42条も、特定教育・保育施設との連携ということで、小規模保育のために、今ある幼稚園、それから保育園等の連携をしっかりと見てくださいというのが、42条に書いてあります。

それから、利用者負担額の受領ということで、第43条には書いてありますが、こちらのほうも、小規模保育等に関しても、給付事業という形で、法定代理のやり方によって変わってきます。

それから、第44条、特定地域型保育の取り扱い方針も、先ほどの特定教育・特定保育等の取り扱いと変わりません。

それから、第45条、特定地域型保育に関する評価、それから、第46条、運営規程のほうも1から11まで書いてありますが、これも先ほど説明しました教育・保育施設の運営に関する基準と同様です。47条、勤務体制の確保に関しても、こちらのほうに47条に詳しく書いてあります。それ

から、利用定員の遵守、第48条。それから、記録の整備、50条のほうも、これは特定教育・保育の規定を準用してやるということが書いてあります。

第3節は、特例地域型保育給付に関する基準ということで、先ほど言いました特別利用地域型保育の基準、幼稚園に行っている子供が保育を受ける認定こども園なる基準が、こちらのほうに書いてあります。

それから、52条、特定利用型地域型保育の基準が第52条に書いてあります。

附則、施行期日、第1条、この条例は、法の施行の日から施行する。

第2条、特定保育所に関する特例ということで、特定保育所に関する特例は、私立保育所の部分で、私立の保育所については、当分の間は施設型給付制度にかえて、委託費の支払いとする経過措置が規定されているということで、今までと変わらない措置が規定されております。

それから、第3条、施設型給付等に関する経過措置に関しては、幼稚園のほうに行ってらっしゃる子供の施設型給付の額については、当分の間、全国统一の費用部分と地方単独費用部分の合計額とする経過措置が規定されているということが、第3条のほうに書かれております。

それから、小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置が第4条。それから、連携施設に関する経過措置が、第5条に書かれております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第58号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 聞かんつもりでしたけれども、肝心な用語説明をきちっと、我々に概念がはっきりするようになってほしいと、私は思ったんですよ。例えば、この特定教育、特定地域型、あるいは特定利用型、こういうのは簡単に表にでもして配っていただければ、あとの条文は、きちんとした、これを万全にするために、安全のことから、あるいは、職員の配置基準から全部、一般保育と同じようなことになっていますから、非常に条例、この文言だけは物すごい長い。ほとんどこの町には該当するようなところではない。ただ一つだけ、私はあるんじゃないかなというのが、彩雲苑に事業所内に保育所があるんですよ。あそこは、これに該当するんじゃないかなという感じをしております、今聞きながら。特定地域型というのは、今説明を聞いておると、事業所型とおっしゃいましたね。それは、特定利用型になるのかどうなのかということ、これまたわからなくなってきましたが。

とにかく用語が幾つも出てくる。その用語について、もう少しきちっと、それぞれに説明していただく。これはこうですよ、これはこうですよと。あとは、条文については説明は要らんです。これを読めばわかりますから。それだけお願いします。

とにかく、ほとんどこれは、待機児が多い都会の話ですよ。それが非常に深刻になってきて、こども園構想が出てきた。これを幼保一元化しようという論議もあった。それぞれの業界、それぞれの縦割りの権限、行政、総務省と、昔でいえば厚生省と文部省との縄張り争い、なかなかこれは一元化できないんですね。

だから、それでこういう形が出てきて、現実にはマンションの1室で保育をしているとか、そういう人たちに法的なちゃんとした光を当てようと。当面は、こういう形で待機児を解消しようということだろうと思うんです。横浜市長さんが何か、その先鞭をつけてやってきて、待機児ゼロにしたと。こういうことをステップにしながら、するんだろうと思うんです。だから、用語の解説をちょっとしとってください。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 先ほど、事業所型の分に関しては、一応、事業所のほうに問い合わせ、事業所型の保育にする場合には、事業所に勤めていらっしゃる保育園の子供さんを預けることと、地域の人に、また募集をしてするというので、その辺に関して、説明に行っております。今のところそれはやらないということで、事業所型保育の分に関しては言われております。

それから、用語の部分に関しては、施設型給付と地域型保育給付というのがありまして、施設型給付に関しては認定こども園、幼稚園と保育園が一緒になったものが認定こども園。それは、3歳以上就学前の子供さんが該当します。

それから、幼稚園、それから保育所というのが、今、町のほうでやっています3歳以上の子供さんから就学前内に保育園のほうに行かれている部分に関しては、施設型給付という形で該当します。

それから、地域型保育給付の部分が、先ほど言いました小規模保育で、これは3歳未満、小規模の場合は3歳未満の方が対象になります。3歳未満の方で、小規模保育のA、B、Cと言いましたが、これは利用定員が6人以上19人以下のところ、小規模保育のA、B、Cのほうになります。

それから、家庭的保育というところは、利用定員が5人以下のところ、地域型の給付を受けることができる。

それから、居宅訪問型保育という部分が、これは子供さんが病気で保育園まで連れていかれないとか、障害を持って連れていかれない子供さんがいらっしゃる場合には、居宅訪問型保育ということで、一人預けて、訪問をして、子供さんを見るというのが居宅訪問型保育になります。

事業所内保育は、今、先ほど説明しましたように、事業所の中で、事業所内の働いている方たちの子供さんと地域の方たちを募集して、その方たちとあわせて20人以上の方を保育するという形が、事業所内保育という形になっております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 私が聞いたのは、そんな細かなことじゃない。ざっくりした概念を聞いたんですね。この特定地域型保育、特別利用保育、特別利用教育と。教育はわかりますけど、教育は幼稚園ということでわかりますけど。とにかく、そのざっくりした概念を……。その内訳はこうですよと。何歳児までとか、あれは何人以下のところというのはいいですよ。ざっくりとした、こういう形を対象にするというぐらいのことを聞いたんですが、もういいです。大体のことはわかりました。また、これは折に触れて、これは折に触れて出てこないでしょう、恐

らく。該当施設がほとんどないわけですからね。うちはもう、むしろ定員を切らしておるところばかりです。御苦労さんでした。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 58号、59号、見出しが大体同じようなことで、法案の制定ということのようです。上から、上級、国からの法の改正でこれをつくらなければならないのか。つくったのかということが一つです。

それから、今の58号において、現行、今行われている保育、山都町の保育事業とこれとが大きくかけ離れるのか、全然違うことをしなければならなくなるのかどうかです。

それから、これは内部に入って、一つですが、2条の7項です。いいですか。2条の7項、こういうのが、一人一人の子供に、うちも来て、保育してくれという要請があった場合、それも受けなければならないのかどうか。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 一つ目の質問に関しては、国のほうで、子ども・子育て支援法というもののにのっとって、子ども・子育て支援法の中に、特定教育・特定保育施設は、町の条例によって、条例の運営基準に沿ってつくらなければならないというものがあります。それをもとに、国の基準に沿って、運営に関する基準と設備に関する部分のところを今回出したものです。

それから、2条の7号の居宅訪問型保育の部分に関しては、これは地域型保育事業に関しては、認可は町がします。認可を町がやるんですが、町が認可をして、町が確認をして、やれるかどうかという部分を、町が認可と確認をやっていくということでしますので、それに関しては、町のほうが、申請が上がったことに関しては、町が審査をしてやっていくという形になると思います。

（「山都町は現行とはかけ離れる」と呼ぶ者あり）

山都町の今の保育園、保育所の関係の部分とは、ほぼ変わらないという形になります。ただ、先ほど説明しましたように、一番大きく変わる点は、給付事業に変わるということが大きなところかなと思います。ほかは、ほぼ都市部のほう、この条例に関しては、都市部のほうが一番影響することで、山都町においては、ほとんど変わりはないということになると思います。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） これも、次も含めてですが、大きな違いというのを説明されて、そして、条文、中のことについては、見出しぐらいで結構だろうと思います。多分、突っ込んで、私たちがおかしいじゃなかかって言うち、おたくに質問しても、あなたたちもわからんところがいっぱいあるかと思いますので、ゆっくり勉強させていただきたいと思います。

だから、みんなが聞きたいのは、どう変わるのかということと、これは私ですが、上からの法の改正でこれをつくらなければならないからつくるというのか、必要に迫られてつくるというのか、その違いだろうと思います。

以上です。

ついでで、これは私からのお願いですが、条文が上がるまでは、向こうに引っ込まして、立つとってください。

○議長（中村一喜男君） 答弁要りますか。

○11番（田上 聖君） もう答弁は要りません。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号「山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第59号 山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（中村一喜男君） 日程第5、議案第59号「山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 議案第59号、山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定める。平成26年12月4日提出、山都町長。

提案理由。平成24年8月に公布された子ども・子育て支援法に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

これに関しては、先ほども言いましたが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正により、市町村は家庭的保育事業等、または事業所内保育事業の設備、運営について条例で定めなければならないということで、今回の条例に上がりました。

それから、この家庭的保育事業等に関しては、山都町では今のところありません。この家庭的保育事業等に関しては、経営主体には制限なく、認可を受ければ誰でも行うことが可能ということで、審査があった場合は適合するかどうか、町のほうが審査をするということが必要なため、今回、条例制定に当たっております。

先ほども説明しましたように、次のページをあけてください。

山都町家庭的保育事業等の設備、運営に関する基準をここに公布するという
ことで、先ほど来、この条例に関しては、国の基準をもとに、町の条例のほうに移したものでありま
すので、第1章の総則、第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、家庭的保育事業者等の一般
原則等も第5条のほうに書かれております。保育所等の連携、第7条が家庭的保育事業者等との
非常災害、8条、9、11、12、13、14条、食事等に関することが第16条。

（「大きな違いだけを」と呼ぶ者あり）

家庭的な保育事業等に関する大きな違いは、ほぼありません。

ここの中に書かれている分については、先ほど説明をしています小規模保育のA、B、C、そ
れから居宅訪問型の事業所内保育事業のことが、設備、運営に関する基準をこの中で示されてお
ります。

あと、一番最後のほう、いいですか。済みません。最後、一番最後のページを見てください。
小規模保育事業のB型及び小規模事業所内保育事業の職員に対する経過措置が、4条、5条のほ
うに書かれております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第59号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号「山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第60号 山都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例の制定について

○議長（中村一喜男君） 日程第6、議案第60号「山都町放課後児童健全育成事業の設備及び
運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それでは、議案第60号、山都町放課後児童健全育成事業の設
備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。山都町放課後児童健全育成事業の設備及
び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定める。平成26年12月4日提出、山都町長。

提案理由。平成24年8月に公布された、子ども・子育て支援法に基づき、放課後児童健全育成

事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

これは、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴って、放課後児童健全育成事業の設備、運営について、条例で定めなければならないということで、今回条例制定に至っております。

この事業は、届け出さえすれば誰でも行うことができるため、条例を制定する必要があるということと、届け出は義務づけされているものの、子育て支援法における給付制度の確認の対象にはなっていないということで、これに関しては、地域子ども・子育て支援事業の一つとして、放課後児童クラブがこの中に入ってくるということで、国からの補助は、国、県、町、3分の1という形になります。

あと、内容的には、今、放課後児童健全育成事業の設備、運営に関する基準を定める条例に関しては大きくは変わりません。ただ、地域子ども・子育て支援事業として、今回これが入るという形になります。

それともう一つ、今までの対象のほうが小学3年生までという形になっておりましたが、大きく変わる点は、小学6年生まで拡大をしていくという形になる点が大きなところですよ。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第60号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 今の学童保育の件、放課後児童クラブ、これは今までの保育園の事案とはまた違ってといいますか、既に各小学校で放課後児童クラブはやってらっしゃいますね。それから、私は最近知ったんですけども、さくらんぼ保育園、めぐみ保育園のほうで、独自に学童保育を始められたということを知っています。それは、認可をどういう形で受けておられるのか、ちょっと外れるかもしれないですが、課長のほうで、どういう運営をされているのか、御存じだったら教えていただきたいということと、それから、こういう法律的なものはっきりと定められているということ、代表者会議といいますか、今現在やってらっしゃるところの、聞き及ぶところ、うちの子供たちも、学童クラブで大変お世話になってきたところなんですけど、やはりところ、ところで、かなり指導の内容とか経営とかに差があると聞いています。

こういった法律があるとすれば、そういったところに、きちんと標準が合っているのかどうかということも認識をしていただく必要があるんじゃないかなと思っていますので、そういった会合を開かれる予定があるのか、そういったお考え等もお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） これに関しては、七つの放課後児童クラブがありますが、その代表者会議に関しては、説明会のほうを行う予定であります。

それから、さくらんぼ保育園のほうに関しては、届け出が、今回新たに説明会をした後に、その届け出のところがあったところで、町のほうで審査をしていくという形になると思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 今のさくらんぼの件に関しては、まだ、そういうふうな、従来、ほかでやってらっしゃる、今おっしゃった3分の1ずつの補助で運営してらっしゃると思うんですけども、それがないだけで、そういった費用等々を考えて、独自で展開してらっしゃるということですね。認可というか、町のあれではないということですかね。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 放課後児童クラブに関しては、そちらのほうは入っております。七つの箇所だけという形になっております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） わからないなりに質問します。私も、学童保育にたまに迎えに行きます。そうすると、これに設備と面積あたりが書いてあるのに、天気のいい日とかはいいんですけども、雨の降る日は、あそこの部屋の中にいっぱいおるわけなんですよ。ここで設備とか、いろいろ、1人当たりにおおむね1.65平方メートル以上でなければならないと明記してあるけど、その辺な、今までとはどぎゃんなとったかねと思うんですね。たまに行きますと、あそこに物すごい人間がおるわけなんですよ。そこらあたりで、いろいろなこつがでくるかねと感じたことがあったもんですから、その辺はいかがですかね。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 特に、清和のほうの放課後児童クラブに関しては、40人を超えるというところで、そういうところがありますので、広さの面等に関しては、少し、当初からすると、狭くなってきているような感じはしているかと思いますが、そちらのほうは、今回、先ほど、吉川議員のほうにも言いましたように、説明会等をしながらか、そちらのほうの意見等を聞きながら、進めていきたいと思ひます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 条例の58、59、60と説明がありましたが、この3条例に対して、費用負担が発生した場合の財政措置、国がどしこ、県がどしこ、町がどしこことあると思ひますが、その割合は。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 施設型給付の部分に関しては、国が2分の1、町と県が4分の1という形になります。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 言うといかんといいよんっていたけ、私は変わったところから言ひますが、この58号、59号、60号ありますので、本来はこういった形で条例を定めなさいということになりましたので、これは全て町が責任を持つということになりますですね。そういったとき

に、問題は、医療費も同じですが、福祉でも、介護でも同じですが、この監督、それから行政指導、そういった部分を徹底していかにかいかんと思います。恐らく、許認可業務でもいろいろな形の力が加わったりするんじゃないかなと。赤星議員からも言いましたように、これに許認可した場合、責任はもちろん町にある。そういったときに、監督するのも町である。こういったところを的確にやっていたかかないといけないんじゃないかなと思っておりますので、そういった要望として上げときます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） ちょっと1点だけお尋ねです。この中の支援員ですけれども、支援員のことに、つらつらと、都道府県知事の行う研修を修了した者ではないということで、ずらずらと書いてありますけれども、それから、補助員のことも含めてありますけれども、現状は、こういった資格を修了した方々が、大体、開所されてらっしゃるんですかね、現状としては、どうでしょうか、その辺は。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 現状では、前に学校の先生をされたとかいう方たちが多く入られています。ただし、この都道府県の研修を受ける場合においては、経過措置として、平成32年までに研修を受ける必要があるということで、そういう満たない方たちに関しては、町のほうから、32年までの間に研修を受けるような、研修を受けさせなさいということが来ておりますので、そちらのほうで受けていただければと思っております。

それから、募集をしても、放課後児童クラブのほうに来ていただくということが、なかなか予算的な部分とかがあって、募集をしても来ていただけないという部分も、町のほうとしてはあります。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 多分、そうだと思います。募集しても、時間的な関係で、なかなかこれに見合った方々がそろわないというのも事実ではないかと思ってるんですけども、32年までにしなさいということですから、するようにじゃなくて、するように指導して、きちんとその辺の確保あたりは難しいんでしょうけど、きちんと指導して行ってほしいなと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号「山都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第61号 山都町営住宅条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第7、議案第61号「山都町営住宅条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） では、議案第61号の説明をいたします。

山都町営住宅条例の一部改正について。山都町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成26年12月4日提出、山都町長。

提案理由。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律が平成25年12月13日に公布され、平成26年10月1日に施行されました。それに伴い、山都町営住宅条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

新旧対照表をお開きください。入居者の資格、現行では、第6条の第2項第6号中に、名前が「及び」の後ろが変わりました。「促進並びに」になって、法律の名前が変更されております。改正後を見ていただきたいと思います。促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律というふうに、法律が変更されております。

それに伴いまして、給付の部分につきましても、支給給付から「及び」がつきまして、「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律を含む」ということで、つけ加えられております。

以上が、この条例を改正する説明でございます。

（自席より発言する者あり）

○議長（中村一喜男君） 議案第61号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 特定配偶者というのは、どういう人をいうのかと。恐らく、中国で結婚した中国人の方を指すんじゃないかなと。もし、中国から引き揚げた人だったらば。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） そのとおりでございます。男性の方が中国で奥さんをもたらされた配偶者、また、反対の場合もですね。奥さんが中国の夫をもたらされたと解釈してください。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号「山都町営住宅条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 議案第62号 平成26年度山都町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第8、議案第62号「平成26年度山都町一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第62号、平成26年度山都町一般会計補正予算（第5号）について説明をいたします。

まず、歳出から説明いたしますので、10ページをお開きください。

なお、説明に入ります前に、人件費につきましては、先ほど議決いただきました給与改定等に伴います補正予算でございますので、説明のほうは省略させていただきます。御了承いただきたいと思います。

それでは、11ページの財産管理費でございます。補正額を12万9,000円、分収造林収益配分金ということでございます。元牛ヶ瀬造林組合との分収契約に基づく配分金でございます。組合が7、町が3ということで、支障木の伐採に伴うものでございます。

続きまして、13ページ、2款総務費の4項選挙費でございます。8目の県議会議員選挙費です。来年予定されております県議会議員の選挙にかかります3月末までの執行予定額を計上いたしているところでございます。

続きまして、16ページに飛びます。

3款民生費1項社会福祉費3目の障害者福祉費でございます。扶助費に3,489万5,000円ということで計上いたしております。施設入所者支援ですとか、補装具支給事業費等々のサービスの利用増に伴う増額でございます。特定財源として、国が2分の1、県が4分の1の特定財源を計上いたしているところでございます。

その下の5目、23万5,000円、補正予算を計上いたしております。主に、高齢者住宅改造事業補助金が20万ということで、これは1件分の追加でございます。2分の1の県補助金を特定財源

に計上いたしております。

続きまして、19ページです。

4款2項の清掃費1目のじんかい処理費でございます。まず、需用費として、それぞれ不足額を計上いたしておりますけれども、電気料につきましては、契約の継続割引等々がなくなったことによりまして、若干、今回不足するというところで、166万4,000円の計上を行ったところでございます。修繕料につきましては、ごみの搬入口のドアの修繕ということでございます。それから、15節につきましては、小峰クリーンセンター定期補修工事の入札残を計上いたしました。続く2目のし尿処理費です。この需用費にも電気料を計上いたしておりますけれども、これはこれまで休日は休止をしておいた施設ですけれども、処理機能が固定化をしてきました関係で、どうしても常時運転が必要になってきたということで、そういった形の使用料増に伴う電気料が、今回3月までの見込みで不足しているということで、計上を行ったところでございます。15節の工事請負費につきましては、千滝クリーンハウスの定期補修工事の入札残を今回計上いたしました。

続く20ページ、農業委員会費でございます。

経費の主たるものは、新任農業委員の旅費ですとか、研修に伴います車両借り上げ料、それから委員さんの被服費等を今回計上いたしたところでございます。委託料で80万、農地台帳システム改修委託料ということで上げておりますけれども、これは平成26年、今年の4月に農地法が改正なされまして、台帳システムから農家台帳請求書等々の、そういった書類を出力するためのシステム改修費の補助ということで、97万8,000円を特定財源として計上いたしたところでございます。

続く21ページ、3目の農政費です。ここの15節、18節の1,200万、350万の鳥獣処理加工施設建設工事につきましては、それから備品購入費につきましては、先日の全員協議会でも御説明いたしましたけれども、これの事業見直しによりましてところの減額を今回計上させていただいたところでございます。

続く19節の負担金補助及び交付金でございます。まず1点目のくまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金ですけれども、この中には、山都町の高度トマト生産組合の分がございまして、これが金額にして約2,000万の減額となります。これは、県の採択基準に適合がどうしてもできなかったということでございまして、これは6月の農林振興補助金に予算を計上いたしております。そちらのほうに振りかえという形で、今回は、県の採択基準を落として、それから、町単のほうに、この分については振りかえたということになっております。もう1点が、山都町の施設野菜生産組合、これにつきましては、生産組合からの取り下げによりまして、約1,900万程度減額ということになっております。

続く、攻めの農業実践緊急対策事業補助金でございます。これは単棟ハウスございまして、11名の方が対象となります。内訳につきましては、トマトが6名、ベビーリーフが5名ということでございます。町単費、町での補助金の金額552万5,000円を、今回計上いたしたところでございます。

続く22ページでございます。

4目の畜産振興費につきましては、それぞれ自給飼料の対策事業、それから、阿蘇赤牛の事業ということで、補助金を今回減額計上いたしております。これは、トンネル補助でございますので、同額が県補助金から減額計上ということになっております。

続く6目の中山間地域の対策費につきましては、対象農地の追加と、それから返還金につきましては、農振地域から住宅用地に変わった部分がございますので、これを返還するということで6万3,000円計上いたしたところでございます。

続く23ページの2目の林業振興費です。731万8,000円の負担金補助を上げております。これはそこに書いておりますように、山都町の森林整備事業補助金ということでございます。今回、申請件数の増がございまして、追加交付という形にいたしております。間伐、それから造林、下刈り等々につきまして、申請者のほうから増額要求があったものでございますので、これをお認めして731万8,000円増額計上いたしたところでございます。

続く24ページです。2目の商工振興費でございます。八朔祭の造り物小屋の整備事業補助金ということで、185万4,000円を計上いたしております。これは当初予算のほうで756万円を計上いたしておったんですけれども、今回設計にかかりまして、地盤のほうが非常に軟弱だということで、軟弱地盤の対策が緊急的の必要だということで、その分の補強工事が今回必要となりました部分を計上いたしたところでございます。

続く3目の観光費でございます。工事請負費に141万5,000円を計上いたしておるところでございます。借地の原形復旧工事ということでございますけれども、これは、清和文楽邑の対岸に、菖蒲園を町のほうで借り上げてやっとなんたんですけれども、今回、27年、来年の3月31日で契約終了ということもありまして、また、現況は、菖蒲園は現在はやっておりませんで、原野状況でございます。地権者の方から、水田として復旧してほしいということの要望もありまして、契約にのっとりまして、今回、田に、水田に復旧するということでございます。面積にして、約1,300平米等々でございます。それから、19の負担金補助及び交付金でございます。観光地域のブランド確立支援事業負担金ということで、これは阿蘇地域振興デザインセンターへの負担金でございます。そよ風パークの看板ですとか、案内サイン、これらの整備にかかります事業につきまして、町分の負担金を今回、計上いたしたところでございます。

続く25ページの7款1項の土木管理総務費の19節でございます。県工事負担金を今回、事業費の増に伴います町分の負担金217万8,000円を計上いたしたところでございます。

続く26ページのほうでございますけれども、3目の道路新設改良事業費の17節、22節でございます。これは、牧野上司尾線にかかります元ウメダ精肉店、交差点にございますけれども、その敷地と、それから建物につきましての移転費、それから建物補償費、これらを計上しているところでございます。この整地後につきましては、県の事業におきまして、ポケットパークの整備が予定されているということでございます。ポケットパークにつきましては、27年度事業と聞いております。

続く5目の大矢野原演習場民生安定事業でございます。これにつきましては、測量設計委託料を1,000万ほど減額しておりますけれども、水の田尾・下鶴線の路線測量設計と、それと橋梁設

計、白石橋ですけれども、この入札不用額が今回生じたので、減額を計上いたしたところでございます。

それから飛びまして、28ページでございます。8款1項4目の災害対策費でございます。6月末からの大雨、それから台風の接近によります警報発令に伴います待機につきます災害待機手当ということで、今回15万3,000円を計上させていただきました。

続く29ページの金額は小さいですけども検便手数料、小学校費の検便手数料、それから30ページの中学校費の集団になりますけれども検便手数料、いずれもノロウイルスの検査の手数料ということで、今回、冬場に発生が見込まれるということで計上いたしたところでございます。

なお、32ページからは、今回補正をいたしました人件費にかかります明細書の変更を行っているところでございます。

以上で、歳出の説明は終わります。

続きまして、歳入は7ページをお開きください。

それでは、歳出予算の財源として説明、充当しましたもの以外につきましては省略をさせていただきます。充当しましたもの以外につきましては、7ページの一番上の地方交付税でございます。今回5,184万5,000円を計上いたしたところでございます。よって、補正後の金額65億2,309万円ということでございます。普通交付税の決定額が61億8,094万5,000円ということでございます。今般、12月特交で2億5,787万9,000円が交付をされるということでもありましたので、現在、町として収入しております金額は、64億3,882万4,000円ということでございます。

それから、9ページの21款諸収入でございます。後期高齢者の療養費の給付負担金の返還金ということで、3,469万4,000円を受け入れておるところでございます。

以上で、歳入のほうは終わらせていただきます。

戻っていただきまして、4ページの第2表債務負担行為でございます。今回、固定資産税の土地評価業務委託ということで、3,771万2,520円を限度額として、平成27年度から29年度までの3カ年に当たります負担行為をお願いしたところでございます。

これにつきましては、固定資産の評価基準に基づきまして、不動産鑑定士によります鑑定評価を活用しているところでございますけれども、今回3年に1度の評価がえに向けまして、適正公平な評価を求める上で、継続的な業務委託が必要として計上をいたすものでございます。

続きまして、表紙の次をごらんいただきたいと思います。

平成26年度山都町一般会計補正予算。平成26年度山都町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億4,370万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為による。平成26年12月4日提出、山都町長でございます。

以上で、一般会計補正予算（第5号）についての説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 議案第62号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 処理場、減額されました。メッシュにかえるということでしたが、そのメッシュは、減額された、組みかえられた部分については、どういうことで、どういう補助というか、メッシュの補助あたり、どういう方法で流されるか、詳しく説明願いたい。

それから、もう一つ、これは町長、一般質問的なことですが、今、四国で、徳島で、雪の害で孤立したところ、孤立して、亡くなった人も出てきているようですが、集落のことがいっぱいテレビで報道されております。

我が町でも、他人ごとではないと思って見ておりました。3月の定例で言うには遅くなりますので、あえてここで要望も含めて発言させてもらいますが、我が町にも、他人事ではないと思いますが、そういう家庭がかなりありはしないか。調査されているのか、調査どうか。

それから、万全を期して、その何ですか、孤立した場合、最低でもどれだけかの、何日かぐらいは持ちこたえるような必要最低限の物は装備されているか。装備を指導していきなり、あるいは、現物を貸し与えるなり、そういう政策をとっていただきたいということでの発言でございます。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。

田上議員のワイヤーメッシュ等の費用の件についてということでございます。

今回、全員協議会の中で、処理加工施設の精査をし、予算等から今回、減額をさせていただきました。国の補助金が歳入の中で減額しとりますとおり、825万円。これは1,500万の事業費に対します55%の国の補助金でございました。

実は、この町が事業主体としてします事業のほかに、町の協議会、被害防止対策の協議会がございしますが、これが外部団体として、このいろんな被害対応をしているところでございます。こちらの協議会が行っている事業に、このワイヤーメッシュ柵を設置して被害防止をするという事業で、平成23年からこの事業を進めております。ちなみに、23年が11件で1万8,000メートル、それから24年が7件で1万メートル、そして、昨年度25年が7,000メートル、1,000メートルで切っておりますが、ここ3年間、こういう事業を行っております。

今回、国庫補助金の一般会計の歳入から協議会ほうの事業費のほうに、歳入としてこの825万円を会計のほうに入れさせていただいて、この分を、825名につきましては、イノシシで10キロ、それから、シカ用で7キロという形で、26年度の残りとして、それから27年度の要望調査をしておりますので、そこを充てていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 四国の雪の被害ということが、本町においても起こり得ることだと。そのことに伴う対応については、どう考えているかということでもあります。

今、社協のほうで、今、地区社協はうちが30あります。きのうもお話をしたんですが、本年度

に、ひとり暮らしの高齢者、二人暮らしの高齢者、それと身体障害を持つ方、そういう方々の把握、それと災害時に支援する人を把握するという事で、防災見回りマップというのを本年度つくってもらいました。

このことについて、それで万全とは思いませんけど、それをもとに、うちのほうも全体の把握をして、そしてまた、先ほど言われたように、そういう被災したときに、48時間だとか、72時間だとか、いろんな考え方ございます、基準が。それに基づいて、何が必要なのか精査をして、対応を。予算の範囲内ということになりますけども、そういう重要なところから、そういう恐れのあるところから、随時、整備をするように、防災まちづくりという計画のもとで進めていきたいと考えておりますので、これが今年度の当初に間に合うかどうかわかりませんが、できるだけ、それに近いように、何らかの取り組みをやっていきたいと考えております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） メッシュが今までに、それなりに相当の面積を囲まれているようでございます。ただ、メッシュが万全だということではありません。その中に、張り回した中に入ったイノシシが出らずに、中をぐるぐる回って、大変な被害になってしまったという例もあるようです。メッシュ、ただ、入ることを防ぐためにはいい手段だと思いますので、ぜひ高額の助成をされながら、一般に山都町広うございますので、多くの人たちに行き渡るようにお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 今、ワイヤーメッシュの話が出ましたけども、ワイヤーメッシュで今回、個人か何人かの団体でそういう要望が出とっと思えますけども、これは特定の人にしか恩恵はないわけなんですよ。そうすると、まず基本はきのうの一般質問でもございましたように、個体を減らすということをやあ、頭数は減らないと。個体を減らすということは、農業者、また、農業者じゃない人たちにも、全体にこれは恩恵が出るわけなんですよ。

そういうことを含めて、次、予算は補正予算ですから、今度は駄目だと思いますけども、今、ウリボウあたりが3,000円ですかね。その辺あたりもちょっと価格を上げて、皆さんからやっぱ今聞きますと、小さいのは逃がすとかという話も聞きますし、3,000円な安かけん逃がすような話も聞いとりますので、そこら辺もちゃんとした価格で。個体を減らすのは小さいのからもやっぱ捕獲して、どぎゃんかせないかん、処分せにゃあ。その辺もせにゃあ、絶対これはなくならんと思いますよ。そういうこともお願いしたいと思います。

もう一つ、これは何ページかな、26ページ、補償補填及び賠償金と。これは牧野上司尾線の話が出ました。梅田さんとこと、今、話が出ましたけれども、これは建物移転費用及び補償費と書いてあるですね。私が解釈すると、移転費用というなら、別に移転して、また肉屋でもされるとかなという感覚を持つとんなですね。持つとります。こん前、議運で解体費って、これをつけ加えにゃあ、要するに、問題が出ますよという話が出たんですけど、何でこれ、解体費用って書か

れんだったですかね、これは。この前、議運でたしかそういう話が出たと思いますけども、その辺をちょっと説明してください。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 牧野上司尾線の改良に伴いますところの移転補償費、先ほど、総務課長が申しあげましたとおり、梅田精肉店の建物の物件でございます。建物の移転料、物件につきましては、非木造の物件です。鉄筋コンクリート2階建てということで、築40年経過いたしております。

まず、鉄筋コンクリートで新築した場合の料金掛ける築年数の歩合を掛けまして、移転料を算出するわけですが、今言った築40年の物件が幾らであるということと、もう一つ、移転の雑費補償金ということで、中に入っているものを補償したりとか、あとは移転される物件の場所探しとか、そういうのが補償費に入っております。

そういうことで、移転料と補償費ということでございます。

移転されるかどうかは本人次第ですので、補償料をもらわれて、貸し家に住まれても、それは、私たちからはいかがということとは言えません。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 意味はわかりますけど、私が言いようのは、これ移転費用というのは、解釈のとりようであると思います。私は、要するに別のところにまた直って、肉屋を始めらすための移転費用かなという考えば持ったわけなんです。いろいろ個人的には考え方が違うと思いますよ。これに解体費用というような言葉を入れてもろうたが、一番わかりやすい。また、この間、議運でもあったから、その辺が何で入っとらんかなと。指摘があつとるわけなんです、実際にこれは、議運で。それを入れてないことはどういうことかなと思いましたが、質問させていただきました。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 今、確かに、藤澤議員おっしゃるとおり、先月の議運のほうで、当初、建物移転補償費ということで4,453万9,000円計上いたしておりました。いろいろな指摘のほうで、この中には、何と申しますか、除却と申しますか、そういったものも含んでいるんじゃないかということの話もありまして、これを明確に、まずは明確に分けるということの御指摘があったと、私は認識をいたしました。いろいろこれをきれいに金額を説明の中で分けてしましますと、今後のいろんな補償費関係に影響がありますので、これは一つに「及び」ということでつなげていただきたいということを、まず考えまして、その後は、御指摘のとおり、ここに本来であれば、建物解体費、移転解体費とか、そういったことで書けば、なお説明のほうがよくいったのかなと、今、御指摘を受けまして、私のほうも反省をしたところでございます。

通常、説明の欄では、建物移転費、移転補償費ということで、どうしても行政用語的に計上いたしておりますものですから、今回はその補償費と移転費をどういうふうに分けようかということに腐心をしてしましまして、そういう解体のところまで……。これは中村議員のほうからも御指摘、確かにございましたところでございましたので、ちょっと今後、この辺につきましては、

なおわかりやすい説明のほうに努めていきたいと思えます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 私は、建物補償除却費じゃないかと聞いたら、そのとおりということ。だから、補償は除却、これを入れないかんわけですよ。でないと、建物だけの補償金ということになれば、かなりの高額になると。そうじゃないでしょう。中身はそういうことだから、正確に説明書には入れてくれと。予算書には書いてくれと。それが守られていなかったのが、藤澤議員からの指摘があったんです。今後の注意事項にしてください。決して、前例になることでも何でもないわけです。こんままだったら、前例になりますよ。このままだったら。とても大切ですね。だから、さっき課長が言ったような計算で、こんなに高くなるのかと。これにはちゃんと除却費も入っておるということでしたから、それはきちんと前例にならんようにしとってください。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 4ページ、債務負担行為でございますが、3年間で3,771万2,000円計上してあります。今年度までは、年間1,000万円切ったと思いますが、えらい上がったなと思ひまして、この算出根拠と、評価がえとか何とかがって、多分言われると思うが、ずっとそれは5年ごとにあっておりますんで、あんま変わらんとするんです。一つ。

○議長（中村一喜男君） 税務課長、甲斐重昭君。

○税務課長（甲斐重昭君） ただいまの御質問にお答えいたします。

固定資産の土地評価業務というのは、おっしゃったとおり、3年に1回見直しという形になってまいります。その中で、今回、平成23年に前回分を計上したところでございますが、そのときから、金額として720万円総額で上がっております。この内訳といたしまして、消費税が5%から8%になった分で約100万円。それから、今年度から、土砂災害防止法指定区域の調査をしなければならぬことになっております。その箇所が、本町におきましては623カ所ございます。それに経費が、単価的には1カ所当たり大体六千数百円ということで、これが金額としては400万になります。そして、これに諸経費が四十数%かかりますので、これだけで600万ということで、金額的には、この土砂災害防止法の指定区域の調査ということでの金額が主な金額ということで、中身のほかの価格については、そのままほとんど変わらないという状況でございます。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 単純な話ですが、1回調査すると、あとは要らんとかなと思う部分もあります。土砂災害地域に。それから、やはりそういったのを全部引き並べて3で割ったっていうとしか考えられませんが、1回、これだけせにやらんかという根拠まで聞きましたら、担当者のほうから、一応、提案はしてあります。しかし、やはり他町村の例からすると、高こうなかかなと、いつもそう思っておりますが、そこはどうですか。

○議長（中村一喜男君） 税務課長、甲斐重昭君。

○税務課長（甲斐重昭君） 山都町におきましては、当然、他町に比べまして、県下で3番目の面積ということになりますけども、20数万筆の土地が実際あるわけですね。地形的に山間地で、原野が多いということで、山林原野が多いというところで、そこらあたりの金額はほとんど変わらないから余り減らないじゃないかということにもなってもきますけども、経年的な形の変化、そこあたりを全部、起点ごと捉えていかなければなりませんので、その地点での数が物すごく多くなってまいります。数百件、数千件という形での調査をしなければなりませんので、単価的には1カ所1カ所当たりの単価は安くなったとしても、総額としては、そこで3,000万近くのコ額は必ず入ってくるってということになります。

先ほど言いましたけども、土砂災害、災害防止法の指定区域というのは、六百何カ所あるんですけども、そのそれぞれの地番が何番地になっているかということも、まだ全ては決まっておきませんので、そこあたりから全て調べなければなりませんので、この3カ年の中で、そこを調べるということで、今回計上させていただいておるわけでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 今、赤星議員がお話しされましたけども、これは多分、随意契約でずっときているのではなかろうかと思っていますけれども、その辺あたりの見直しをしていくべきじゃないかなと思っています。それについてお願いします。

○議長（中村一喜男君） 税務課長、甲斐重昭君。

○税務課長（甲斐重昭君） 固定資産の土地評価業務というのは、ずっと昔からの流れをくんでいかなければ、当然でてくることではありません。それが新しいもので変わったときには、そこらあたりの全てのデータあたりが、よその町との比較、そこらあたりからも全部つながってくるわけでございますので、なかなかそこあたりは取り扱い上、難しいというところがございしますので随意契約にもなっております。

それから、県内の他町村との境あたり、そこあたり、全てそこあたりを比較してこなければなりません。周りの町あたり、そこあたりが違ふ形でなれば、なかなかそこあたりのデータのやり取りあたりが、なかなか厳しいところがございします。山都町の周りにおきましては、現在委託しております九州不動産鑑定所というところが全て行っておりますので、県下の中でも、ほとんどその業者がやっております。

そういう関係で、土地の評価の動きというのは、一番つかみやすいということと、今、固定資産の関係で、うちの場合は、評価審査委員会にかかってくるような形での裁判あたりはありませんけれども、裁判の事例等を見たときに、現在の形ではなく、昔からの整合性あたりをいろいろ問われておるところがございします。そういう関係で、裁判となってきた場合、そこらあたりの対応ができるような業者でなければ、役場として、それが直接、うちのほうで答えるようなこともできかねる内容も多々ございしますので、今のところ、同じような形で随意契約をさせていただくとるところでございします。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 事情はわかります。ただ、赤星議員もおっしゃったのは、固定経費にやはりつながりかねないんで、その辺はやっぱりちょっと検討していただきたいなと思っております。

それから、二、三点、ちょっと教えてください。21ページにですけども、先ほど、総務課長から19節についての説明がありました。4,000万の減額について説明がありましたけども、2,000万についてはわかったんですけども、残りの1,900万の生産組合についての説明を、もうちょっと説明をお願いしたいなと思っております。

それから、26ページの、さっきお話が出ました22節の前の公有財産購入費について、これの坪単価を教えてくださいなと思っております。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 失礼いたします。

1,900万円の減額ということで今回させていただいておりますが、これは前回、熊本県の稼げる園芸産地育成対策事業ということで、補正予算を組ませていただいた中で、事業実施主体として採択基準に合わないというところがありました。これにつきましては、単独の事業、それから今回、国の攻めの農業関係のほうに移行しておりますが、ここの山都町のベビーリーフ等の生産組合、こちらについて採択基準から外れたということで、事業費として落としておるところでございます。

（自席より発言する者あり）

2,900万。

（自席より発言する者あり）

事業費として今申し上げたのは、2,900万でございます。あと1,900万は、山都町のトマト生産組合、これが県の事業費枠の削減がございまして、この中で落としたものでございます。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 今回の土地取得地の評価方法ですが、比準方法という方法で評価をいたしております。近隣地域内の基準点を設けまして、それに基づきまして、個別要因を加えて評価を行っているところです。今回の取得地の平米単価ですが、1万5,400円を設けております。1万5,400円。

（自席より発言する者あり）

平米です、平米、はい。

（自席より発言する者あり）

3.3倍していただくと、坪……。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 坪にすると、4万5,000円強になりますよね。この間、又聞きなんですけども、町内の真ん中にある芳田園さんというところが、今、更地になって、きれいに、いろいろな事情の中で更地になって、解体されてありますけども、そこを購入された金額あたりが、坪当たり3万と聞いているんですよね。一番真ん中の、町内の部分ですね。そのあたりの、ちょっと

今、4万5,000円って聞いたんで、ちょっと大分差があるなということで、その点をお尋ねいたします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 不動産鑑定を行う場合、県の路線価格というのは、この山都町はありませんので、県の調査地価格というのがあります。市街地が浜町なら、下市のリックしもだサンの前が基準値だとかですね。そういう基準値があって、そして、売買実例というのも参考にしていきます。基準値があって、それからずっと、下馬尾なら下馬尾まで引張っていくわけですね、どういう価格になるか。そして、もう一方の観点から調べるのは、売買実例ということになります。

だから、今回調べた中では、多分、その売買実例が、旧芳田園のやつは入ってないと思います。その以前のやつですから。そういう売買実例は、不動産鑑定士さんがそういう調査をかけていくわけですね。だから、翌年度には、それは参考になってくると思います。でも、ことしのやつには影響はしないということでもありますので、その辺はちょっと御了解いただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） どうも先ほどは失礼いたしました。

26年のくまもと稼げる園芸の減額の内訳を申し上げます。トマト生産組合の当初補助金の総額が3,592万3,000円。これから事業量の減で1,500万。それから、軟弱野菜等、小物野菜をつくっていらっしゃいます野菜生産組合の部分につきましては該当しないということで、1,860万2,000円がゼロになっております。それと、イチゴ高設栽培組合と光合成促進利用組合につきましては、この入札残ということで、当初、総額で6,420万5,000円が2,417万9,000円、補助額でございますが、この差額が4,002万6,000円となっております。申しわけありませんでした。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） それで、農政費の中の減額補正の処理加工施設について伺います。

この処理加工施設につきましては、全協でも協議いたしましたとおり、これは有害獣の初期の、当初からの目的でございました。これが減額されたということになりますと、来年、国県の補助を受けて、来年建設が可能なのかどうかお伺いをしたいと思います。

それから、もう1点、先ほど、一般職の職員の給与改正が行われました。可決されました。1番議員からも要望がございましたけれども、この処理加工施設につきましては、課長が直接担当しとるもんじゃないと思います。それぞれに担当者と係長がおってのことだと思いますけれども、その全協で話がありましたように、やはり職務怠慢による今回の減額ということで、非常にいただけないような状況にあります。

そのことで、全員が一生懸命ベースアップして頑張ってもらわにゃあいかん。しかし、中には、やっぱりどうしても仕事を怠って、職務怠慢によって、こういった事態が発生してくるということになりますと、それじゃベースアップというのは、仕事したもんも、せんもんも、皆上がるとかいつて。どうせ上がるとなら、何もせんがいいじゃないかっていう話にもなってきます。

これは、課長としての責任もありますし、町長としての、私は任命責任もあると思います。この点についてどういうふうにお考えなのか。この2点について、課長と町長に伺います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。

この件につきましては、全員協議会から皆さんにいろいろ大変御迷惑をおかけしているということで、その経緯を踏まえまして、改めて思いを申し上げたところでございます。

その中で、この事業の必要性というのは、地域住民を含め、皆さん方にも御理解いただいているということで、現在もその重要性を鑑み、精査しているところでございます。27年度、事業ができるかという部分で、これは補助事業ベースで申し上げますと、国の補助額は県のほうも持っております。期間等もない中でございますが、十分精査して、今後の事業計画を考えてまいりたいと思います。大変御迷惑をおかけします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 今回の処理施設関連につきまして、全員協議会でもそうですけれども、大変厳しい御意見をいただいたところでございます。補正予算の今回の給与改定に絡めても、今、工藤議員から御質疑といいますか、御提言があったところでございますけれども、非常にこの辺は職務怠慢ということにならないように、これから、先ほど、1番議員からもありましたように、気を引き締めてやっていかなくちゃいけないんですが、今年度から、人事評価制度に取り組んでいくということで、まだ具体的になかなか方策までできておりませんが、今そういった研修、職員研修、それから、検討委員会を立ち上げまして、そして、その評価に基づきまして、給与のほうに反映、それから、昇給、昇格に反映していくということに、将来的にやっていくということで、これはそういったことをしっかりと取り組んでいくということで、今回のようなことにつながらないようにやっていきたいと思っておりますので、何とぞそういったことで御了解いただきたく思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 今回の件は、本当に、最初申し上げたとおり、私も猛省しております。本当にこういうことがあってはならないと考えますし、今、総務課長が申し上げたとおり、そういう制度を設けて、きちんと精査をやっていきます。そして、私は、予算編成の会議のときに、係長級以上集まったときに、こういうことがないように、まずもって十分な事前準備をして、調査をして、設計もして、そして、住民の方々に説明をしなければならない。これは、そういうことは予想ができたもんだと私は思います。そういう想像力を働かして、ここまでやったという自信を持って、そして、予算化をするということを指示いたしました。指示をして、そして、こういう制度もつくって、直らないと。また、同じことをやると。そういうことであれば、私が責任をとらなければ、これが直らないということになれば、私はそれ相応の責任をとっていきたいと考えております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） ありがとうございます。

非常に心強い答弁をいただきました。非常にそういう思いで、住民の負託に応えていただくよう、ぜひともお願いしたいと思います。

それから、つけ加えますけれども、私、この前、市役所の託麻支所に行きました。たまたまちょっと用事がありましたので、行きましたところ、20名ぐらいの職員の方がワンフロアにおられましたけれども、非常に丁寧です。私は、資産証明と所得証明と納税証明とをとりましたけれども、何の御用ですかと言われて、私がそれを言ったら、書類を準備しますと言って、わざわざその書類を、後ろに行けば、カウンターにあるとですね、幾つもずっといろんな証明の申請がありますけれども、わざわざ準備しますと言って、その用紙を持ってきて来られました。うちの町だったらどうかなって、それは後ろに、そこにありますからって言いやせんかなという気がしたわけですね。やはり、市役所でもあれだけ丁寧に、住民一人一人に接しておられるというのを見て、これはうちも勉強せないかなという思いがしましたので、ぜひとも、今の町長の答弁を実行できるよう、職員一同で頑張っていたきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号「平成26年度山都町一般会計補正予算（第5号）について」は、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時07分

再開 午後1時0分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 議案第63号 平成26年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第9、議案第63号「平成26年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それでは、議案第63号、平成26年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

議案第63号、平成26年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、5ページをお開きください。

歳入について説明します。4款療養給付費等交付金1項療養給付費等交付金1目療養給付費等交付金、補正額448万2,000円。これは、平成25年度の退職者療養給付費等交付金の追加交付額ということで、448万2,000円です。それから、1目繰越金、補正額6,026万6,000円。これは、平成25年度決算による繰越金で6,026万6,000円です。

次のページをお願いします。

歳出です。1目一般管理費、補正額52万4,000円。これは70歳以上、一般被保険者にかかる軽減特例措置の段階的廃止の法改正によるシステム改修委託料ということで、32万4,000円。それから、18節の備品購入費はパソコン購入費です。それから、1目一般被保険者療養給付費、補正額2,500万。19節負担金補助及び交付金のほうですが、診療費負担金で2,500万。2目の退職被保険者等療養給付費、補正額1,400万。これは19節ですが、診療費負担金ということで、1,400万です。3目一般被保険者療養費、補正額200万。療養費負担金、これは治療用装具等です。これが200万。

それから、7ページです。

1目一般被保険者高額療養費、補正額500万、療養費補助金の500万です。それから、2目の退職被保険者等高額療養費、これは補正額が577万、19節の療養費補助金577万です。それから、1目の介護納付金、補正額230万5,000円。19節230万5,000円、これは介護納付金。これは、平成26年度介護給付費・地域支援事業等支援納付金の通知により、納付金が決定しております。

次のページをお願いします。

3目償還金、補正額50万3,000円、23節、これは平成25年度特定健康診査・保健指導負担金の返還金で、50万3,000円。4目一般被保険者還付加算金、補正額99万9,000円。これは、23節の償還金利子及び割引料ですが、国保税の還付加算金に対応するため、99万9,000円です。それから、1目予備費、補正額が864万7,000円。予備費として、一般財源864万7,000円です。

次は、表紙裏面をお願いします。

平成26年度山都町国民健康保険特別会計補正予算。平成26年度山都町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,474万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億551万4,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成26年12月4日提出、山都町長。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（中村一喜男君） 議案第63号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号「平成26年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第64号 平成26年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第10、議案第64号「平成26年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それでは、議案第64号、平成26年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案第64号、平成26年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、5ページをお願いします。

2、歳入です。1目繰越金、補正額319万6,000円。この繰越金は、平成25年度決算による繰越金で、319万6,000円です。

6ページをお願いします。3、歳出です。予備費、補正額319万6,000円。一般財源319万6,000円。予備費で計上いたします。

表紙裏のページをお願いします。

平成26年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算。平成26年度山都町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ319万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,421万3,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成26年12月4日提出、山都町長。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第64号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号「平成26年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第65号 平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第11、議案第65号「平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 議案第65号について説明いたします。

議案第65号、平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）、5ページをお願いします。

歳入です。4目介護保健事業費補助金、補正額97万8,000円。これは、介護保険制度改正に伴うシステム改修事業補助金になりますが、97万8,000円です。

次のページをお願いします。

歳出です。1目一般管理費、補正額97万9,000円。13節の委託料、介護保険制度システム改修委託料になります。4目介護予防住宅改修費、補正額150万。19節150万、これは、介護予防住宅改修費になります。5目介護予防サービス計画給付費、240万。19節負担金補助及び交付金で、これは介護予防サービス計画給付費240万です。9目介護予防原案作成費、310万。13節委託料の310万は、介護予防原案作成委託料となっております。予備費700万1,000円減です。予備費、一般財源700万1,000円減です。

表紙裏面をお願いします。

平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算。平成26年度山都町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,216万9,000円とする。第2条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成26年12月4日提出、山都町長。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第65号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号「平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第66号 平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第12、議案第66号「平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

水道課長、甲斐良士君。

○水道課長（甲斐良士君） お世話になります。簡易水道の特別会計補正予算の説明をいたします。

議案第66号、平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）。この補正につきましては、人事院勧告に伴います人件費、並びに各水道施設の電気料及び修繕費でございます。また、簡易水道整備事業費といたしまして、施設整備費を計上させていただいております。

では、今回の補正の内容につきまして説明をさせていただきます。

まず、歳出から説明をいたしますので、補正予算の7ページをおあげください。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費でございます。補正前の額 1 億1,844万円です。補正額247万1,000円、計の1億2,091万1,000円でございます。財源の内訳でございます。一般財源といたしまして、247万1,000円です。

続いて、節ごとの説明をいたします。2 節から 4 節につきましては、人事院勧告に伴います水道課職員 4 名の給与費でございます。この内容につきましては、先ほど、総務課長のほうから説明がっておりますので割愛をさせていただきます。次に、11 節需用費200万でございます。内訳といたしまして、電気料160万、修繕費40万でございます。

続きまして、2 目簡易水道整備事業費でございます。補正前の額、2 億2,388万9,000円です。補正額752万9,000円、計、2 億3,141万8,000円です。財源の内訳といたしまして、地方債720万円、一般財源32万9,000円です。節の説明をいたします。15 節工事請負費、752万9,000円。これは、施設整備費でございます。現在、実施しております山都中央簡易水道拡張工事に伴います上稲生野の配水池の施設を利用するということございまして、その施設の改修並びに外構工事費でございます。また、配水管敷設に伴います復築費、あるいは、経費削減ということございまして、埋設管の延長カットをしております。そのため、里道区間の埋設を予定いたしておりますので、これに伴う水道管保護のために、生コン打設を計画しております。その経費でございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。6ページをおあけください。

補正前の額、1億5,517万6,000円です。補正額280万円、計、1億5,797万6,000円です。次に、節の説明をいたします。1節繰入金、280万円。一般会計からの繰入金でございます。

次に、7款町債1項町債1目簡易水道事業債でございます。補正前の額1億3,840万円、補正額720万円、計、1億4,560万円です。節の説明をいたします。1節簡易水道事業債、720万円です。これは、山都中央地区簡易水道の事業債でございます。

次に、3ページをお願いいたします。第2表、地方債の補正でございます。起債の目的、簡易水道事業債。限度額、1億3,840万円。補正後、1億4,560万円です。

次に、表紙の次のページをお願いいたします。

平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算。平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,400万2,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は第2表、地方債補正によるところでございます。平成26年12月4日提出、山都町長、工藤秀一。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長(中村一喜男君) 議案第66号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番(赤星喜十郎君) 6ページですが、節の区分の番号はこれでよかですか。1繰入金、1簡水債、節の区分。

○議長(中村一喜男君) 総務課長、坂口広範君。

○総務課長(坂口広範君) 繰入金の件でよろしいでしょうか。4款繰入金1項一般会計繰入金1目繰入金1節繰入金ということで、間違いございません。

○議長(中村一喜男君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中村一喜男君) これで質疑を終わります。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中村一喜男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号「平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算(第3号)について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第67号 上益城広域連合規約の一部変更について

○議長（中村一喜男君） 日程第13、議案第67号「上益城広域連合規約の一部変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第67号について説明をいたします。

上益城広域連合の規約の一部変更について。地方自治法第291条の3第1項の規定より、上益城広域連合規約の一部を次のとおり変更する。平成26年12月4日提出、山都町長。

上益城広域連合規約の一部を変更する規約。上益城広域連合規約の一部を次のように変更する。第5条第2号中（及び熊本中央広域市町村圏協議会との関係）を削る。附則、この規約は知事の許可の日から施行する。

提案理由です。広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次ページが、新旧対照表でございます。

今回、熊本中央広域市町村圏協議会の解散に伴いまして、組合規約を変更する必要性が生じたために提案をするものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第67号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号「上益城広域連合規約の一部変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第68号 字の区域の変更について（山都町白小野）

○議長（中村一喜男君） 日程第14、議案第68号「字の区域の変更について（山都町白小野）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） では、議案第68号の説明を申し上げます。

議案第68号、字の区域の変更について（山都町白小野）。地方自治法（昭和22年法律第67号）

第260条第1項の規定により、山都町の字の区域を次のとおり変更するものとする。平成26年12月4日提出、山都町長。

山都町白小野、変更前の字名、乙早。区域が、1711の一部、1850の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部。変更後の字名、堂面。

同じく、変更前の字名が堂面。区域が、1710の地先の道路。水路である公有地の一部。変更後の字名が乙早。

変更前が北ノ下1854の一部、1859の一部、1860の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、並びに1861の1、1862の1、1862の3の地先の道路である公有地の一部。変更後の字名が乙早。

変更前、乙早1850の一部、1851の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部。変更後の字名が北ノ下。

提案理由でございます。町の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次のページに、土地改良事業の字界変更図を入れております。

黒の2点実線が旧字界でございます。今回、赤の2点、赤の実線に区域を変更いたします。

変更の理由でございますが、県営の中山間地整備事業により、矢部南部地区において、区画整備事業を行っておりますが、圃場整備により区画形状が変わり、字の区域の変更が生じたので、これを整理するものです。

以上、提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第68号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 私たちでは、地域もどの辺かということもなかなかわかりませんが、それはそれでございまして、地元の人たち、区域の人たちの理解、よくいただいておりますか。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 事業実施前に、計画を策定しますときに、地元の同意をとって実施しております。

なお、この地域につきましては、下矢部地区でございまして、4.5ヘクタールの圃場整備を行っているものでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号「字の区域の変更について（山都町白小野）」は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第69号 字の区域の変更について（山都町野尻）

○議長（中村一喜男君） 日程第15、議案第69号「字の区域の変更について（山都町野尻）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 続きまして、議案第69号の御説明を申し上げます。

議案第69号、字の区域の変更について（山都町野尻）。地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、山都町の字の区域を次のとおり変更するものとする。平成26年12月4日提出、山都町長。

山都町野尻、変更前の字名、瀬戸。区域が、106から108までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路であり、公有地の全部。変更後の字名、豊成。

変更前の字名、豊成。区域が、8の一部、及びこの区域いに隣接する水路である公有地の全部。変更後の字名、瀬戸。

提案理由。町の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次のページに、字界変更図をおつけしております。

こちら先ほどと同じように、黒の二点実線が変更前の字界でございまして、赤の二点実線が変更後の字界でございます。

変更の理由でございますが、県営中山間総合整備事業により、矢部南部地区、これは白糸の米内蔵でございますが、こちらにおいて、区画整備事業、3.9ヘクタールを行っておりますが、圃場整備により区画形状が変わり、字の区域の変更が生じたので、これを整理するものです。

以上、御提案申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第69号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号「字の区域の変更について（山都町野尻）」は、原案のとおり可決さ

れました。

日程第16 委員会報告 請願及び陳情等付託報告について

○議長（中村一喜男君） 日程第16、「請願及び陳情等付託報告について」を議題とします。

請願第2号「農協改革に関する請願書」について報告を求めます。

経済建設常任委員長、工藤文範君。

○経済建設常任委員長（工藤文範君） それでは、報告いたします。

本常任委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

事件番号。請願第2号。

付託年月日。平成26年12月4日。

件名。農協改革に関する請願書。

陳情者。上益城農業協同組合、組合長藤木真也。阿蘇農業協同組合、組合長工藤保雄。

紹介議員。稲葉富人。

審査結果。採択。

審査意見。地域農業振興のため、JAが果たす役割は極めて大きいものがある。組織力のさらなる強化を期すために、請願の趣旨を妥当と認める。よって、本請願を採択とする。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 意見書案について、職員に朗読させます。

議会事務局長、緒方功君。

○議会事務局長（緒方 功君） 意見書が少々長ございますので、要旨のみ朗読いたします。

本町は、これまでJAと密接に連携しながら、農地利用集積、新規就農支援、健康福祉活動等を通じた農業振興、地域社会振興に取り組んできており、今後もこの関係を継続していく必要があると認識している。

しかしながら、農協改革に関する今後の政府の取りまとめいかんでは、JAの組織、事業機能が低下し、これまで連携して取り組んできた活動が困難になり、ひいては農業者、地域住民、地域社会に対しても、多大な影響が出るのが懸念される。

よって、国におかれては、次期通常国会で審議される予定となっている農協改革については、JAグループの自己改革内容を十分尊重した上で、下記の事項の実現に対応していくよう、強く求める。

- 1、総合事業によるJA事業の展開について。
- 2、準組合員の事業利用・JA運営参画の促進について。
- 3、農協法上の新たな中央会制度の位置づけの明確化について。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。平成26年山都町議会議長、中村一喜男。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号「農協改革に関する請願書」は、採択することに決定しました。

陳情第11号「道州制導入・労働法制改悪に反対し、最低賃金・公務員賃金の改善を求める意見書の提出に関する陳情」について報告を求めます。

総務常任委員長、中村益行君。

○総務常任委員長（中村益行君） 読み上げて、総務委員会の結論を報告いたします。

総務常任委員会報告。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告します。

事件の番号は、陳情第11号。件名は、道州制導入・労働法制改悪に反対し、最低賃金・公務員賃金の改善を求める意見書の提出に関する陳情。陳情者は、熊本市神水の県労連、道州制阻止キャラバン熊本県実行委員会委員長、中原誠さんからです。

審査結果、継続審査。

審査意見、陳情の内容が道州制反対、公契約条例制定、正規、非正規にかかわらず、同一労働、同一賃金、最低賃金を1時間1,000円以上にすること——それに公務員賃金も入っていますが——と、多岐にわたっているため審議が尽くせず、本陳情を継続審査としました。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから陳情第11号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第11号「道州制導入・労働法制改悪に反対し、最低賃金・公務員賃金の改善

を求める意見書の提出に関する陳情」は、継続審査とすることに決定しました。

日程第17 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（中村一喜男君） 日程第17、「各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について」を議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。当該申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。平成26年第4回山都町議会定例会を閉会します。

閉会 午後1時39分

平成26年12月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第55号	専決処分事項（平成26年度山都町一般会計補正予算（第4号）） の報告並びにその承認を求めることについて	12月4日	原案承認
議案第56号	山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	12月11日	原案可決
議案第57号	山都町国民健康保険条例の一部改正について	12月11日	原案可決
議案第58号	山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	12月11日	原案可決
議案第59号	山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	12月11日	原案可決
議案第60号	山都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	12月11日	原案可決
議案第61号	山都町営住宅条例の一部改正について	12月11日	原案可決

議案第62号	平成26年度山都町一般会計補正予算（第5号）について	12月11日	原案可決
議案第63号	平成26年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） について	12月11日	原案可決
議案第64号	平成26年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） について	12月11日	原案可決
議案第65号	平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）につ いて	12月11日	原案可決
議案第66号	平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）につ いて	12月11日	原案可決
議案第67号	上益城広域連合規約の一部変更について	12月11日	原案可決
議案第68号	字の区域の変更について（山都町白小野）	12月11日	原案可決
議案第69号	字の区域の変更について（山都町野尻）	12月11日	原案可決
発委第1号	山都町議会委員会条例の一部改正について	12月11日	原案可決
議 長 報 告	各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出に ついて	12月11日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
